平成25年第３回定例会

# 上士幌町議会会議録

平成25年　５月８日　開会
平成25年　５月24日　閉会

上　士　幌　町　議　会

# 平成２５年第３回上士幌町議会定例会会議録目次

第１号（平成２５年５月８日）

出欠席議員……１
職務のため出席した者の職氏名……１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１
議事日程……２
開会の宣告……３
開議の宣告……３
議会運営委員会の報告……３
副町長就任挨拶……３
会議録署名議員の指名……４
会期の決定について……５
諸般の報告……５
行政報告……５
常任委員及び議会運営委員の選任について……６
常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について……６
議長の常任委員辞任について……７
町政執行方針・教育行政執行方針……８
会議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２３
意見書案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４
承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５
報告第１号の上程、説明、質疑……２８
議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０
議案第３４号から議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３１
散会の宣告……５３
署名議員……５５

第２号（平成２５年５月２４日）

出欠席議員……５７
職務のため出席した者の職氏名……５７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……５７

議事日程……５８
開議の宣告……５９
議会運営委員会の報告……５９
会議案第１１号の上程、説明、採決……５９
一般質問……６０
中　村　保　嗣　議員……６１
伊　東　久　子　議員……６７
山　本　弘　一　議員……７９
角　田　久　和　議員……８６
渡　部　信　一　議員……９７
山　本　和　子　議員……１１０
議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２５
議案第３８号及び議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２７
議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２９
監報告第３号の上程、報告……１３０
閉会中の継続調査の申出について……１３０
閉会の宣告……１３１
署名議員……１３３

５　月　　８　日

# 平成　２５　年　　第　３　回　　上　士　幌　町　議　会　　定　例　会　　会　議　録

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成　２５　年　５　月　８　日 | | | |
| 招集の場所 | 上　士　幌　町　議　会　議　場 | | | |
| 開会・閉会日時及び宣告 | 開　会 | 平成２５年　５月　８日　午前１０時００分 | 議　長 | 杉　山　幸　昭 |
| | 散　会 | 平成２５年　５月　８日　午後　２時１０分 | 議　長 | 杉　山　幸　昭 |

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出　席　１１名
欠　席　　０名
欠　員　　－名

○　　出　　席
△　　欠　　席
×　　不応招
△公　　公務欠席
遅　　遅　　刻
早　　早　　退

| 議席番号 | 氏　　名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏　　名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏　　名 | 出欠の別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 伊　東　久　子 | ○ | 7 | 角　田　久　和 | ○ | | | |
| 2 | 堂　畑　義　雄 | ○ | 8 | 山　本　和　子 | ○ | | | |
| 3 | 山　本　弘　一 | ○ | 9 | 山　本　裕　吾 | ○ | | | |
| 4 | 中　村　保　嗣 | ○ | １０ | 中　島　卓　蔵 | ○ | | | |
| 5 | 渡　部　信　一 | ○ | １１ | 杉　山　幸　昭 | ○ | | | |
| 6 | 佐々木　　守 | ○ | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 会議録署名議員 | ８番　山　本　和　子　議　員 | | ９番　山　本　裕　吾　議　員 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 | 斉　藤　明　宏 | 議会事務局主査 | 櫻　井　淳　史 |
| 地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町　　長 | 竹　中　　貢 | 建　設　課　長 | 尾　形　昌　彦 |
| | 副　町　長 | 千　葉　与四郎 | 教育委員会教育長 | 馬　場　久　男 |
| | 会計管理者 | 綿　貫　光　義 | 教育委員会教育委員長 | 島　口　重　一 |
| | 総　務　課　長 | 高　嶋　幸　雄 | 教育委員会教育次長 | 石　王　良　郎 |
| | 企画財政課長 | 早　坂　清　光 | 農業委員会会長 | 兼　子　義　雄 |
| | 町　民　課　長 | （会計管理者兼務） | 農業委員会事務局長 | 馬　場　俊　之 |
| | 保健福祉課長 | 野　中　美　尾 | 代表監査委員 | 新　田　勝　幸 |
| | 保　育　課　長 | 高　橋　　智 | | |
| | 農　林　課　長 | 松　岡　秀　行 | | |
| | 商工観光課長 | 柚　原　幸　二 | | |

# 平成２５年第３回上士幌町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２５年５月８日（水曜日）

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　常任委員及び議会運営委員の選任について
日程第　６　常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について
日程第　７　議長の常任委員辞任について
日程第　８　町政執行方針・教育行政執行方針
日程第　９　会 議 案第１３号　上士幌町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第１０　意見書案第２１号　ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書の提出について
日程第１１　承　認　第　２号　専決処分の承認について
日程第１２　報　告　第　１号　平成２４年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第１３　議　案　第３３号　上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議　案　第３４号　平成２５年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）
日程第１５　議　案　第３５号　平成２５年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議　案　第３６号　平成２５年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）

---

◎開会の宣告

**○議長（杉山幸昭議長）**　ただいまより平成25年第３回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めております。

（午前１０時００分）

---

◎開議の宣告

**○議長（杉山幸昭議長）**　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議会運営委員会の報告

**○議長（杉山幸昭議長）**　議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、渡部信一議員。

**○議会運営委員長（渡部信一議員）**　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は４月26日午前10時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

１点目は、副町長から就任の挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、日程第１の前に議長発議をもって許可することとします。

２点目は、日程第14、議案第34号から日程第16、議案第36号までの平成25年度上士幌町一般会計補正予算並びに２特別会計補正予算は、３会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎副町長就任挨拶

**○議長（杉山幸昭議長）**　ここで、４月21日付をもって就任されました千葉与四郎副町長から就任挨拶の申し出がございますので、発言を許します。

副町長、千葉与四郎君。

**○千葉与四郎副町長**　大変貴重な時間にもかかわらず発言の機会をいただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。副町長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

３月26日の第２回臨時会におきまして、町長のご推薦並びに議員各位のご同意をいただきまして、副町長として３期目の町政に参画をさせていただくことになりました。改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

２期８年間を振り返りますと、１期目の４年間につきましては、地方交付税の削減という厳しい財政状況の中で、人件費を初めとする行政コストの削減を強力に進めながら、新たなまちづくりに挑戦することが重要な課題となっていたところでございます。

また、２期目の４年間については、第５期総合計画の策定作業や開町80周年記念事業など、行政運営の節目となる事業がございました。

また、一昨年３月11日には、未曽有の被害をもたらした東日本大震災が発生をいたしました。現在はその教訓を踏まえまして防災計画の見直し作業を行っているところでございます。

さらには、先日オープンをいたしました環境省ビジターセンターと町関連施設の建設やナイタイ高原牧場の指定管理者制度への移行など、長年の懸案事項を実現することになったところでございます。

課題、問題への対応や懸案事項を推進することができた背景には、竹中町長のリーダーシップはもとより、議員各位を初め関係者の皆様のご理解とご協力、ご指導によるものが大きく、重ねて深く感謝を申し上げる次第でございます。

３期目に当たりましては、竹中町長が４選出馬に当たり町民にお示しをした公約の実現に向けて、微力ではございますが精いっぱい仕事をさせていただく所存でございます。これまで同様、議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にもあわせてご指導、ご協力をお願い申し上げまして、副町長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

---

◎会議録署名議員の指名

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において８番、山本和子議員、９番、山本裕吾議員を指名いたします。

◎会期の決定について

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から５月24日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から５月24日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますのでご承知願います。

---

◎諸般の報告

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第３、諸般の報告を行います。

お手元に平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間の議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の１第１項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第４、行政報告を議題といたします。

説明員より、報告の説明を求めます。

竹中町長。

**○竹中　貢町長**　人事発令についての報告をさせていただきます。

４月１日付で、別紙のとおりでありますけれども、上士幌町事務分掌一覧表のとおり人事発令を行いましたので、ご報告を申し上げます。

新規採用職員については、技術職員１名、保育士１名の合計２名を採用し、建設課、保育課に配属しております。

一般の人事異動については、全体で24名の発令を行っております。内訳としましては、町長部局が20名、農業委員会事務局が１名、教育委員会事務局が２名、北十勝消防事務

組合への派遣が１名となっております。

なお、新設した子育て推進室については、新たに北海道から派遣を受けた職員を室長とし、企画財政課の職員２名に兼務発令をしております。

また、今年度より２年間、ＮＰＯ法人住んでみたい北海道推進会議へ職員１名を派遣しております。

異動職員の内訳としましては、課長職６名、主幹職３名、主査職９名、担当スタッフが６名であります。

昇格につきましては、主査職に４名の昇格発令を行っております。

以上、人事発令についてご報告申し上げました。

**○議長（杉山幸昭議長）**　報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

---

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第５、常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第３条第１項の規定により、常任委員及び議会運営委員の任期が５月９日をもって２年の任期が満了となります。

お諮りいたします。

各常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長においてお手元にお配りしております名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員及び議会運営委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

◎常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第６、常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、委員会条例第８条第４項の規定により、５月９日をもって任期満了となります。

常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第８条第２項に基づき、議会においてそれぞれ委員会の委員の中から選任することとなっております。

お諮りいたします。

常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については議長において指名し、会議に諮って選任することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については議長において指名し、会議に諮って選任することに決定いたしました。

それでは、常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長を指名いたします。

総務文教厚生常任委員長に山本裕吾議員、同じく副委員長に中村保嗣議員、産業経済建設常任委員長に角田久和議員、同じく副委員長に山本弘一議員、議会運営委員長に渡部信一議員、同じく副委員長に角田久和議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時１２分）

---

**○副議長（伊東久子副議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

（午前１０時１２分）

---

◎議長の常任委員辞任について

**○副議長（伊東久子副議長）**　日程第７、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま総務文教厚生常任委員に選任されました議長から、休憩中に常任委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権利を有しているほか、議長固有の権限を考慮するとき、１つの委員会に委員として所属することは適当でないとし、議会運用例第108条の規定に基づき、総務文教厚生常任委員を辞任いたしたいとするものであります。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○副議長（伊東久子副議長）**　異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任については、これを許可することに決定いたしました。

ここで議長を交代いたしますが、議事運営にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、暫時休憩といたします。

（午前１０時１４分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１５分）

---

◎町政執行方針・教育行政執行方針

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第８、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

町長及び教育委員長から平成25年度の町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行いたい旨の申し出がありますので、順次これを行います。

初めに、町長から町行政執行方針の説明を願います。

町長、竹中貢君。

**○竹中　貢町長**　平成25年第３回上士幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と主要な施策について所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

３月の町長選挙におきまして町民の支持とご理解をいただき、４期目の町政を担うこととなりましたが、４期目の公約としてまちづくりのスローガン「上士幌町の豊かな明

日の礎を築く」を掲げさせていただきました。

「上士幌町の豊かな明日の礎を築く」とは、士幌村から分村して八十余年、今日のまちの姿は、幾多の試練や苦難に立ち向かう先人の日々の汗と涙によるものであり、今を担う私たちには、90周年、100周年へと持続的な発展を引き継ぐ責務があり、将来に向けて確かな道しるべを示すことであります。

このスローガンを実現するために、次の５つの主要なテーマを設定いたしました。

１、地域の経済を支える農林業・商工・観光振興を図る。

２、子どもが輝く、子育てと教育のまちを目指す。

３、安心して老後を送るために、みんなで支え合う仕組みをつくる。

４、老朽公共施設の更新と、住民が行き交い、ふれあいの町なか空間を目指す。

５、健康・環境・観光と子育て・教育をコンセプトにしたまちづくりを進める。

先般、国立社会保障・人口問題研究所は、2040年の将来推計人口を発表をいたしました。少子化の進展に伴い、全都道府県で人口が減少するとしております。

本町でも極めて厳しい推計値になっていますが、それに甘んじてはならない、諦めてはならないと考えております。まちは生きているからであります。町民の総意を結集して、我がまちを愛し、みんなで支え合い、育むことができればまちは元気になるものと信じております。

このたび町民にお示ししたまちづくりのスローガンや主要なテーマは、まさに20年後、30年後の「元気まち　かみしほろ」の礎となるまちづくりの方針や施策であります。

そのため、第５期上士幌町総合計画の着実な実行はもとより、さらに将来のあるべきまちの姿として、第１次産業の農林業を基軸として、第２次、第３次産業の成長を促し地域の経済が発展していること、また、少子高齢社会にもしっかりと向き合い、子育てと教育、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちとして、定住人口の確保と地域の活性化が図られていることであります。

そのための礎を築くのが今期の果たすべき責務であり、町民の皆様並びに議員各位には、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、今年度の主要な政策課題と施策につきまして述べさせていただきます。

地場産業で地域の活力を生み出すまち。

農業。

昨年度の農業総生産額は過去最高の見込みであり、近年、本町の農業は著しい成長を遂げております。

第１次産業、とりわけ農業は、本町の地域経済を支える基幹産業であります。地域経

済と農業の発展は不可分の関係にあることから、農業の持続的な発展のために、関係機関・団体と連携しながら、今後ともさまざまな施策を講じることが肝要であります。

一方、農業を取り巻く情勢では、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加交渉と関税撤廃は、本町農業や地域経済に大きな打撃を与えるものであり、関係機関、団体とともに断固反対の姿勢で取り組みを進めてまいります。

経営所得安定対策は、これまでの戸別所得補償と同様に、出来高や品質に重きを置いた制度内容であり、緑肥作物及び堆肥投入により、地力向上や肥料等のコスト削減を図るための事業を継続支援してまいります。

また、町内で生産するおいしく安全な農産物の普及拡大を図る地産地消や農畜産物のブランド化など、付加価値を高める取り組みを進めてまいります。

生産基盤の整備は持続的な農業経営にとって重要な政策課題と位置づけており、積極的に推進してまいります。国営かんがい排水事業上士幌北地区（上士幌―清水谷）工事は着手３年目を迎えますが、早期完成に向けて期成会と一体となって運動をしてまいります。また、道営畑地帯総合整備事業や草地整備事業、農道整備についても計画的に進めてまいります。

家畜伝染病は、徹底した予防対策を推進するとともに、発生時には迅速な対応を図り、被害の拡大を防止いたします。

農業委員会は、農地法等法令業務の厳正、適正な推進とあわせて担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいります。

農業が持続的に継承、発展していくためには、次代を担う後継者の育成・確保対策と新規就農対策が重要であり、道の担い手センター事業の活用を含め、その対策を講じてまいります。

農業労働者の確保対策については、関係機関、団体と新たな仕組みづくりに向けて継続して協議してまいります。

ナイタイ高原牧場。

ナイタイ高原牧場の管理運営につきましては、今年度から指定管理者制度によりＪＡ上士幌町に移行されました。

産業振興においてさまざまな可能性を有しているナイタイ高原牧場のあり方や経済活動の方向につきましては、今年度の運営が行われる中からその可能性の追求が図られるよう、ともに連携、協力してまいります。また、牧場の基盤整備につきましては、補助制度を活用した草地整備改良と基盤施設整備に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

林業。

林業につきましては、現在、木材の流通が停滞している現状にあります。

一方、国においては、森林の有する多面的機能が発揮されるよう森林・林業再生プランを定めており、木材供給を初め、地球温暖化防止、水源の涵養、災害防止のほか、再生エネルギーとしての評価も一層高まっております。本町においても、上士幌町地域材利用推進方針により、町の公共施設等における木材利用を積極的に推進してまいります。また、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用について、継続して調査研究を進めてまいります。

上士幌町は77%の面積を占める森林資源と、川上（生産）から川中（加工）、川下（利用）の事業所がそろっており、林産業の振興は地域経済や雇用の拡充、木材を利用したまちづくりを推進する上からも重要な政策課題と認識しており、林業振興に必要な施策を講じてまいります。

商工業。

商工業につきましては、地元での購買意欲の喚起とまちのにぎわいを図るために、中元・歳末大売り出し、夏のバルーンフェスティバル開催に合わせたスタンプラリーなど、商工会等が実施する各種サービス事業を推進、支援してまいります。

地場産品を活用した農林商工連携による新商品・新サービスの開発、販売促進に向けましては、農林商工等連携促進事業により、特産品の開発や起業等の意欲的な取り組みに対しても積極的に支援してまいります。

インターネットショップは、地元の特産品を全国の消費者とつなぐツールとして開店していますが、ふるさと納税を通した物販が飛躍的に伸びていることから、今後とも新商品の拡充や販売拡充に向けて、必要な支援をしてまいります。

かみしほろ情報館については、特産品の展示販売や観光情報の発信のほか、移住定住に関するワンストップ窓口の機能など、複合的な情報発信の拠点として充実するよう支援してまいります。

企業誘致につきましては、昨年度太陽光発電の事業者を誘致したところでありますけれども、今後とも未利用の公共用地や廃校の利活用を初め、企業側へのアプローチを積極的に進めるなど粘り強く誘致活動を進めてまいります。

観光につきましては、帯広空港のダブルトラッキング化や道東自動車道の全線開通による十勝管内への流動人口の増加が顕著であることから、引き続き観光客を本町に引き込むための上士幌町・ぬかびら源泉郷魅力発信キャンペーン事業を展開してまいります。また、ぬかびら源泉郷やナイタイ高原牧場、旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋関連遺

産を初めとする本町の魅力を道央圏や首都圏に向けて積極的に情報発信してまいります。

冬季観光振興対策といたしましては、スキー場を中心としたＰＲ活動やイベントの充実のほか、スキー合宿の誘致促進に向けた支援を行ってまいります。

夏の熱気球フェスティバルは、ことし40回の節目を迎えることから、イベント内容の拡充を図るとともに、地域の風土を生かしたスポーツイベントとして支援してまいります。

長年の懸案であった環境省のビジターセンター建設事業は町の施設と合築して完成し、ひがし大雪自然館として５月１日にオープンしたところであります。本施設は東大雪地域の自然体験や自然環境保全に関する活動拠点、自然から観光まで幅広く情報収集・発信する案内・情報拠点、利用者と地域の交流拠点など、観光振興における拠点施設となるよう積極的な宣伝活動と事業運営を行ってまいります。また、施設内に観光担当の職員を配置し、観光協会の推進体制強化と施設総体の機能強化を図ってまいります。

滞在・体験型観光に対応する地域資源を生かしたプログラム開発につきましては、前年に引き続き検討を進めてまいります。

健康で安心して暮らせるまち。

誰もが住みなれたこの町で安心して生活していただけるよう、医療、介護、生活支援、予防、住まいなど、医療機関、社会福祉法人、地域住民、行政が連携し、みんなで支え合う地域包括ケアを推進してまいります。

保健・医療。

保健・医療については、上士幌町健康増進計画や国保特定健診等実施計画の推進に当たり、生活習慣病予防の重要性を踏まえ、若い世代からの生涯を通じた健康づくり施策を展開してまいります。取り組みとしましては、各種健診の受診率の向上、健康寿命の延伸を目指した健康づくりを、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

また、働き盛りの世代に鬱病や自殺などメンタルヘルスの問題が深刻化していることから、相談体制を充実するとともに、心の健康づくりの取り組みを強化してまいります。

母子保健では、妊娠期から親子の健康を確保し育児不安を軽減するため、健診や相談支援などを充実するとともに、食育や生教育についても引き続き取り組んでまいります。

感染症予防対策では、本年２月に上士幌町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定したところであります。今年度は法に基づき、町の行動計画を策定して対策に万全を期してまいります。

町内の医療機関につきましては、病院・診療所・歯科医院の体制が維持されておりますが、休日夜間救急医療を含め、町民が安心して町内の医療機関を受診できるよう、医

療機関への支援や医師の確保支援等を引き続き実施し、第一次医療圏としての役割を充実してまいります。

福祉。

町民が安心して暮らせる地域福祉の充実を図るため、上士幌町地域福祉計画及び三愛計画に基づき、各種取り組みを着実に推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアを推進するために、住民及び関係機関による連携会議を設立いたします。

また、介護サービスの充実に努めるとともに、今年度社会福祉法人が整備計画を進めている在宅で安心して生活できる場所づくりや、その中核となる施設整備に向けた体制づくりに対して支援してまいります。

障害福祉につきましては、障害者総合支援法において、障害者の範囲に難病疾患者も加わることから、よりきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、障害のある人が適切な支援を受けられるよう相談支援体制の強化を図ってまいります。また、障害のある人が自立した生活を営むため、福祉的な就労環境の整備に向けた検討を進めてまいります。

次に、子育て支援であります。

子育て、少子化対策は、まちづくり、地域活性化の観点からも重要な課題と認識しております。

本町としては、多様な子育てニーズに対応するため子育て推進室を設置し、子育て支援に係る行政組織の再編に向けた準備を進めるとともに、新たな施策の検討を進めてまいります。

保育所の改築につきましては、幼児教育・保育におけるさまざまなニーズに対応するとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、認定こども園として整備することとし、具体的な整備方針の確立と設計作業を進めてまいります。

また、学童保育所、発達支援センターにつきましても、児童の健全な成長を図るための児童福祉施設であり、施設の整備に向け検討を進めてまいります。また、いじめなど児童をめぐるさまざまな課題への対応につきましても、迅速かつ適切に対応してまいります。

安全で快適に生活できるまち。

防災であります。

近年、国内外で大規模自然災害が多発しており、危機への迅速、的確な対応が求められております。本町では、昨年度から新たな地域防災計画を策定しており、今年中に地

震や台風などの自然災害に対し、地域に適応した防災対策を構築することとしております。

また、地域社会が一体となった防災体制を構築するとともに、災害時要援護者対策や自主防災組織の取り組みの充実を図り、防災体制の確立に努めてまいります。

緊急時及び災害時等における住民への情報伝達につきましては、エリアメールを通じて迅速に行えるように整備してまいります。

消防・救急であります。

消防は、火災その他の災害から町民の生命、身体及び財産を守り、住民生活の安全・安心を確保する役割を担っております。

消防団員は、災害時に備え日夜訓練を重ねられ、町民の生命、財産を守るために率先して活動しており、女性消防団員についても、火災予防等の啓発に積極的に取り組んでいることから、団の活動が速やかに行えるよう支援してまいります。

消防装備につきましては、第２分団、糠平でありますが、管轄の資機材搬送車両の導入と消防装備の近代化を図ってまいります。

消防救急無線整備につきましては、平成28年４月からのデジタル化に向けて、十勝管内全市町村の共同により実施設計を行ってまいります。

また、消防広域化につきましては、平成28年４月の目標に向け検討が進められており、その検討状況ついて適宜情報の提供と情報の共有化を図ってまいります。

消費者保護。

平成21年、消費者庁が設置され、消費者保護のための政策が強化されました。本町としても消費者に対する啓発活動及び相談窓口の機能充実を図るとともに、安全・安心な生活を送るため、消費者協会と連携して消費者保護行政を推進し、トラブルから消費者を守るよう努めてまいります。

住宅・上下水道の整備。

公営住宅につきましては、適正な維持管理や周辺環境の改善に努めてまいります。一般住宅では、勤労者等の定住化を促すために、民間賃貸住宅の建設や持家住宅の新設、リフォームに対しても引き続き支援するとともに、子育て世代に対する支援についても検討してまいります。

水道につきましては、大雨時に河川の濁りによる影響を改善するために、市街地地区の井戸の増設整備や居辺地区の井戸の新設整備を進めてまいります。また、本管の更新を初め、安全・安心な給水体制の確立のために必要な手だてを講じてまいります。

下水道につきましては、長寿命化計画に基づき、管理センターの機械・電気設備の計

画的な更新、改修を進めるとともに、下水道の普及、啓発に努めてまいります。

道路の整備であります。

町道につきましては、市街地の生活に密着した道路の再整備を進めるとともに、本年５月からオープンしたひがし大雪自然館への周辺アクセスと地域の生活道路の改善のため、ぬかびら源泉郷市街地の道路改修工事を進めてまいります。

また、橋梁の長寿命化に向け、修繕計画を策定してまいります。

自然の豊かさと美しさが実感できるまち。

環境保全・環境美化・公園であります。

環境省が創設したオフセット・クレジット制度に本町の森林資源（町有林約85ヘクタール）の認証登録が完了し、今後はクレジットの販売促進に向けた取り組みを進めてまいります。

環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの住宅用太陽光発電システム導入に対する支援を引き続き行ってまいります。

一般家庭から出されるごみにつきましては、良好で快適な生活環境を確保し、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別や減量化に取り組んでまいります。

公園につきましては、航空公園のパークゴルフ場の看板整備のほか、老朽化遊具や休憩施設の修理、撤去を実施し、安全で安心して遊べる公園の整備に努めてまいります。

また、街路灯、防犯灯については、ＬＥＤ照明化を図ってまいります。

人づくりを大切にするまちであります。

生涯学習につきましては、本町における各種関連事業の体系化を行い、町民の学ぶ機会の情報を効率的に発信し、町民が意欲的に学べる環境づくりを行ってまいります。

生涯学習センターの改築については、町民の意見を十分に取り入れながら、基本構想の策定に着手してまいります。

学校教育につきましては、子供たちの生きる力を育むための教育環境の充実に努めるとともに、新たに就学前の教育のあり方についても検討してまいります。

地域とともに歩む上士幌高等学校には、各学年、安定２間口確保に向けて、物心両面で支援をしてまいります。

以下、「人づくりを大切にするまち」については、教育行政執行方針に委ねることとしたいと思います。

自覚を持ち心が通いあうまちであります。

交流・移住・定住。

近年、移住や田舎暮らしへの関心は、定年退職の世代から就労世代、子育て世代にも広がるとともに、企業のテレワークなど、新たな形でのニーズも高まっております。

都市と農山漁村の交流や移住・定住は、人、企業、さらに産地と消費者との物産の交流など、多面的な広がりの可能性を持っており、これらを地域活性化の重要な要素として総合的、戦略的に進めてまいります。

まちづくり活動・開かれた行政・広域連携。

町内のさまざまなボランティア、アダプト、町内会、ＮＰＯなどは、協働するまちづくりのパートナーとして大きな役割を果たしており、日ごろの活動を評価するとともに支援をしてまいりたいと思います。

開かれた行政につきましては、出前講座を初め、広報、インターネット等を活用し、積極的な情報提供を図るとともに、気軽に相談できる体制など、町民との情報の共有に努めてまいります。

広域連携につきましては、消防広域化や定住自立圏構想、道東自動車道開通に伴う広域観光など、十勝圏、近隣町との連携をさらに深めてまいります。

職員の資質向上につきましては、公務員としての法令遵守や職員の意識改革と業務に必要な専門知識の取得等、研修の充実に努めてまいります。

以上、平成25年度の町政執行方針の基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきました。これらを具現化するための予算総額は、一般会計で54億2,757万2,000円となり、前年度当初予算と比較して１億9,692万8,000円、3.5％の減額となりました。また、５特別会計を加えた６会計の予算総額は71億3,334万9,000円となり、前年度当初予算と比較して３億1,464万4,000円、4.2％の減額となりました。

歳入のうち、最大の財源である地方交付税につきましては、前年度当初予算額と比較して2,389万9,000円、0.9％の増額となる27億903万5,000円を見込んでおります。

歳出におきましては、時代の潮流と住民のニーズを踏まえた積極的なまちづくりを進めるため、主要課題に対する政策に重点的に財源を配分するなど、積極的な予算編成といたしました。

今後の財政運営に当たりましては、健全性を確保しながら効率的かつ効果的な財政運営に一層努めてまいります。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

ありがとうございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　暫時休憩いたします。

（午前１０時４７分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４８分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、教育委員長の教育行政執行方針の説明を願います。

教育委員長、島口重一君。

**○島口重一教育委員会教育委員長**　平成25年第３回上士幌町議会定例会の開催に当たり、上士幌町教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

教育を取り巻く環境は、雇用、生活不安の増大や少子高齢化の一層の進行、高度情報化の進展とモラルの低下などを要因として大きく変化しており、子供の学ぶ意欲や学力、体力の低下、問題行動、家庭、地域の教育力の低下などの課題が指摘されております。

そのような中で、本教育委員会としては教育環境の変化を踏まえて、関係団体、機関や家庭、学校、地域との連携を図りながら、人づくりを中心に据えた教育行政の推進を行います。

特に、昨年度スタートの上士幌町第７期社会教育中期計画「学び響き逢うまち」において設定しました町民各層における目標と施策の具現化を図っていきます。

このような考えのもと、主要な施策については以下のように取り組んでまいります。

第１、生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、昨年度より推進体制の見直しを進めており、各関係機関が連携、協力し、生涯学習に関する具体的な取り組み等を開発するための人材育成事業ワーキングチームを立ち上げております。実務担当者レベルによる横断的なメンバーの組織のもと、本町における各種事業の体系化を行い、町民に学ぶ機会の情報を効率的に発信していくことにより、学ぶ機会の確保に努めていくものであります。

具体的には、本年度まなびの森事業としてスタートしますが、前期、後期の２回に分けて講座ガイドによる情報発信を行い、あわせて受講手帳を配布することにより、町民が意欲的に学べる環境づくりを図ってまいります。

また、長年の懸案事項であります生涯学習センターの改築は、平成27年度の工事着工を目標に、本年度基本構想の策定に着手いたしますので、町民の皆さんのご意見を十分に取り入れながら、子供から高齢者までが集える施設づくりを目指します。

第２、社会教育の推進。

社会教育は、第７期社会教育中期計画の具現化を目指し、少年教育から高齢者教育の

各領域において各種学習の機会を提供し、人材づくりを核とした取り組みを進めてまいります。

少年教育は、少年会育成委員連絡協議会と連携し、地域の子供は地域で育てるという認識のもと、地域総ぐるみで子供たちに必要な体験活動の機会を提供してまいります。特に、子供の生きる力の育成を図るため、これまで推進しておりますかみっ子ふるさと体感塾を初め、自然体験、生活体験を重視した事業を引き続き展開してまいります。

青年教育は、青年たちの自主的、主体的な活動を支え、また指導、助言を行いながら、次世代の地域リーダーとして活躍できる人材の育成を図るため、青年がみずから取り組む活動に対して支援してまいります。

壮年教育、高齢者教育は、シルバー学級、シルバーコーラスの開設、連合ＰＴＡへの支援など、地域活動に主体的に参加し学習する機会の確保に努めるとともに、リーダーシップを発揮できる人材育成やソフト面を中心とした事業の推進に努めてまいります。

家庭教育は、親同士のつながりの強化を推進するとともに、地域総ぐるみの子育てへの意識の醸成を図ってまいります。また、平成21年７月に制定した「かみしほろの健やかな育ち」の理念の普及に努め、家庭、学校、地域、行政が連携、協力して考え、語り合いながら取り組みを進め、子供が輝く子育てと教育のまちを目指してまいります。

第３、社会体育の振興。

スポーツを中心とした体力の向上や健康づくりは、家族や地域のきずなを深め、生きがいのある人生、明るく豊かな生活を送る上で大きな役割を果たしております。

少年期から高齢期までの各段階のニーズに合わせた健康志向型スポーツ活動の推進については、町体育連盟を初めとした関係団体との連携を図りながら、日常生活の中でスポーツに気軽に親しむ環境づくりを目指し、スポーツレクリエーションの普及、推進に努めてまいります。

また、少年団、体育団体及びサークルを支援するとともに、団体等の自主的な活動の促進を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた意識の啓発や環境の整備に努めてまいります。

社会体育施設は、適正な維持管理に努めるとともに、スポーツセンターの耐震改修工事を行い、安全で安心な施設の整備を進めてまいります。

一方、小・中学校の体育施設も学校開放事業として活用し、各地域の健康・体力づくりや交流の中核施設として、さらなる利用促進を図ってまいります。

第４、芸術文化、歴史文化、文化財の保護活用。

町文化協会を初め、芸術鑑賞会、「火群」編集委員会、地域の宝さがしの会などの自

主的な活動を推進するため、引き続き助成してまいります。

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の候補地において、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構による植生調査が実施されることになっております。イオル再生事業の実現に向け、十勝圏誘致促進期成会と連携して取り組んでまいります。

図書館は地域の事情及び利用者の希望に沿うとともに、学校教育を支援することも留意し、地域に親しまれる施設として、交流の場、憩いの場としての役割も担うよう努めてまいります。

また、子供の読書活動を推進するため、巡回文庫、学級文庫等の活動を継続するとともに、ボランティアグループと協力しながら、図書館を初め小学校や学童保育所での絵本の読み聞かせ活動の充実を図ります。これらの活動により、子供たちに本と出会える機会を提供し、本に親しみ、楽しさを知ってもらう活動に力を注いでまいります。

本年５月１日に、上士幌町ひがし大雪博物資料館と環境省ぬかびら源泉郷ビジターセンターとの合築による新たな施設として、ひがし大雪自然館が開館しました。本施設を上士幌町を中心とした東大雪地域の自然や観光等の新たな拠点と位置づけ、魅力ある施設づくりを目指し、各種事業を推進してまいります。

埋蔵文化財や郷土資料等、地域に残されている貴重な歴史資料については、町民の協力を得ながら保護、保存に取り組んでまいります。

鉄道資料館は、コンクリートアーチ橋梁群等周辺の旧国鉄士幌線関連遺産と一体的な活用を進めるとともに、ひがし大雪自然館との連携を図りながら、引き続き指定管理者に管理業務を委ね、利活用の向上に努めてまいります。

第５、学校教育の充実。

新学習指導要領が本格実施され、小学校は３年目、中学校は２年目を迎えました。子供たちの生きる力を育むことを目標として、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育んでいくため、社会の変化に的確に対応した教育を推進し、地域に信頼される学校づくりを進めてまいります。

確かな学力の育成。

教育委員会としては、児童・生徒の確かな学力の向上を目指すため、全国学力・学習状況調査及びＣＲＴ調査（目標基準に準拠したテスト）の結果や各小・中学校における日常の取り組みを分析し、上士幌町小中学校改善支援プランを策定して、改善に向けた具体的な対策を講じてまいります。

各小・中学校では、個別の課題を明確にして策定した学校改善プランに基づき、学力の重要な要素である基礎的、基本的な知識、技能の一層の定着を図りながら、思考力、

判断力、表現力等を育成し、学習意欲が身につくように授業改善を図るとともに、サポート学習にも力を入れてまいります。学習の習慣化に向けては、望ましい生活習慣の確立を基盤とし、家庭と具体的な課題を共有しながら家庭学習の充実を図ってまいります。

また、上士幌町小中高連携教育推進会議では、学力向上対策として教育講演会の開催や先進校視察などを行い、教員の資質や指導力の向上を目指し、教育指導の改善を図ってまいります。

本町の特色ある自然環境教育については、恵まれた地域の教育資源の活用を図り、児童・生徒が地域素材から課題を見出し、課題解決を図る学習を充実させるため、学校とＮＰＯ等の連携を図りながら取り組んでまいります。

上士幌小学校の低学年などにおける学習基礎、基本の確実な定着と、個性や能力に応じた補充・発展的な学習の充実を図るため、学校教育推進支援教員を複数名配置し、チーム・ティーチングによる習熟度に応じた個別指導を実施してまいります。あわせて道教委の事業を活用した巡回指導教員の配置を行い、きめ細かな教育の推進や教員の指導力向上に努めてまいります。

また、特別支援教育の推進については、特別支援教育コーディネーターを中心とし、特別支援を要する児童・生徒に対する指導の充実のため、引き続き上士幌町特別支援教育振興会や上士幌町子ども発達支援センター等と連携し、特別支援教育の充実を図ってまいります。特に支援や介助を要する児童については、特別支援教育支援員を複数名配置し、生活・学習活動の支援を行ってまいります。

豊かな心と健やかでたくましい心身を育む教育の推進。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化し、全国的にいじめや体罰等が問題になっており、不登校の児童・生徒が増加する中、子供たちの健やかな成長を支援するため、学校と連携を図りながら対応してまいります。

いじめ等の問題行動や体罰は子供の健全な発育に重大な影響をもたらすことから、どこの学校でも起こり得るとの共通認識を持ち、学校と連携して、未然防止を基本としながら根絶に向けた取り組みを進めてまいります。

子供たちが安心して学校生活を送られるよう就学援助事業の充実に努めてまいります。

虫歯予防については、保育所に引き続き小学校においてもフッ化物洗口を２学期から準備が整い次第実施いたします。

中学校の文化活動の推進として、吹奏楽器の更新を年次計画に基づいて実施いたします。

情報化や国際化などの社会の変化に対応した教育の推進。

国際化に向けた国際理解教育や外国語活動教育を進め、言語や文化については体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションをする能力を育み、社会の変化に主体的に対応できる能力の素地を養うことが大切であります。

ＩＣＴ教育（情報・通信の活用教育）に関しましては、学校におけるコンピューターや拡大複写機、電子黒板などの教育情報機器の活用を推進いたします。

また、引き続き外国語指導助手の活用を進めてまいります。

地域とともに歩む教育の推進。

これからの学校経営は、地域の教育力を積極的に活用しながら、外部評価を学校改善に生かし、保護者や地域住民の意向が学校の経営に生かされるよう信頼や協力関係を築き、地域とともに歩み、信頼される学校づくりを推進することが重要であります。

特に、事件、事故はいつでもどこでも起こり得るとの共通認識のもとに、家庭・学校・地域との連携、協力により、子供たちの安全対策を進めてまいります。あわせて福祉バスの事故を教訓とした「生命（いのち）を大切にする日」については、改めて生命の大切さ、とうとさを考える日として取り組んでまいります。

本町の教育行政のより一層の充実を図るため引き続き教育専門員を配置し、教育全般の振興と課題解決に努めてまいります。

上士幌町小中高連携教育推進会議の活動は、授業交流・部活動交流・生徒指導交流の３つの専門部の事業を中心に、現場教職員の参加、協力のもと、実践、改善が行われるなど、小・中・高の連携活動が浸透してきておりますので、引き続き活動の充実を図ってまいります。

学校施設の整備等。

学校施設は適正な維持管理に努めるとともに、各施設の状況を把握し、計画的な改修、修繕を行ってまいります。

学校施設の安全性は喫緊の課題であり、上士幌小学校の改修は平成26年度の開校100周年に向けて、今年度から実施いたします。

また、老朽化し危険を伴う遊具は計画的に更新を進めてまいります。

上士幌中学校グラウンドの排水改良及び不陸修正は長年の課題となっておりますが、学校の屋外環境の改善を図るため、中学校グラウンド整備工事を実施いたします。

教職員の調査集計事務、児童・生徒情報の共有や事務負担軽減を図るため、学校校務支援システムを導入しており、より効率的な運営を図ってまいります。

学校給食センターは、引き続き衛生管理、施設管理、食材の安全管理に努めてまいります。

また、賄い材料は国内食材を中心とし、食品の安全確保として厚生労働省が定めた基準値を採用することといたしております。さらに、地域で生産される食材等の活用を念頭に置いた献立の研究等を行い、安全・安心で低廉なおいしい給食の提供ができるよう努めてまいります。

小・中学校への給食指導の実施や、給食だよりの発行及び町のブログによる情報の提供を行ってまいります。

小学校再編の推進。

小学校再編に向けた取り組みについては、上士幌町小学校の適正配置計画に基づいて進めておりますが、新たに北居辺小学校が苦渋の選択をし、平成25年度末をもって閉校することが決定されましたので、上士幌小学校への円滑な統合を図ってまいります。

その他の再編の対象となる学校については、これまでの保護者や地域の方々との協議経過を十分踏まえて、教育活動や施設、設備、通学体制、放課後対策などの改善、充実を図り、児童、保護者、地域の方々が納得できる環境づくりに努めてまいります。

なお、跡地利用については、企画財政課を窓口とし、町の政策として敏速に進めることとしております。

今後も引き続き地域の方々と議論を深め、ご理解、ご協力を得られるよう取り組みながら計画を推進してまいります。

第６、高等学校の充実。

北海道上士幌高等学校は、地元中学校卒業者の減少や進路志向の多様化に伴い、２間口の確保が非常に困難な状況が続いております。

今年度も上士幌高等学校振興会、上士幌高等学校、町が一体となり生徒募集対策を行った結果、３年連続で２間口を確保することができ、教職員の定員もふえました。引き続き上士幌高等学校の魅力の発信や振興策、今後の学校のあり方等について検討を進めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政の推進方針と主要な施策について申し上げました。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ここで、15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時０９分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２１分）

---

◎会議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第９、会議案第13号上士幌町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに議会運営委員長、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

渡部信一議員。

**○議会運営委員長（渡部信一議員）**　ただいま上程されました会議案第13号の提案理由の説明を申し上げます。

この会議案は、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同を得まして提案申し上げる次第であります。

今回の改正は、昨年６月からことし３月まで12回にわたって実施してきました議会改革検討会議の結論に基づき必要な規則の改正を行うものであります。また、これにあわせて一部規則の見直しも同時に行うものです。

改正条文をご説明いたします。

第51条第２項の規定については本会議において、第67条の２については委員会において、それぞれ町長等に反問権を与える規定を新たに設けるものであります。

第63条ただし書きを削るのは、一般質問の時間の規定を議会運用例においても規定していることからこれを統一し、議会運用例において、現行45分を60分に改正するものであります。

第103条の規定は、議場内に持ち込む携帯品についての規定を見直すものであります。

附則において、公布された日から施行するものとします。

議員各位のご賛同を賜り、この会議案をご可決いただきますようお願い申し上げ、会議案第13号の提案理由の説明といたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって会議案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより会議案第13号の採決を行いま

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、会議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第10、意見書案第21号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である６番、佐々木守議員から提案理由の説明を求めます。

６番、佐々木守議員。

**○６番（佐々木　守議員）**　ただいま上程されました意見書案第21号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書の提出について、その内容と提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、上程しているＴＰＰに反対するこの意見書につきましては、上士幌町農協より要請があり提案をしている意見書でありますが、十勝農協組合長会として、十勝全ての農協を通じてそれぞれの町村議会に要請しているとのことであり、本年３月定例議会を初め、それ以前にも提案をされ、全会一意で可決、関係機関に提出されている同一趣旨のＴＰＰに反対する意見書でありますが、提案をした次第であります。

この意見書につきましては、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員の賛同を得まして私が提案をするものであります。

ＴＰＰは単に農産物の関税撤廃だけではなく、我が国の経済、文化など国民生活を大きく変化させるものであり、地域経済の崩壊を招くものであります。ＴＰＰについては、農林業が基幹産業の本町にとって大変重大な問題であり、議員各位にとっては十分このＴＰＰについて理解がなされていることから、詳細な説明を省略し、意見書案を朗読し、提案説明とさせていただきます。

ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書案。

平成25年３月15日、政府はＴＰＰ交渉への参加を表明いたしました。

ＴＰＰは関税を全て撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自

給率を低下させ、地域経済、社会の崩壊を招くおそれがあります。また、ＴＰＰは１次産業のみならず医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など多様な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる極めて重大な問題であります。

このため、多くの国民や道民、中央議会と自治体首長は、ＴＰＰ協定交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、ＴＰＰ交渉参加断固反対に関して下記のとおり要請をいたしますので、貴殿の特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記として、１、ＴＰＰ交渉からの脱退。

ＴＰＰは１次産業のみならず医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など多様な分野に影響が及ぶ国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られる問題ではないことから、政府はＴＰＰ交渉から脱退すること。

２として、多様な農業の共存を明確に位置づけた貿易ルールの確立。

我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置づけ、これに基づき重要品目については必要な国境措置を維持すること。

以上申し上げ、議員各位の満場のご賛同を賜りこの意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもって、意見書案第21号の提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって意見書案第21号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより意見書案第21号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第11、承認第２号専決処分の承認についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　ただいま上程されました承認第２号専決処分の承認について、その提案理由と内容についてご説明を申し上げます。

町例規集については、3,201ページからでございます。

お手元の承認第２号関係、上士幌町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてをごらんください。

今回の専決処分を行った理由ですけれども、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年法律第３号ですけれども、平成25年４月１日より施行されました。このことに伴い、上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定に急を要し、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分したものでございます。これを報告し、議会の承認を得るものでございます。

今回の町税条例の改正の概要ですけれども、第１点目として、固定資産税、特別土地保有税の非課税措置の廃止でございます。第54条第５項、それから第131条第４項関係でございます。

これにつきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う仮換地等及び同研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に要する固定資産に係る固定資産税、それから特別土地保有税の非課税措置を廃止するものでございます。

それから、２点目ですけれども、延滞金等の利率の見直しでございます。附則第３条の２の関係でございます。

国税の見直しに合わせまして町税に係る延滞金、還付加算金の利率引き下げとなります。延滞金につきましては、現行14.6％でございますけれども9.3％に、納期後１カ月以内であれば4.3％が３％となります。還付加算金については、現行4.3％が２％に見直しをされることになります。

それから、３点目ですけれども、個人町民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長と拡充でございます。これにつきましては、附則第７条の３の２の関係でございます。適用期限を居住年が平成29年であるものまで４年間延長し、平成26年から29年までの入居者について、所得税から控除できなかった額を個人住民税から控除するものでございます。

それから、４点目としては、字句の読みかえ等の整理でございます。関係条文につき

ましては第34条の７、それから第80条の２、附則第４条、それから附則第４条の２、附則第７条の４、附則第17条の２第３項、それから附則第22条の２、附則第23条でございます。

施行期日でございますけれども、この条例は公布の日、専決処分をいたしました平成25年５月１日から施行し、平成25年４月１日から適用するものでございます。

ただし、附則第３条の２関係の延滞金等の利率の見直しにつきましては平成26年１月１日から、また附則第７条の３の２の関係の個人町民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長と拡充については、平成27年１月１日から適用するものでございます。

別紙、新旧対照表の説明については省略させていただきます。

以上、承認第２号専決処分の承認について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

６番、佐々木守議員。

**○６番（佐々木　守議員）**　今説明がありました中での延滞金の利率の見直しですけれども、事実上、延滞金はほとんど発生をしていないというふうに理解をしているんですが、過去に発生しているその状況について、もしあれば説明を願いたいと思いますし、発生をしていないとすれば、その理由についてご説明をお願いしたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　延滞金につきましては、滞納の方ですか、過年度分について徴収した際には延滞金、これは課税というか、取っているところでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　６番、佐々木守議員。

**○６番（佐々木　守議員）**　年間にすれば大体総額どのくらいになるんですか、延滞金だけを見れば。

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　暫時休憩をお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　暫時休憩いたします。

（午前１１時３７分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　再開いたします。

（午前１１時３７分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　延滞金の関係に質問ですけれども、ちょっと資料がございませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　暫時休憩いたします。

（午前１１時３８分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時４０分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　先ほどの質問ですけれども、町内的には、一般的には取ってはいないんですけれども、十勝滞納整理機構分については延滞金を徴収してございます。一応平成23年度の金額としては7,200円ということになってございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

（発言する声なし）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ないようですので、これをもって承認第２号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより承認第２号の採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、承認第２号は承認することに決定いたしました。

---

◎報告第１号の上程、説明、質疑、

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第12、報告第１号平成24年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに報告の説明を求めます。

早坂企画財政課長。

**○早坂清光企画財政課長**　ただいま上程されました報告第１号平成24年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

当該繰越明許費につきましては、平成24年度の一般会計補正予算においてご可決をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調整し、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告するものであります。

具体的内容につきましては、平成24年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらん願います。

計算書は左の欄から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に４事業について記載をしております。

福祉灯油等支給事業と農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、本年第１回町議会の２月19日に第10号補正で、上士幌小学校校舎改修事業とスポーツセンター耐震改修事業については第２回町議会の３月26日第12号補正でそれぞれご可決をいただいているものであります。

事業ごとの説明は省略をさせていただき、合計で申し上げますが、４事業費金額は４億9,803万8,000円、うち翌年度繰越額は４億9,436万4,000円となっております。

以上、報告第１号についてのご説明、報告とさせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

３番、山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　この民生費の福祉灯油支給事業なんですけれども、500万円に対して149万6,000円ということで繰越明許になっていますが、これは申請しなくて繰り越してしまったとか、そういうことなんでしょうか。それとも全員当たる人が申請しなかったとか、その辺はいかがですか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　野中保健福祉課長。

**○野中美尾保健福祉課長**　福祉灯油事業につきましては、３月からの申請ということで、継続して翌年度ということで、申請期間を一定期間持ちまして、そしてその事業を給付金という形で住民の方に、申請主義です、申請をいただいてということで、申請をいただいて、それから給付券を交付して、その給付券を灯油事業者さんにお願いをして入れていただいて、今度は事業者さんが町に請求がくるという流れになっておりまして、この給付券を使い切るのが４月いっぱいということで、繰越明許させていただいたところでございます。

ですから、149万6,000円翌年度繰越額ということですが、４月分の部分、まだ町民の

方が利用して、事業者にということで、もう４月は締めましたので、今ちょっと数字は持ち合わせていませんけれども、そういったことで、４月分の請求額が翌年度繰り越されたということでご理解していただきたいというふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　よろしいですか。

ほかありますか。

（発言する声なし）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって報告第１号に対する質疑を終結いたします。

以上で報告第１号を報告済みとし、報告を終わります。

---

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第13、議案第33号上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　ただいま上程されました議案第33号上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集については3,907ページでございます。

今回の改正の理由ですけれども、本町におきましては、本年７月29日から磁気ディスクを用いて戸籍簿をつくる、いわゆる戸籍のコンピューター化を予定してございます。コンピューターで管理される戸籍を紙にあらわして証明したものは全部事項証明、あるいは個人事項証明書と表現することになってございます。この文言を追加させていただくものと、それから戸籍法の改正による文言を追加するものでございます。

それでは、議案第33号関係の上士幌町手数料条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第１の第１項の「戸籍謄抄本」の次に、「又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書」を追加し、第３項の「除籍謄抄本」の次に、「又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書」を追加いたします。

次に、第５項ですけれども、戸籍法第48条では、戸籍の届け出や申請の受理、閲覧、記載した事項の証明は、届け書を出した人や利害関係に限りすることができることとなっていますが、戸籍法第126条の改正により、学術研究のために必要がある場合についても戸籍や除かれた戸籍の記載した事項、届け出、その他受理した書類に記載した事項の情報提供を受けることができることとなることから、第５項に「若しくは第126条の

規定に基づく届書その他町長が受理した」の文言を追加いたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第33号上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議の上ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって議案第33号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３４号から議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第14、議案第34号平成25年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）、日程第15、議案第35号平成25年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第16、議案第36号平成25年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）、３案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

**○千葉与四郎副町長**　ただいま上程されました議案第34号から36号までの平成25年度一般会計並びに各特別会計補正予算の内容を申し上げます。

なお、平成25年度当初予算につきましては骨格予算として編成されておりましたが、このたびご提案をさせていただく補正予算は、竹中町長４期目の初年度執行方針に基づく政策予算を含めた補正予算となります。また、一般会計並びに水道事業特別会計、介護保険特別会計について補正を行うものでございます。

補正総額は５億3,972万6,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会

計並びに５特別会計の総額で71億3,334万9,000円となります。

それでは、各会計の内容を申し上げます。

議案第34号一般会計補正予算（第１号）であります。

１ページをごらんください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ５億3,703万8,000円を追加し、総額を54億2,757万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから５ページの第１表のとおりでございます。

第２条では、地方債補正といたしまして、過疎対策事業債の限度額を１億5,990万円から４億7,190万円に変更補正するものでございます。また、臨時財政対策債の限度額を１億8,468万3,000円から１億7,327万5,000円に変更補正するものでございます。

歳出のうち、増額補正の主なものといたしましては、全国瞬時警報システム緊急整備事業2,003万1,000円、電子計算機更新経費1,948万8,000円、葬斎場火葬炉改修事業945万円、経営体育成支援事業2,042万円、北門地区農道整備事業ほか５本の農道整備事業で２億3,144万7,000円、八千代幹線道路舗装補修事業ほか３本の道路補修事業で780万2,000円、糠平北区８号線道路改良舗装事業ほか６本の道路改良舗装事業で１億1,174万3,000円、雪寒建設機械購入事業4,341万2,000円、上士幌小学校整備事業1,060万9,000円、中学校グラウンド整備事業3,701万3,000円を追加補正をいたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

32ページの議案第35号水道事業特別会計補正予算（第１号）をごらんください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ269万9,000円を追加し、総額を１億4,487万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、33ページ第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、簡易水道施設改良事業のうち、水道施設設計業務費108万1,000円を減額するとともに、水道施設整備工事378万円を追加補正するものでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、36ページの議案第36号介護保険特別会計補正予算（第１号）をごらんください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ１万1,000円を減額し、総額を４億8,978万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、37ページ第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、事務管理経費１万1,000円を減額補正をいたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上、一般会計並びに２特別会計の補正内容についてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ここで休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

（午前１１時５６分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これより各会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第34号平成25年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）の質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、13ページからページごとに一括して質疑を行います。

次に、13ページから15ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

７番、角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　13ページの全国瞬時警報システム緊急整備事業、予算2,000万円計上されています。この事業の概要を見ますと、Ｊアラートで受信した緊急情報を人手を介することなく緊急速報メールで地域内住民へ送信するためのシステムの整備、こういった概要説明があります。

これは具体的に言うと、この町の町民の方が携帯とかスマートフォンでメールアドレス持っておられると思うんですよね。そこにこういう緊急速報を流すということなんだと思うんですね、非常時の場合に緊急情報を。それでそれへのメールアドレスへの送り方ですね。例えば直接町が個々の住民の方の町民の方のメールアドレスを把握することではないと思うんですね。それを吸い上げて送り出すとかいうことではなくて、多分ドコモとかａｕとかそういうところを介して、そこの携帯メールを持っている方にそういう緊急情報を送るんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の情報の流れとメール

アドレスの入手の方法について質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　全国瞬時警報システムの関係につきましては、本町でも平成22年度に整備を行いまして、平成23年３月から運用を開始しているものでございます。

今回補助事業を活用して整備しようとするものは、既存のＪアラートの整備の部分に自動起動装置を新たに追加をして対応するというものでございまして、これにつきましては、現在のＪアラートについては担当職員と町内放送等で行うんですが、一般の住民の方等への情報の伝達手段といたしまして、携帯３社で行っているエリアメールを活用して情報を配信するということにしております。

国のほうから伝達される情報につきましては、弾道ミサイル情報とか大規模テロ情報とかはＪアラートで配信されますが、そういったものもこの自動起動装置を通して上士幌エリアの住民の方、もしくは上士幌に来られている町民以外の方の携帯端末等に一斉に配信をする、自動的に配信をするというものでございます。

メールアドレス等の関係は、携帯等の会社のほうでこの地域に、上士幌エリアにおられる方に自動的に配信するということですから、町のほうでメールアドレスを把握して情報を流すというものではございません。

あと、町独自のものといたしまして、自然災害の情報とか上士幌町独自で配信する予定の避難情報等の情報につきましては、現在携帯３社とエリアメールの契約を行って対応しておりますけれども、現在の対応は各社ごとに情報を入れて流すというシステムになっておりますけれども、今回導入するシステムによりまして、一度情報を入れると３社に自動的に流れるというようなシステムに整備するというものでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　７番、角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　ということは、今回の事業を、今まで手動でやっていたものを機械で自動的にやる、そういったシステムを入れるために2,000万円のお金をかけるということを理解したわけですけれども、その対象というのは、例えば緊急時、非常時に上士幌町内のエリアにおられる町民、あるいは町外の人もそれに対象になるのか、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　エリアメールにつきましては、対象は上士幌のエリアにおられる町民の方は当然ですけれども、町民外の方も観光客等もいらっしゃれば、そういう方の携帯にも配信されるというものでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　６番、佐々木守議員。

**○６番（佐々木　守議員）**　今の部分ですけれども、携帯の難聴というか入りづらい地域というのは町内にないのかどうか、これは３社電波は実はいろいろだというふうに聞いているんですが、その辺はどうなのか、まずその辺も含めてこの事業をやろうとしているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　携帯の不感地域等の対応はそれぞれ携帯各社で施設整備を行っているというものでございますので、今回の事業にその携帯のエリアを広げるとかということには事業的にはなっておりませんので、現在山間部とか携帯不感地域になりますけれども、その対応は現在のところ予定をしていないということでございます。これから、今後携帯各社のほうで携帯のエリアを順次広げる対応が行われれば広がっていくということになります。

**○議長（杉山幸昭議長）**　６番、佐々木守議員。

**○６番（佐々木　守議員）**　町内の居住エリアは大体網羅されているのかどうか。例えば東居辺地域の一部地域であるとか、あるいは糠平を越えた地域であるとかという部分については、この情報が入らないのではないのか。こういった予算をつけてそういった整備をする、そのときにどのくらいの実行度を持つのかというのは当然検証して物事を進めていくということが必要なんだろうと思うんです。

だから、今の提案のときに一緒にこういった地域もあるということをできれば説明をしてほしい。特に最近議会をインターネット中継をしていますから、中身について住民が見てもわかるような、ぜひ答弁をしていただきたいなというふうに思うんです。

そういう部分も含めて持っているのかどうか、その辺の調査はしているのかどうか、あるいは携帯は持っていない、そういう人たちには今後そういった連絡、例えば緊急地震情報等が一番ですけれども、事前にわかれば、例えば物につかまったり物の下に入ったりという身の安全を確保することが可能だと。片方では本町が強ければ震度６強というような地震が起こり得るというのは想定もされているわけですから、そういうことも含めて対応しなければいけないんではないのかなと。これが説明として、今計画をしている防災計画の一環として補助事業もある、だからこれを先に整備しますという説明があるのであれば十分理解をする。

そういうことを含めて、これは防災をどうするかという側面の情報伝達方法ですから、当然そういうところまできちんとやった上で説明をぜひお願いをしたいと思いますが、どういう状況になっているのか現況の説明をお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　携帯の受信範囲の関係は具体的に個別には把握はしておりませんけれども、住民への情報提供のやり方につきましては、できる範囲内でできるだけ住民に情報伝達をする方法を考えたいということで、これは現在防災計画の策定中でございますけれども、それを待つまでもなく、できることは事前に行っていきたいということで考えて対応しているものでございます。

それから、緊急地震速報等につきましては、今回の整備でも行いますけれども、当然携帯の不感地域もございますけれども、国のほうでも当然こういったものでも伝達いたしますし、同じような時間の中でテレビ、ラジオ等でも一斉に配信するというふうになっておりますので、多面的な方法で住民に伝達するというようなことを考えたいなというふうに思っております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ほか、ありますか。

３番、山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　言ってみれば、今地震、災害の話が出ていますけれども、特にやはり携帯でこれを配信するということであれば、エリア内ということであれば、上士幌は山というのか国道、糠平から向こうというのは極めて携帯が受信困難な地域なんですよね。ましてや三国峠というのは電波が届かない。私も十分あそこで経験していますけれども、やはりこういう例えばあそこの三国に行く前に橋が高架みたいにかかって上がっていくわけですけれども、地震でそういう情報が事前にわかれば安全性も保たれる。だから、開発局を含めて、ドコモ、ａｕですとかその関係機関に対しては、町としてはやはり国道の周辺、それから今佐々木議員が言った一部の受信難聴地帯というんですか、そういうことも含めた中で、町として行政としては、町内エリアを受信のよくするような状況にしておいたほうがよろしいかなと思うんですけれども、その辺はどういう考えですか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　おっしゃるとおり山間だとか糠平以北、それから山間部につきましては受信できないということでございます。携帯各社のほうも国道沿線は順次受信できるような設備整備を行ってきているかと思いますけれども、なかなか全体にはならない状況にあろうかと思います。

この辺につきましては、町独自ということにもなかなかなりませんので、要望として今後していくというようなことが必要だなというふうに考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　10番、中島卓蔵議員。

**○１０番（中島卓蔵議員）**　13ページの人件費の850万円の減というのは、具体的にどう

いう内容で減なのかちょっと説明を願います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　人件費の850万円の減額でございますけれども、これは負担金のほうで見ていただければわかるんですが、派遣職員等の人件費というふうになってございます。

これにつきましては、現在北海道からの派遣職員を２名受け入れておりますが、平成24年度までは保健福祉課と商工観光課それぞれ１名ずつの２名派遣職員を受けておりまして、人件費は全て町のほうで負担するというふうになっておりまして、２名分町のほうで負担しておりました。平成25年度も商工観光課で１名、それから保健福祉課の職員は派遣期間が終了いたしたんですが、今年度から子育て推進室へ１名ということで２名派遣を受けております。

このうち、商工観光課の職員は２年目ということで、町のほうで負担金として負担するわけでございますけれども、子育て推進室の１名分につきましては地域振興派遣ということで、人件費は道のほうで負担するという取り決めになっておりますので、当初２名分を予定しておりましたが１名分減額をして、今回減額補正をするとうものでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ほか、ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、16ページから17ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

９番、山本裕吾議員。

**○９番（山本裕吾議員）**　17ページの葬斎場費についてお尋ねします。

945万円の計上になっているわけでございまして、葬斎場については過去に設備のふぐあいでしょうか、火葬中に火災が発生してその延焼を食いとめたという記憶がございますけれども、昨今は隣町の足寄町にしても音更にしても、本州でかつてあったような市町村をまたいでの合同的な葬斎場ということではなくて、単独でこの近辺は改築がされているわけでございまして、ご存じのように、かなりの年月が経過しているわけでございまして、そういう過去の事例もございまして今回の改修ということでございますけれども、そういうことも踏まえて、この改修の経費計上に至った経過も含めて考え方をお尋ねしておきたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　町の葬斎場につきましては、平成19年に士幌町との葬斎場の共同利

用ということで説明会等実施してございます。そのときというか説明会の結果ですけれども、亡くなったときは上士幌町でという気持ちが町民の方に多いということで、施設の整備計画、直して使えるうちは修理して使っていこうということで考え方が決まってございます。

当面の間は現状の葬斎場を修繕しながら使うということでございますけれども、平成20年度に葬斎場の１号炉、２号炉の修繕を実施してございます。今回補正で上げています修繕につきましては、そのとき実施していなかった排気塔のケーシングの改修、それから耐火物の積みかえ等の工事を実施したいというふうに考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　９番、山本裕吾議員。

**○９番（山本裕吾議員）**　私も今課長がご説明されたように、平成19年のときに隣町の士幌町さんの役場に出向いていろいろ調査させてもらいました。この本町で考えているのと隣町とはちょっとかなり誤差があったように記憶をしておりますけれども、私は別に市町村で合同にということは毛頭思ってはおりませんし、現状の先ほど申し上げたように単独でやはり葬斎場はあるべきだという昨今の考え方に基づいてお話ししているわけでございますけれども、そういった過去に私の記憶にある構造上の問題か何かわかりませんけれども、そういうような記憶がちょっと私はあるんですが、そういった意味で、老朽化していることに対して、再度今回の945万円のこの経費を費やして、以前の起きたようなことが再発が防止できるのか、また今ご説明があったように、別な部分とおっしゃいましたけれども、抜本的なことまで考えるに至らなかったのか、その辺まで含めて、再度お尋ねしておきたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　今回の改修につきましては、以前火災等発生したということでございますけれども、それについては排気塔の関係だと認識してございます。今回改修に当たって、耐火物の積みかえを行いますけれども、現状２炉共通で排気塔を設置してございます。それを独立の塔に改修するということで考えておりますし、それから、再燃焼炉の改修におきましても、２塔共通でございますけれども、炉圧の調整ダンバー式に改修していきたいということで、異常に熱を帯びるようなことのないように、ちょっと改修を進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、将来的に抜本的な建てかえということだと思うんですけれども、その考え方については、現時点では平成20年にも改修してございますし、今回も改修するということでございますので、まだ５年、10年ということで使用していきたいというふうに考えておりますので、抜本的な改修の議論までにはまだ至っていないところでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　９番、山本裕吾議員。

**○９番（山本裕吾議員）**　本日、冒頭町長のほうからも施政方針、執行方針が述べられたわけでございますけれども、順次これからこの本町においては公共施設の建てかえが年次ごとに行われていく予定でございます。

そういった中で、先ほどの執行方針の中にもございましたように、やはり今後の礎を築かれるわけでございますので、この件に対しても、ぜひとも人としてこの地域住民のためのまさに終えんの場と私はそう思ってございますので、そういう大きなと申しますか、そういう視点も含めて、なお一層町民の生活、あるいは町民のこの最後の終えんの場所にふさわしい行政ができ得るべく、そういうような施設を今後ともお考えをいただきながらお進めいただくように要望させていただきまして、質問を終わりたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　７番、角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　今の葬斎場火葬炉改修事業ですけれども、総文の委員長が事業の内容について今質問されているんですね。今総文の委員に聞いたら、これは総文の委員会で報告されていない、あるいは審議されていないんですか。そこを１点、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　綿貫町民課長。

**○綿貫光義町民課長**　総文のほうには、この修繕工事についての協議はいたしておりません。

**○議長（杉山幸昭議長）**　７番、角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　議会は委員会主義をとっているんですよね。だから、本会議、定例会に出す前に重要な案件は委員会で報告なり審査した上で本会議のほうに回すと。だからこの本会議の予算の段階で、この予算は何ですか、その事業は何ですかということは、ちょっと筋がおかしいんじゃないかと。だからほかの案件が相当部分、私は産建に所属していますけれども、既に産建の中でいろいろ審査された段階でこっちのほうに回ってきているんですね。今回945万円、約1,000万円の事業に対してその内容とか全く説明せずに、本来であれば、これは総文の委員はこの内容をこの議会の前に知っておくべきじゃないかと思うんですけれども、その辺についてどういう認識をされているのか、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　暫時休憩いたします。

（午後　１時２３分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　再開いたします。

（午後　１時２７分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　千葉副町長。

**○千葉与四郎副町長**　各委員会への報告、あるいは協議につきましては、一定度行政側の判断として案件として提出させていただいて報告、協議させていただいておりますけれども、具体的なそういう予算規模での云々という基準はない中で、行政側として判断をさせていただいてこれまでご提案させていただいているという状況でございます。

今回の案件につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、以前にも改修をやってきたということもあって、そういう意味では金額的には900万円を超える数字であったんですが、判断として委員会協議までには必要ないというような判断のもとでご提案をしていなかったということでございます。

ただいまご指摘のあったように、非常に規模的に基準はないと言いながらも1,000万円近い予算を計上するということでありますから、そういう意味ではご指摘のあった部分を含めて、今後については十分その辺も注意しながら必要に応じて協議をさせていただくことにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　７番、角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　この前もちょっと認定こども園のことで、議会の中でざわざわとしました。そういう意味では、議会への丁寧な情報提供、やはり定例会前には委員会をやっているわけですから、我々もしっかりした情報をもとに定例会に臨まないといけないので、これについてはまた議会改革等の中で、また我々議員のほうも議会のほうもその辺整理してやっていくことになるかと思いますけれども、その辺、今後よろしくお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　要望でいいですか。

５番、渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　ただいまの件ですけれども、俗に言う、今回は政策予算というかそういう色彩が多いわけなんですけれども、このような火葬場等のこういった改修、あるいは修繕等なんていうのは、骨格予算というか当初予算で、これは誰が町長になろうとも、町長の政策予算とか、どの時点でこういったものが生み出されてきたのか。当初から考えていた問題なのか、そこら辺の経過、あわせてこういったものは修繕しなきゃならないというのは、これはある日突然来たものではなく、骨格の中で十分やはり先

ほどから言われていますように委員会等にそういった協議なり、あるいは報告なり、そういったものを示しながら進めていくというのがいいんじゃないかと思うわけですけれども、そこら辺の見解について。

**○議長（杉山幸昭議長）**　千葉副町長。

**○千葉与四郎副町長**　この事業に関する予算については、現課からの要求については通常の当初予算要求の段階で、これは骨格予算ではありましたけれども全ての予算要求について１回上げさせて、その中でいわゆる骨格として組むべき予算、それとその後の議会での補正予算で組むべきものに振り分けて、政策予算として振り分けをして今回補正をさせていただいているという状況ですので、現課から上がってきている段階は、昨年12月、11月段階で要求としては上がってきているという状況でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　いいですか。

ほかによろしいですか。

（発言する声なし）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、18ページから19ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

１番、伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　北門地区の農道整備事業についてお聞きをいたします。

これは３年か４年かかってようやく273から241に抜ける道路だと思うんですけれども、大変町民も喜んでおりますし、いい道路ができるのだなと思いますけれども、この工事が１年もたたないうちに破損するような状況で、そして最近ＴＭＲが結構あの道路を利用しているようで、破損率が随分多いような話を聞いております。

契約段階で、１年以内、あるいは３年以内に破損した場合には無料で直すような、そういう契約の仕方はできないのかどうかお聞きをいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　暫時休憩します。

（午後　１時３３分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　再開いたします。

（午後　１時３４分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　工事関係の契約とその履行の関係でございますけれども、契約上は相手方に瑕疵がある場合は別ですけれども、それ以外は業者等に責任を負わせるという

ことにはなっておりません。施工上内容に不備がある場合ですけれども、設計どおり施工されて検定が通っているということになれば、その部分を施工業者に補修ということにはならないというふうに考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　１番、伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　それでは、ＴＭＲが結構細い道も通って、道路状況がすごい悪いと町民からたくさん聞くんですけれども、その実態を把握しているかどうか、建設土木のほうにお聞きをいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　尾形建設課長。

**○尾形昌彦建設課長**　伊東議員の質問ですけれども、実際にどのぐらい通行しているかという実際の通行量までの台数については把握をしてございません。ただ、実際にＴＭＲが結成されて実際に通行があるということ、それと昨今でいえば、非常に農業規模、経営規模も非常に大型化しているということで、作業効率を求める上で、機械のほうについても各農家さん方はかなり大型化しているという実態がございまして、最近道路の傷みが激しいのもその要因が一つあるのかなという認識ではおります。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ほか、ありますか。

ちょっと待ってください。補足ですね。松岡農林課長。

**○松岡秀行農林課長**　ただいまの件につきまして若干補足させていただきたいと思いますけれども、この北門地区農道整備事業、町道51号ですね、この間、３年、４年前から整備をしてきているわけでありますけれども、そもそもこの町道の整備のあり方につきまして、どのような工法がいいかというようなところから始まったと記憶してございます。

ご存じのとおりこれにつきましては路肩部分の路盤、基盤の部分ですね、それが悪いところを置きかえながら一部修繕をしていくということでこの間来てございます。これは何を意味するかといいますと、できるだけ使えるものは使って、そして直せるものは直そうというところから始まったというふうに記憶してございます。

それでは今後どう考えるべきかということでいきますと、できるだけこの工法でいきますと、補助事業も使いながら安くできるということで、これがまた新設等全て置きかえて、全て舗装を載せかえる、あるいは幅員も広げると、ＴＭＲ等の重機のことも考えて、それでいきますと逆に今度費用が今度かかってくるということがございますので、このことにつきましては、非常に十分に検討しながら今後いかなければならないのではないかというふうに考えてございます。

51号につきまして、１年もたたないうちにちょっと剥がれてきたですとか、大型によって路盤の部分がへこんだりということがございますけれども、この辺につきましては

今後費用対効果も含めながらどのような選択がいいのかということで、また皆様方ともご相談しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　３番、山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　51号という道路は、たしかあれは北門開発パイロット事業でつけた、国の事業でつけた、助成をもらってつけた道路だと思うんですよね。だからもう既に二、三十年たっている道路だと思うんですよ。現況は、二、三十年たてば耐用年数だとかいろいろなもので傷んでくるのは当たり前ですけれども、今伊東議員が言ったように、１年もしないうちにそのＴＭＲが通るとか通らないではなくて、そう状況は一体道路の耐用年数は１年もないのかということになってしまったんじゃうまくない。やはり設計図どおり建設課長はやっていますよと言うんですけれども、やはり写真判定ではなくて抜き打ちだとか、やっぱりそれから当初のその設計、土質の調査だとか、過去あそこの51号で補正をかけたことがありましたけれども、やはりそうないような形の中で、それとあそこの51号というのは層雲峡、糠平経由の中で足寄241に抜ける準幹線道路みたいな、国道みたいな感じになっているわけですね。だから決して農家だけの重量物で道路が傷むということも限らないと、夏場あたりは相当大型トレーラーが走ります。交通量が多いわけですよ。だからその辺を勘案した中で、道なり国なりの対策というんですか、道路の厚さ、砂利の転圧の仕方ですとか、砂利層の厚さですとか、道路構造に基づいた、やっぱり少なくとも10年以上は耐えられるような形の中でできる限りきちんと、一、二年で議員から質問の出るような道路ではちょっと常識ではあり得ないというふうに考えますので、今後そんなことがないように、これからも出ておりますから、１億何千万円出ておりますから、その辺しっかりとやっていただきたいなと思いますけれども、答弁があればお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　松岡農林課長。

**○松岡秀行農林課長**　先ほども申し上げましたとおり、また費用対効果も含めながら十分に検討して進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、20ページから21ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、22ページから23ページまで質疑を行います。質疑ありま

すか。

山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　公園整備の関係について質問いたします。

工事請負費２点ありますが、たか台公園につきましては資料にも若干触れていますが、それも含めて、あと遊具の改修事業についてどのような内容なのか質問いたします。

それと、長期計画の中では年間500万円ほどずっと予算を組んでいるんですが、これ500万円ありきで今後も組んでいくのか、全体的な計画がある中で、例えば24年度は７区の公園が整備されました。そういうふうに随時計画がある中で整備していくのかどうか質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　尾形建設課長。

**○尾形昌彦建設課長**　山本議員の質問ですけれども、まず予算書のほうの工事請負費の内容でございますが、たか台公園整備工事につきましては手元に配付の資料のとおり、抜根の処理と緑地の修理、芝の修理を中心に実施を行う予定でございます。この施工時期については秋口を予定してございます。

あと遊具の改修工事につきましては、修理不能だとか、あとは危険な遊具、基準的にもう大分古くなって、今の新しい基準にそぐわないような危険な遊具について撤去を行うという内容でございます。

主に３区の２だとか、あと新西団地、ふれあい団地の児童公園のほうの遊具のほうの撤去を行う。それから使えるものについては全部修理を行っていくという内容でございます。

それから続きまして、今後の修理の考え方でございますけれども、昨年度は主に傷んだところの修理を中心に行ったということと、あとは危険遊具の撤去を行ったという内容でございます。

今後財政計画上も500万円ということで、26、27というふうな計画にのってございますけれども、おおむね今年度、25年度のほうで危険な遊具の撤去だとか修理が終わってまいりますので、来年以降につきましては新たな遊具をそれぞれ設置していけるのかなということで考えてございます。

なお、保育所の新設だとかありまして、公園以外の遊具の配置の部分もございますし、あと、学校等の遊具の新設等もございますので、その辺も勘案しながら建設課で管理している公園の遊具についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ほか、よろしいですか。

（発言する声なし）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、24ページから25ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、26ページから27ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

佐々木守議員。

**○６番（佐々木守議員）**　26ページなんですけれども、子育て支援住宅、これが3,000円だけ光熱水費が需用費で予算が立てられているんですが、これはどんなことなんでしょうか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　尾形建設課長。

**○尾形昌彦建設課長**　ただいまの子育て世帯支援住宅の管理経費でございますけれども、こちらの3,000円につきましては、テレビの共同受信をするために親元のほうにブースターをつけました。これのブースターの共用の電気代を当初にちょっと漏れておりましたので、今回計上させてもらうものでございます。

なお、設計上は各戸にブースターということで設計されていたんですけれども、上士幌の地域事情、それから小学校の裏であるというような状況の中で、大もとのところにちゃんとしたブースターをつけないとちょっと正常な受信ができないのではないかということで、工事のほうの仕様の変更をして今回の対応をさせていただくというものでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　よろしいですか。

次に、28ページから29ページまで。

角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　28ページの社会教育費で、環境省ビジターセンター浄化槽保守管理費ですね。右のほうには博物資料館維持管理経費とあって、これは名称は浄化槽保守管理と右のほうになったら消防設備保守点検となっていて、この８万1,000円というお金は浄化槽の保守管理なのか消防設備保守点検なのか、そこを１点質問したいのと、総額で８万1,000円になっていますけれども、これは財源が７万8,000円がその他になって、3,000円が一般財源になっていますよね。これは常識的に考えると環境省が７万8,000円出して、町が3,000円の負担で、面積割なのかどうか、そこの２点質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　石王教育次長。

**○石王良郎教育委員会教育次長**　ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ビジターセンターの浄化槽保守管理費、これは歳入ということで、実はその浄化槽の保守管理につきましては、環境省と町が折半でそれぞれ経費を持つということになりまして、この浄化の保守管理経費が金額が確定しましたので、それで歳入として計上したものでございます。

それと歳出のほうの消防設備保守点検、これは当初見ていた金額にパッケージの消防の設備が実は漏れていたことがわかりまして、それでその分の保守点検を追加をしたということで、それが８万1,000円ということでありますので、この歳出と歳入については同じものでなくて別々のものということで捉えていただいてよろしいかと思います。

以上でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　よろしいですか。

次に、給与費明細書は30ページから31ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、事項別明細書の歳入は、８ページからページごとに一括して質疑を行います。

８ページから９ページまで質疑を行います。

８番、山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　今回地方交付税、これは普通交付税だと思うんですが、１億7,284万9,000円入っていますが、この時期に交付税を見た理由について質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　暫時休憩します。

（午後　　時　　分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　再開します。

（午後　　時　　分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　早坂企画財政課長。

**○早坂清光企画財政課長**　ご説明申し上げます。

当初予算で交付税を歳出に伴って歳入に計上させていただいておりますけれども、今回の補正で必要になります、留保しておりました部分を今回の補正で計上させていただいているということでご理解願いたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　８番、山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　地方交付税がどれぐらい入るだろうという見込みで当初予算と、

それから随時使いながらいくんだと思うんですが、最終的には８月に決まりますので、それまでは確定しないんですが、では留保予想の交付税がまだあるのか、これで全部なのかと、それから結果的に交付税で留保している交付税をここ入れましたので、収支が合いまして、基金は全く崩さずに済んだというんだと思うんですよ。一般的には基金を崩しながらいろいろ政策予算に使うんだろうと思うんですが、その点についてどのように考えているのか。交付税１億7,000万円、これを入れてもう留保するものがなくなるのか、まだあるのか、その次は９月、12月補正がありますので、そのときには基金を崩していくのかどうか。結果的に交付税がもっと来れば留保財源がまたふえますけれども、その点について考え方について質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　早坂企画財政課長。

**○早坂清光企画財政課長**　お答えいたします。

現在の段階で、まだ若干交付税については見込めるんではないかという考え方というか思いを持っておりますけれども、まだ正式ではございませんし、また今ご質問の中にありましたように、今後の補正の部分もございます。９月、12月、３月とございますので、そういう中で、そうした部分で見込める分については有効に活用させていただくなり、今後の事業に向けてどうしていくかということを検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、10ページから11ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、12ページの質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、事項別明細書の総括表、６ページから７ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、一般会計補正予算書の１ページから５ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、議案第34号平成25年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は会計ごとに歳入、歳出を一括して質疑を行います。

初めに、議案第35号平成25年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）は、32ページから35ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、議案第35号平成25年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成25年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、36ページから39ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、議案第36号平成25年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

８番、山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　予算の組み方の問題で、大きくまず初めに質問したいことが２点あるんですが、まず１点目といたしまして、町民、それから担当課から要求に沿った予算になっているかという点について質問したいと思います。

当初予算におきましても、指定目的以外の指定されている以外の基金はゼロで、今回も3,000円ほど入れているのがそれだけです。その点について、当初予算のときにもお話ししたんですが、担当課、それから町民の要求にあったものが十分反映されているのかという点についてまず質問いたします。

それから２点目なんですが、長期計画の関連で、これは当初予算のときにも質問したんですが、25年度の計画がいろいろあります。その中で、道路関係についてはほぼ入ったと思うんですが、それからスポーツセンターとか学校の関係も補正で24年度に組まれました。残る関係で、給食センターの関係で、防水シートだとか洗浄機等について、今回は洗浄機も入っていませんので、予算が25年度に見込んでいるんですが、今回は入っていない、当初予算も入っていませんし今回も入っていない。そうしますとこれからの計画の中で、この事業はどのように進めていくのか質問いたします。

その２点質問したことは２点なんですが、今回の全体的な予算をちょっと分析してみたんですが、歳入といたしましては、地方債が３億円と、それから交付税が１億7,000万円、先ほど言いました留保している分を入れた、それから補助金等が6,500万円で、５億3,000万円。何に使ったかといいますと、ほとんど道路関係で２億3,000万円。何か

政策予算であるんですがほとんど道路に消えたのではないか。具体的ないろいろな予算がまだまだ担当課から上がっているものがあったんではないか、その点について十分政策予算として組まれていないんじゃないかという私は思いして今回質問させてもらいました。

それも含めて答弁をお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　事業を実施するに当たっては、住民からの要望、そしてまた各課の担当レベルからの政策的な課題、基本的には積み上げ方式で住民の要望が、そしてまたそれが担当課なり日常的に住民との接する中で政策化すべき、あるいは予算化すべきものについては要求として上がってくるというのが一つのルートであります。

それからまた長期計画に沿ってその中での今すべきこと、優先的な政策課題、これらについても、計画的に優先度を考えながら予算化をしていくということもありますし、今回は選挙があったということで、骨格予算で始まっております。

もう１つは、特にこの景気浮揚ということで、相当思い切った国の前倒しの補正予算がなされたということがありますから、それで先ほど報告がありましたように、繰越明許として大型の事業を５億数千万円が教育関係の改修等で繰越明許になって前年度予算の中で処理されているということがあります。

そういう意味では、この予算を今５億何がしかでありますけれども、国が15カ月予算等もいうように、12カ月というよりももっと長いスパンで今回の予算とそれに対する事業を見ていっていただきたいなというふうに思っております。

その面では、今回の事業そのものについては農道等々も含めた事業のほうに目立つところもありますけれども、その前段については教育予算関係で相当予算化されているということもあります。

それから、個別の各担当から上がってくる予算についても２度、３度と担当課のほうと話をしながら、今すべきこと、そしてまた先送りしながら有効に予算の執行をしていく方法だとか、これらについては十分意見交換をしながら予算の組み立てをしてきているということであります。

もう１つは、たまたま今回はそういった意味で基金を取り崩すことはなかった、でも本来はそういう形が基本的な予算の組み方として望ましいわけでありますから、議員がおっしゃるように、今まで何回もおっしゃるように基金を取り崩すのがあたかも町民に対するサービスだとお話もありますけれども、財政の健全化と、それから町がすべき政策課題、これらについては十分検討しながら必要な事業については予算化をさせていた

だいているということであります。

さらには、今回選挙もあったという年でもございますので、この後も必要に応じて見込まれる政策課題については予算化をさせていただきたいなと、そんなふうに思いますし、その際にはまた議員の皆さん方からの意見も十分拝聴しながら、まちづくりのために予算を有効に使っていきたいと、そういうふうに考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　８番、山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　当初予算で基金がゼロで、それから今回も3,000円、それで国の制度を利用しながら地方債を借りながら交付税入れていく、それも十分政策的には有効な財政運営だと思うんですが、23年から24年度の決算状況で基金の残高を見ますと、23年の財政調整基金は約12億円、それが24年は14億円とふえました。それから公共整備基金が23年が15億円から21億円とふえました。これはなぜかといいますと、交付税が思ったよりもふえた結果、９月補正で６億円なり３億円なりそれぞれ積みました。

今回も当初、先ほどの中でも留保財源、交付税があると。それから交付税も増が見込まれるんではないかという、ただ私がそう聞いたんですが、そうしますと、最終的にまた基金をゼロにしていますので結果的に３月補正で、９月でもいいんですが、お金が残ります。そうするとまた基金に積む形になるんですよ。そうすると、基金は25年度末では、この当初予算の資料、これは全然予想ですので、これは当てになりませんけれども、基金はふえるんじゃないかというふうに私は把握いたします。

それで、例えば今回中学校のグラウンドを結構金額は忘れましたが、かねてからの懸案事項でようやく事業がなくなったから予算をつけたと、でも財政的に言えば、これは何もことしじゃなくても去年でもその前でもできたと思うんですよ。それは担当課から出たときに緊縮緊縮でいって、恐らく多分削られてきたのかなという気がして、多分今回の当初予算、今回の補正にしましても、かなりやりとりをしたとは言いながら、どちらかといえば詰めなさいというような形のやりとりではなかったのかなという、私は感じがいたします。

そういう点について、先ほど給食センターの例を挙げましたが、これもこれからどうなるのかということは、私は答弁がなかったのでわかりませんが、担当課として多分整備したかっただろうと。それはここだけじゃなくほかのところがありますのでわかりませんが、そういうことも含めてきちんと予算化していかないと私はだめなんではないか。お金がないからではなくて、町民の要求、それが担当課の考えている予算について十分前向きに検討するべきだと私は思います。

今回について、ちょっと私は当初予算のときに５月補正ではかなり思い切った予算が

出るのかと思ったんですが、その割にはちょっと予算的には私はちょっと納得いかない面があります。その点についてまた答弁をお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　台所、財政のやりくりについては、非常に計画的に、そして有効にお金を使うということは、これはもう本町のように財政の基盤の弱いところでは、よりいろいろなネットワークを張りながら最小の経費で最大の効果を上げるというのは職員のほうにも徹底して指示をさせていただいておりますし、そのような財政運営をまずは心がけるということであります。必要なことに、必要でないところをやることもそうはないわけでありますし、必要なことはやるということであります。

今運動場のグラウンドの話が出ました。これらについても、確かにそれは設計したのは３年くらい前になります。この予算のやりくりも、当時の国の予算の配分の仕方で結構補正予算で、当初予算化されなくても補正予算で救ってもらえるという、そういう事例がたくさんありました。できれば一般財源を丸々使うのではなく、国の制度に乗っかって、そして最小の経費でそれらの事業を遂行するというのが、これが財政当局としても賢いやり方だと、そんなふうに思っておりますし、教育委員会からの予算要求の段階も、設計については、これは来年すぐやらなければならないというよりも、今設計しておくことによって何らかの制度ができたときに素早くそれに乗ることができる。これはいわゆる先ほど申し上げましたように、最小の経費でしかも国の政策、あるいは景気浮揚だとか、いろいろな不透明な変動のある予算の可能性があるわけでありますから、それらに十分に対応できるための先駆けて準備をしていたというものであります。

これは、今回のスポーツセンターの事例もそうなんですね。スポーツセンターの耐震化のための設計はしました。しかしそのためには２億円からのお金がかかるということで、到底それは一般財源ですぐできるものではないということでありますけれども、それもいろいろな国の政治状況、経済状況によってさまざまな政策がそのときに生まれてくるということがあるわけであります。

幸いなことに、これも今回そのようにできたわけでありますから、町の持ち出しがほとんどなくして２億円からの事業ができたということで、それは決して先ほどのグラウンドについても要望があって、町が絞って絞って、けちってけちってきょうになったということではなくて、我慢できるものは我慢していただきながら、そして必要なときに国の制度なんかも使ってやると、あるいはないときにはそれはその段階で財政的な状況を見ながら事業を進めていくという、いろいろ本町の財政規模の状況の中で非常に苦慮していわゆる事業費を捻出する、そしてまた最大の事業をやるための政策を打っている

ということをひとつご理解をいただきたいなと思います。

基金が余っているという話でありますけれども、基金は、あるいはお金はお荷物になるものではありません。必要なときにはそれは十分出させてもらうということであります。

今回も執行方針に述べさせていただきましたけれども、これから大型の事業とそれに伴う新たな政策が展開されていくことになるだろうと思いますから、そういったときに本当のこの町の活性のために、あるいは地域住民の幸せのために使うべきときは使わせていただくということでございますので、今少しあるからそれを今使うということではなくて、中長期の展望に立って、そしてまた有効に財政支出はしていかなければならないということでありますので、その辺については十分ご理解いただきたいなというふうに思います。

もう１つは、職員との話の話がありました。それはもう十分やりとりしながら、なおかつ我慢できるものは、１年我慢できるものはしていただく、そしてまたどうしても必要なものはやっていかなければならないとうことは、これは職員の皆さん方にも理解してもらわなければならないと思いますし、必要なものについても、私どもとしては担当レベルから含めていろいろそれらについての意見交換をしながら、最終的に判断をさせていただいているということでございますから、一方的に理事者が切ることを前提に仕事をしているというようなことについては、ひとつまた払拭していただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ほか、質疑何人かありますか、なければ採決まで終わらせたいんですけれども。

よろしいですか。ほかに質疑はございませんね。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ほかに質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第34号から議案第36号までの平成25年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第34号平成25年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）の討論を行いま

す。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成25年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成25年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

あすからは休会とし、本会議の再開は５月24日金曜日午前10時からでありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後　２時１０分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

５　月　　２４　日

# 平成　２５　年　　第　３　回　　上　士　幌　町　議　会　　定　例　会　　会　議　録

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成　２５　年　５　月　８　日 | | | |
| 招集の場所 | 上　士　幌　町　議　会　議　場 | | | |
| 開会・閉会日時及び宣告 | 開　議 | 平成２５年　５月２４日　午前１０時００分 | 議　長 | 杉　山　幸　昭 |
| | 閉　会 | 平成２５年　５月２４日　午後　３時５５分 | 議　長 | 杉　山　幸　昭 |

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出　席　１０名
欠　席　　１名
欠　員　　－名

○　　出　　席
△　　欠　　席
×　　不応招
△公　　公務欠席
遅　　遅　　刻
早　　早　　退

| 議席番号 | 氏　　名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏　　名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏　　名 | 出欠の別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 伊　藤　久　子 | ○ | 7 | 角　田　久　和 | ○ | | | |
| 2 | 堂　畑　義　雄 | ○ | 8 | 山　本　和　子 | ○ | | | |
| 3 | 山　本　弘　一 | ○ | 9 | 山　本　裕　吾 | ○ | | | |
| 4 | 中　村　保　嗣 | ○ | １０ | 中　島　卓　蔵 | ○ | | | |
| 5 | 渡　部　信　一 | ○ | １１ | 杉　山　幸　昭 | ○ | | | |
| 6 | 佐々木　　守 | △ | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 会議録署名議員 | ８番　山　本　和　子　議　員 | | ９番　山　本　裕　吾　議　員 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 | 斉　藤　明　宏 | 議会事務局主査 | 櫻　井　淳　史 |
| 地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町　　長 | 竹　中　　貢 | 建　設　課　長 | 尾　形　昌　彦 |
| | 副　町　長 | 千　葉　与四郎 | 教育委員会教育長 | 馬　場　久　男 |
| | 会計管理者 | 綿　貫　光　義 | 教育委員会教育委員長 | 島　口　重　一 |
| | 総　務　課　長 | 高　嶋　幸　雄 | 教育委員会教育次長 | 石　王　良　郎 |
| | 企画財政課長 | 早　坂　清　光 | 農業委員会会長 | 兼　子　義　雄 |
| | 町　民　課　長 | （会計管理者兼務） | 農業委員会事務局長 | 馬　場　俊　之 |
| | 保健福祉課長 | 野　中　美　尾 | 代表監査委員 | 新　田　勝　幸 |
| | 保　育　課　長 | 髙　橋　　智 | | |
| | 農　林　課　長 | 松　岡　秀　行 | | |
| | 商工観光課長 | 柚　原　幸　二 | | |

# 平成２５年第３回上士幌町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２５年５月２４日（金曜日）

日程第　１　会議案第１１号　議員派遣について
日程第　２　一般質問
日程第　３　議 案 第３７号　工事請負契約の締結について
日程第　４　議 案 第３８号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第　５　議 案 第３９号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第　６　議 案 第４０号　平成２５年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）
日程第　７　監報告第　３号　例月出納検査報告について
日程第　８　閉会中の継続調査の申出について

---

◎開議の宣告

**○議長（杉山幸昭議長）**　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前１０時００分）

---

◎議会運営委員会の報告

**○議長（杉山幸昭議長）**　議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、渡部信一議員。

**○議会運営委員長（渡部信一議員）**　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、５月17日午前10時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

１点目は、日程第３、議案第37号から日程第４、議案第38号までの規約の変更についての２案を一括報告とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎会議案第１１号の上程、説明、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第１、会議案第11号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である５番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

５番、渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　ただいま提案されました会議案第11号の提案説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案については、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同を得まして、委員長であります私が提案者になった次第であります。

会議案第11号は、例年、北海道町村議会議長会が主催する北海道町村議会議員研修会に、議員全員が参加すべくご提案申し上げるものであります。

本年度の北海道町村議会議員研修会は、６月27日に、札幌市札幌コンベンションセンターにおいて、講師には、慶應義塾大学法学部教授の片山善博氏と、政治アナリストの伊藤惇夫氏をお招きして講演が実施される予定であります。

翌28日には、行政側の保育所改築計画策定に当たり、総務文教厚生常任委員会の公開委員会とし、議員全員で所管事務調査として、札幌市内にあります認定こども園２カ所を視察するものであります。

議員各位の満場のご賛同を得て会議案をご可決いただき、議員全員が参加をし、研修を深めていただきたいと思うものであります。

以上をもって、会議案第11号の提案説明といたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　本件については、質疑及び討論を省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、会議案第11号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定されました。

**○議長（杉山幸昭議長）**　ここで暫時休憩といたします。

（午前１０時０５分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０５分）

---

◎一般質問

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第２、一般質問を行います。

一般質問は、６名の議員からお手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のことと思いますので、省

略いたします。

---

◇　中　村　保　嗣　議員

**○議長（杉山幸昭議長）**　それでは、順次発言を許します。

４番、中村保嗣議員。

**○４番（中村保嗣議員）**　１番手で質問いたします。

子供の学力と体力の低下の課題が指摘されている現状認識と今後の対策について質問いたします。

平成25年度教育行政執行方針には、子供の学ぶ意欲と学力・体力の低下の課題が指摘されていました。また、社会体育の振興の中でも述べられているように、スポーツを通じて体力の向上や健康づくりは、家庭や地域のきずなを深め、生きがいのある人生、明るく豊かな生活を送る上で大きな役割を果たしているとあります。

このような子供たちの学力・体力の低下の課題、そしてスポーツの持つ効用から、学校や家庭で子供たちにスポーツを勧め、体と心の発達を促す教育、指導がなされています。

また、児童生徒の確かな学力の向上を目指すため、全国学力・学習状況調査等の結果をもとに、上士幌町小中学校改善支援プランを策定し、改善されるとのことですが、次の３点について質問いたします。

１つ目、本町の小学校及び中学校の全国学力・体力テストの評価の現状認識について、教育長の見解をお聞きします。

２つ目、学力と体力の因果関係について見解をお聞かせください。

３つ目、小中学校における学力及び体力向上策についてお聞かせください。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　子供の学力と体力の低下の課題が指摘されている現状認識と今後の対策につきまして、中村保嗣議員のご質問にお答えいたします。

１点目の全国学力・体力テストの評価の現状認識について申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては、国語、算数（数学）について、小学６年生、中学３年生を対象として、平成19年度以降毎年実施しており、全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、小学５年生、中学２年生を対象として、本町では平成20年度、21年度に実施してきたところであります。

学力とは、本来、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲など総合的なものでありますが、この全国学力調査は、こうした学力テストで推しはかることが可能な部

分を調査したものと認識しております。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、町広報に掲載して公表しておりますが、本町の過去４年間の傾向では、知識分野よりは活用分野にすぐれております。総合点では、全国平均は下回っておりますが、小学校は平成23年度、24年度、中学校は平成21年度、22年度については、全道平均を上回る結果となっております。また、平成24年度に追加調査となりました小学校理科におきましては、全道・全国平均を上回る成績となり、本町が長年取り組んでおります環境教育の充実が好成績に結びついていることが推測されるところであります。

子供たちのよさはよさとして認めながらも、基礎・基本の確実な定着等に課題があることから、学校での授業改善、補充学習や家庭学習の習慣化などを重視する必要があると認識しており、具体的に取り組みを進めているところであります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果につきましては、身長、体重、座高等の体格では、ほぼ全道・全国並みでありますが、その年によっては多少ばらつきも見られております。運動能力による体力合計点では、分布状況に一部二極化現象もみられておりますが、疾走能力を除きますと、多くの種目で全道・全国平均を上回る水準となっております。これらの背景としましては、本町においては、全道・全国と比べて少年団や部活動等に加入している児童生徒が多く、運動やスポーツをすることに対する意識が高いことがうかがわれております。

２点目の学力と体力の因果関係につきましては、科学的に解明されたものはありません。ただし、体力は生活習慣と相関関係があることが文部科学省の調査結果により明らかになっており、さらに、生活習慣は学力との相関関係があることも示されております。日常的に体を動かすことにより、脳全体が活性化するとされており、規則正しい生活習慣が身についたり、朝食をしっかり食べるようになり、活力が湧いてくるなどの効果があるのではないかと考えております。

３点目の小中学校における学力及び体力向上策について申し上げます。学力向上対策につきましては、教育委員会が作成した学校改善支援プランに基づき、各学校では、個別の課題を明確にするなど、自校の実態を踏まえた学校改善プランを作成し、具体的な取り組みを進めております。

柱となる１つ目は、一人一人の児童生徒にとりまして、よくわかり意欲を持って取り組める授業づくりのための授業改善であります。そのことを通じて、基礎・基本の確実な定着に努めるだけではなく、放課後や長期休業中に補充学習を行うことにより徹底を図っているところであります。さらに、学校教育支援教員と特別支援教育支援員を２名

ずつ配置し、きめ細かな指導を推進しております。一方、教育は人なりと言われますように、教育の担う教員の資質や指導力の向上も重要となっておりますので、校内の共同研究の活性化や先進校の視察など、研修機会の確保と内容の充実を図っております。

柱の２つ目は、家庭との連携、協力を図る中での家庭学習の習慣化であります。本町で力を入れております早寝早起き朝ごはんなど、正しい生活習慣の確立を図ることにより、家庭学習に取り組む時間を確保し、宿題や授業の予習・復習などに取り組むことが重要と踏まえ、家庭学習の手引きなどを提供し、具体的な啓発を行っているところであります。

体力向上対策につきましては、現在、スポーツ少年団や中学校の部活動に加入している子供たちは、延べ人数で約260名おります。各スポーツ活動に対する町の支援策としましては、各団体への助成、少年団活動の移動手段としての上士幌小学校から練習場所へのスクールバス利用、全道・全国大会参加経費への助成などを行っております。さらに、冬期間のスポーツ振興策として、各小中学校で実施するスキー学習やスケートリンク造成への助成を実施しており、教育委員会としては、基礎的な体力向上を図るため、水泳・スケート・ダンス教室を実施しております。

また、各小中学校におきましては、北海道教育委員会が策定した体力向上支援プログラムの活用や水泳記録会、マラソン大会、陸上記録会などを実施しており、歩数計の活用や遊びを通じた体力向上策も実施しております。

子供たちの確かな学力、豊かな人間性、健康、体力をバランスよく育み、生きる力を身につけられるように、引き続き、学力と体力の向上等に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　中村保嗣議員。

**○４番（中村保嗣議員）**　今、ご答弁がありましたように、上士幌町の子供たちの学力については、一部全道平均を上回る状況であり、体力・運動能力においては、全道・全国平均を上回る水準であるということ、大変ご苦労の多い環境の悪い中、すばらしい成果、成績を上げていることは大変喜ばしいことでございます。

ところで、私も上士幌町で生活を始め、住みついて17年、北海道のこと、上士幌町のことが大変気になり、何事にもついつい身びいきの応援をしてしまいます。

昨晩は大谷翔平投手が初登板しました日本ハムファイターズ、５回６安打３四球２失点、ちょっとほろ苦いデビュー戦でしたが、18歳にしては大変頑張ったんではないかと思います。北海道出身のアスリート、スピードスケートの高木美帆さん、陸上短距離界の女王、福島千里さんの大活躍や、北海道を代表して高校球児、特に十勝代表の高校球

児が甲子園での大活躍をテレビ観戦し、その勝敗に我がことのように一喜一憂しております。そして、上士幌小学校、中学校、高校の生徒さんのスポーツ、その他で活躍しているのを見聞きすると、大変うれしく思います。

それと同じように、北海道の子供たちの学力・体力の都道府県別成績や順位が大変気になるのです。少し寂しいのが体力面で下位にいる、劣っているのを見ると悔しく、悲しくなります。大相撲において多くの横綱を輩出してきた相撲王国北海道ですが、今は幕内力士さえいません。子供たちの体力の現状はここにも影響しているのでしょうか。

少し脱線しましたが、子供たちの学力・体力を総合的に底上げし、上位に食い込み、子供たちに、どさんことしての意地と自信を持たせたい、持ってもらいたい、この思いは町民の皆さん、保護者及び関係者の皆さんを含め、教育長も同じかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　ただいまのご質問にお答えいたしますが、私もこの町民の総合的な体力の向上と、もちろん学力の向上も含めてでありますが、こういったものは町民全ての願いだというふうに思っております。

先日、春季の高校野球の十勝大会がありました。私も帯広の森の野球場に応援に行ってきましたけれども、本当に子供たちはしっかりと元気に、声もしっかりと出しておりましたし、礼儀正しいですし、そういったものが小学校、中学校、高校としっかりと受け継がれているというふうに考えております。

今特にスポーツ少年団、それから中学校の部活もそれぞれ活発に行われております。ただ、児童生徒の数が限られておりますので、どうしても特定の種目に子供たちが偏る。競技の種目によっては、どうしても人数が少ないとか、そういうところもいろいろありますけれども、その辺は本当に子供たちにいろんなスポーツに参加してほしいと。それは学校へ入る前から小さいうちから、昔は子供たちが地域で三角ベースで野球をやったりとか、鬼ごっこだとか、いろんなことを地域でやっていたんですが、なかなか今はそういったものも少なくなってきていると。

それから、テレビですとかテレビゲーム、それから携帯、こういったものがどんどん普及してきて、子供たちの生活環境もどんどん変わってきていると、そういったものも、いろんな環境のそういった変化もありますけれども、そういった中でもしっかりとスポーツをする時間、あるいは家庭学習をする時間、そういったものは地域や家庭の皆さんとまた、学校はもちろんでありますけれども、しっかりと連携協力しながら取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（杉山幸昭議長）**　中村保嗣議員。

**○４番（中村保嗣議員）**　今、ご答弁のありました家庭との連携、これにつきましては、最後の項でまた述べさせてもらいますけれども、２番目の因果関係についてでございますけれども、子供は頭で覚えるより体で覚えるの言葉のように、これは脳を科学的に見ても理にかなっているようで、子供たちは、体を動かすことで脳が活性化し、勉強することも人徳を高めることにもなるそうです。小学校の授業で行われる体育は、子供たちに集団行動を教えるということも重要な役割を果たしています。

その体育、学力に影響を及ぼしている相関関係にあるという研究結果が、学術的に発表されております。アメリカ・イリノイ大学神経科学運動学部を専門とするヒルマン博士の論文によりますと、運動能力がすぐれている子供は学力テストの成績も同様によいと。日本でも大分大学の研究結果で、子供期における体力と学力の関連性において、体力に自信のある子供は学校の勉強が好きな傾向にあり、学習意欲が高いと。

そして、先ほどから述べておりますけれども、全国学力テスト、体力テストの都道府県成績の公表からも、福井県、秋田県が学力テスト、体力テストでも１位、２位を占めております。文武両道の県としてテレビで紹介されていました。体力の高い都道府県は学力も高い。逆に全国で下位の県のデータを見ると、学力と関連して体力も低い結果となっております。このようなことからも、関連性がある、相関があると認められるのではないでしょうか。

以上のことから、まずは隗より始めよの言葉のとおり、誰もが好きな楽しい体育を初め、これを通じ、その効用で人間形成にも生かし、学力向上にもつなげていったらいいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　ただいまのご質問でありますが、最初の答弁で述べましたように、科学的な根拠はないということで、ただいろんな研究機関が統計ですとかいろんなものをもとに、そういった結果が示されているというのは承知しております。ただ、その辺のはっきりした因果関係は明らかにされていないということで答弁をさせていただきました。

この件につきましては、昔から文武両道という言葉があるように、本当に子供たちに学力も体力も両方ともしっかりと見につけてほしいというのは当然のことでありますが、この辺は相関関係はあるだろうということで、例えばしっかりと生活習慣、例えば朝御飯をきちんと食べるとか、テレビを見る時間をちょっと削って宿題をやってもらうとか、

そういったことを、あるいは睡眠時間も長過ぎてもだめだし短くても当然だめですので、適度に睡眠時間をとるとか、そういった生活習慣と学力ですとか体力とか、その辺の関係というのは、データ的にもきちんと出てきておりますので、その辺で学力と体力という、そこの部分ではなかなかいろんな考え方があるということで、難しいのかというふうに考えております。

ただ、先ほども言いましたように、その辺の学力と体力両面でしっかりと町として、教育委員会として取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　中村保嗣議員。

**○４番（中村保嗣議員）**　学力・体力の向上策については、学校における取り組みと家庭における取り組みがあることは、ご答弁のとおりでございます。学校における取り組みは、改善プランを作成し、これに基づき支援教員まで配置され、一人一人にきめ細かくケアをし、取り組んでおられることは、今に大きな結実につながるものと疑いません。

一方、家庭における取り組みには、各家庭にいろいろの事情、環境があり、取り組む姿勢も一律でなく、なかなか一筋縄ではうまくいかないと思います。しかし、子供の学力・体力向上には、家庭での生活習慣、勉強や運動時間が大きくかかわっています。今教育長が述べられておりましたけれども、家の中で長時間にわたりテレビゲームに興じ、勉強時間がない、外で遊ぶ時間がない、その結果、ゲームで頭がいっぱいになり、足腰は弱くなり、学力の低下、体力の低下につながっていると思います。

したがって、これを打破できれば、さらに一段上の学力・体力の向上につながると思います。そのためにも、家庭との密接な連携、保護者の皆さんの啓発が大切かと思います。家庭で取り組める勉強や遊びの時間の割り振り、使い方、簡単な運動を日常生活に取り込む工夫などを紹介した啓発用リーフレットを作成し、生徒や保護者に配布したらいいと思います。また、現在使用されている家庭学習の手引きの充実を図り、双方向で確実にチェックできる体制をつくることが大切かと思います。

これについて、もう一度教育長のお考えと今後の学力・体力の向上について取り組む決意を述べていただき、質問を終わりたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　お答えいたします。

この本町では、平成21年７月に、上士幌の健やかな育ちということで、全道・全国的にも教育の日というのを全国・全道、十勝でも取り組みを進めておりますけれども、その一環として、本町でもこういった取り組みを進めております。この中には、学校、家

庭、地域、そして行政が、この４者がきちんとしっかりと連携協力して、子供たちを健やかに育てていこうと、子供たちの子育ちを支援していこうと、そういった取り組みを進めてきております。

基本となるのは、先ほど言いました早寝早起き朝ごはんですとか、子供たちのそういう生活習慣の部分が中心的ですが、その辺はポスターですとかチラシの作成等もして、学校等にも配布をして、それから各施設等にも掲示をしてきております。この辺はしっかりと地域の皆さんの協力もいただきながら進めていきたいなというふうに考えています。

いろんな部活動、それから少年団の活動、こういったものにも先生方だけではなくて、地域の方にも非常に指導者としてご協力をいただいております。こういった面では、地域の皆さんの協力、そして議員さんが言われた家庭の協力と、この辺もしっかりと今後に向けて、今までどおりですが、またしっかりと取り組みを充実させていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、４番、中村保嗣議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前１０時３１分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き再開いたします。

（午前１０時３２分）

---

◇　伊　東　久　子　議員

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、１番、伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　私は、竹中町政四期目に向けての公約と平成25年度執行方針についてお伺いをいたします。

上士幌町第５期総合計画が、昨年より10年間の計画で進んでいます。竹中町長が３月の選挙で当選され、引き続き事業が継続されることに安心をしております。

公約の１点目、地場産品を通じ、生産者とパートナーシップの推進については、現状ではふるさと納税以外での地場産品の普及はおくれているように思います。町内で生産される安心・安全な農産物のＰＲ不足ではないでしょうか。大都会での宣伝あるいは海辺のまちでの農産物を宣伝する方法もあると思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

２点目、上士幌高校が地域住民、行政、教育委員会、卒業生ＯＢ等により存続運動に

努力をしてきたことは、大きな成果であり評価をいたします。

一方、上士幌町で生まれ育った子供たちが、町外の高校へ行くために助成を受けられないのは不公平ではないでしょうか。上士幌高校振興会には税金も投入している観点からも、町外へ通学をしている子供たちにも助成をすべきと思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

３点目、地域包括ケアの推進、現状との違いはどこにあるのでしょうか。26年度に完成する地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護施設が完成して、町内の高齢者は施設待機者が減る以外は、今までとどの部分が変わるのでしょうか。

人生の最期を自宅でみとるということは理想ではありますが、老老介護など介護者の負担が大きくなり難しいと思います。介護職員、ホームヘルパーの増員が必要と思いますが、いかがでしょうか。

４点目、道路の整備は町も計画的に進められていると思います。ぬかびら温泉郷地区の道路は、ひがし大雪自然館完成に向け行うものですが、近くに廃屋があり、環境保全、環境美化からしても好ましくないと思います。市街地域にも廃屋があり、この対策をどのように考えているのでしょうか。

５点目、町長は四期目の政策について町民に周知し、町政全般に対して意見や要望を聞く機会を行政区単位で行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　竹中町政四期目に向けての公約と平成25年度の執行方針について、伊東議員の質問にお答えいたします。

１点目のご質問でありますが、本町の地場産品の販路拡大につきましては、町として農林商工連携や地産地消、各種イベントなどの取り組みを通じて特産品のＰＲと販売促進に努めてきているところであります。

かみしほろ情報館においては、インターネットショップ十勝かみしほろん市場を開設し、全国に特産品の販売を行っているところであります。中でも、ふるさと納税感謝特典制度による特産品贈呈が好評を得ております。今年度も順調に伸びてきているところもあり、また、５月にオープンしました、ひがし大雪自然館などでも特産品の販売を行っているところであります。さらに札幌圏や関東方面での各種イベント開催時に、特産品の販売やＰＲ活動などを行っているところであります。

今後においても、各事業者や関係機関と連携して、販売拡大の支援やＰＲ活動、各種イベントなどで販売促進の支援を行ってまいりたいと考えております。

２点目の町外高校への通学生徒に対して助成すべきとのご質問であります。

初めに、振興会を通じた上士幌高等学校に対する町の支援の考え方についてであります。上士幌高等学校は道立の高校ではありますが、地域の高校として存続に向け、魅力ある学校づくりと各学年２学級維持等、生徒確保対策などを支援するため、学校関係者や教育委員会、町民有志などの皆様により、平成５年９月に立ち上げた組織であり、これまで町はその支援に努めてきているところでございます。

こうした中、平成22年度の入学者が30名、１学級という、将来学校の存廃にかかわる危機を迎えたのでありました。何としても２学級確保を至上命題に、道教委等への要請活動と同時に入学者数の確保のため、平成23年度から上士幌高等学校振興会に対する補助金の拡充を図り、通学費の全額助成も対策の一つでありました。それらの取り組みが実り、今年度の入学者をもって全学年２間口の確保になったところであります。

地元の高校の存在は、町内で高等学校の教育が受けられるという教育レベルの維持はもとより、子育ての視点を踏まえた小中高の連携した教育体制の構築、さらには経済効果、学校諸行事や地域活動を通じた町民との交流など、町の活性化に大きく寄与しております。そのことは、管内や道内の本町のような小規模校が統合や廃校になった状況を見るとき、高校の存在が改めて大きいことを痛感するところであります。

今後も地元中学の卒業生が40名前後と想定される中で、存続のためには、さらに魅力ある高校へと発展させ、町内からの進学率を高めるとともに町外からの入学者の確保も重要であり、今後も町民各位のご理解をいただきながら、存続に向けて臨機応変な振興策を講じていきたいと考えております。

町外高校への通学生徒に対しての助成については、管内では３町が実施しております。このうち２町は既に地元高校が閉校したことに伴い、生活困窮世帯の町外高校への通学生に対して助成しているものであり、もう一町は地元高校がなく、鉄道廃止に伴うバス通学生に対し助成しているものであります。

このような管内状況、地元高校の振興という中で、本町として町外高校への通学者に対する助成は、現状難しい課題と認識しております。

３点目の地域包括ケアの推進についてでありますが、地域包括支援センターを中心に、医療福祉関係者やサービス事業所職員による地域ケア会議により、情報の共有・要援護高齢者や家族の福祉向上を図っております。さらなる高齢化の進行が想定されており、高齢者が健康で長生きし、安心して暮らせる地域社会をつくるために、医療機関、福祉法人、行政、地域住民が一層の連携、協力関係を築くこと。その上で、高齢者の介護度や病状に合わせ、医療や介護、保健、生活支援、住宅などのサービスが一体的に提供さ

れる仕組みが地域包括ケアシステムの構築であります。

今年度は関係機関・団体の代表等で構成する地域福祉連携会議を設立し、お互いの連携、協力関係の必要性を確認するとともに、地域包括ケアシステムのあり方の検討を開始いたします。

また、平成26年度に完成が予定されております町民の方を限定とする地域密着型介護老人福祉施設の整備により、入所待機者が減ることとなるほか、小規模多機能型居宅介護施設におきましては、在宅で安心して生活できる場所づくりを目的とした介護予防の拠点として、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを提供し、また地域交流スペースでは、ボランティアも含めた地域住民同士の交流拠点として、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などが図られるものと期待しております。

今後、認知症高齢者や単身、夫婦のみの世帯の増加により、支援を必要とする高齢者は増加する一方、家庭や地域の力がますます低下することが懸念されます。

このような中、介護職員、ホームヘルパーの充実強化を図ることはもちろんのことですが、ボランティアや企業、町内会など、地域住民の力によって日常生活を支える地域づくりが必要であると考えております。また本町は、高齢化率が管内平均よりも高い割に、介護認定率は低い状況にあることから、比較的お元気な高齢者の地域の支えとしての活躍の場づくりも必要と考えております。

４点目の廃屋対策についての考え方ということでありますが、最初に廃屋という概念は、第一義的には所有者等により適切な管理がなされていないことが起因となり、良好な景観の阻害、生活環境への影響、安全な生活への阻害がなされている現象を、一般的に廃屋状態といっております。現行法においては、これらの要因を引き起こしている原因者への法的責任を問うためには、かなりの時間と理論的な立証が必要となります。

ご質問の件は、ぬかびら源泉郷で廃屋になっている旧大型ホテルのことと思います。廃業してから相当の年月がたっており、老朽化が一層進み、壁面の落下等のおそれや無断侵入による事故や犯罪の危険などから、行政としてはやむなく交通どめや出入り口の封鎖などの措置をとっているところであります。

本来これらの措置は、所有者の責任において行われるべきことでありますが、複雑な権利関係や責任者の不在等から、行政的な指導が行き届かない現状にあります。特に国立公園内における環境、景観の保全や、観光地であることから、負の建造物として大きな課題と捉えております。解体という要望も聞いておりますが、私的財産であることが第一のハードルとしてあります。これらがクリアしたとしても、解体に億単位の費用がかかると積算されています。一自治体で解決するには限界があります。そのため、北海

道や国に対して国立公園内における廃屋整備の制度創設等の要望を行っているところであります。

また、市街地の廃屋についても法的に強制力を持って解決する手法はなく、所有者がみずから廃屋を整理しなければならないという機運を促すための施策や、周辺の環境美化に配慮する意識づくりを町民とともに形成する必要もあると思います。

５点目の四期目の政策について町民に周知し、町政全般に対して意見や要望を聞く機会を行政区単位で行うべきとのご指摘ですが、これまでも随時、要望に応じて日程調整を行いながら、町民対話に努めてきておりますとともに、各種団体等から行政懇談会開催の要望に対しましても、随時その対応をしてきているところであります。

今後におきましても、町民対話と行政区を初めとします各種団体などから開催要望がありました場合には、積極的、懇切丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

また、各種会議や会合などを通じて、さらに広報かみしほろや町のホームページなどを通じても、私の考え方や施策についてご説明し、ご理解を賜っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　それでは、再質問いたします。

地場産品のＰＲ、これは都会では北海道物産展として開催されているように、それが多くなっていると思いますが、北海道のものというのは安全で安心だと、相当の人混みがあるようでございます。そしてたくさん購入をされているようであります。その中で、上士幌町のものというのは、なかなか見当たらないような気がいたします。

昨今ＴＰＰが騒がれています。このままではどんなに反対しても政府は進めるのではないかと危惧をされます。北海道物産展ではなくて、農協とそれから行政が連携して、上士幌独自の物産展の開催は必要ではないでしょうか。私はこのことによって交流人口もふえるのではないかと思います。上士幌町の安心・安全な物産があるということさえ知らない人たちがたくさんいると思うんですけれども、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　地元特産品のＰＲ活動については、行政だけではなく民間なんかでも、私どもの実際は行っていない、自発的に行っているというケースも含めて、相当いろんな場所に出ているというふうに思っております。

例えば三島市、静岡のほうでありますけれども、これは地元の金融機関、そこが中心

になりながら、十勝のえりすぐれた物産をそちらのほうで紹介をしたりしているような機会をつくっております。そんな中には、地元のそれぞれの個店といいますか、積極的に参加をしてＰＲをするということであります。

行政が十勝全般、いや、上士幌全般にわたってのＰＲをするということと、それからもう一つは、それぞれの事業体がみずから積極的にＰＲ活動をすると、こういう二本立てが必要だというふうに思いますけれども、かなりの部分では独自にやっているというふうに理解をしております。

それから、町としても、これは一緒になってのことでありますけれども、札幌における大通りの秋口のオータムフェスだとか、あるいはＳＴＶだとか、いろんなところにかなり積極的にＰＲ活動に行っている自治体だと、周りも含めてそのように認識をしております。

ただ、今、ＪＡと町でと２団体といいますか、主な団体をもって現地でのデパート等での物産展をやったらどうだろうという話でありますけれども、これについては、１つには、相当の費用の問題があるということと、それから単にデパートで物産展だけで終わるのか、あるいは商談の仕掛けをするのかだとか、いろんなやり方があるだろうと思いますけれども、これに対しては、かなりの経費がかかるというふうに見込まなければならないというふうに思います。

十勝管内あるいは北海道全体でやることによって、ワンブースをかなり安く借りられるということでありますけれども、それでも数十万からの経費がかかるわけでありますから、町単独でやるということになると、相当な持ち出しが出てくるといったときに、費用対効果等も含めて、それが適切なイベントになるのかどうかというのは、十分考えた上でやるべきだなと、そんなふうに思いますが、改めてこれらについては、農協も特産品の販売については営業上も大事なことでありますし、それから物産関係では商工会もかかわってくることでありますから、そのようなところとも、このような話についてはしていきたいというふうに思いますけれども、さまざまなハードルがあるということも、１つはご理解賜りたいなと、そんなふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　いろいろ上士幌東京会だとか、そういうところも活用されながらＰＲ活動をしていけたらいいかと思いますので、町長は出席しておりますので、ぜひそのことを実行していただきたいと思います。

それから、２点目の上士幌高校振興会の補助に私自身は反対しておりません。もう本当に真剣に先生方も指導してくれておりますし、そういう熱心な先生たちの指導ですか

ら。ただ、町長は子育てと教育の町と公約で述べています。私は、妊娠から18歳までが子育てだと思っております。町外に通う子供たち、上高に行かなかったから助成はしないでは、余りにも差別をし過ぎではないかと思っております。

15の春、希望と目的を持ち、上士幌町で生まれ育った子供たちなんです。高校２年の修学旅行の半額でも、上士幌高校は今修学旅行に対して６万円出ていますが、その半額でもいいから助成できないだろうか。少子高齢化の中、他町村が高校を残そうとして同じような支援をしております。子供たちの取り合いをしているんではないかという思いもしております。気遣い、心遣いが全く今の状況では、ないのではないかと思います。推計であと何年この状態を町長は続けられると思いますか、再度町長の考え方をお聞きいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　学校の存続です。学校がこの地域からなくなると、これは極めて大きな問題だと、地域の基本的な成り立ちという意味合いも含めて、やっぱり高校の安定的な２間口確保、存続については、今用いる全精力を費やして対策を講じていく必要があるというふうに思っております。

できれば通学費も補助しなくても、この町に来てもらえれば、これは非常に望ましいことなわけであります。この措置も未来永劫、この通学費補助が、高校存続のために非常に有効かつ全てであるというふうには思っておりません。できればこの通学費がなくても、この町の学校に来たいと、ここの学校で学びたいというような評価を得ることが望ましいということでありますから、これが全て高校振興のための大きな施策だと、緊急やむを得ない状況でもあるというふうに、ひとつまたご理解をいただきたいなと、そう思います。

それともう一つは、子育ての関係でありますけれども、おっしゃられたように、幼児期、生まれてから18歳まで子育て、教育のそれは、町としてこれからどんな政策を打っていくのかというのは大事なテーマというふうに思っております。できれば、ここで幼児期から小中を学んで、高校もここで学んで、上士幌から誇りを持って巣立っていく、あるいは進学していくというような理想的な形になれば一番いいわけであります。

そういった中では、地元の子供たちとともに、より地域の中で子供を育てられる環境とあるいは支援というのは、さまざまな支援が可能なのだろうと思いますけれども、この高校のことだけ捉えるということではなく、高校というのは地元の高校だけではなくて、子育てという意味では、いろんな医療、福祉等も含めて子育てという視点は持っていかなければならんというふうに思っております。

そういった中で、18歳までこの子供たちにどんな手だてができるのかというのは、これから政策上は考えていきたいというふうに思いますし、それから、上高の振興という意味で今とっている振興策については、それは高校の振興策というところに非常に重きを置いているということに、ひとつご理解を賜りたいなと、そんなふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　高校の振興ということに対しては、私も賛成ですし応援もしたいし支援もしたいと思っておりますが、町外に出ているお母さんたちからも多くの要望が出ておりますので、そのこともわかっていただきたいと思います。

それから、３点目の福祉の充実、これは福祉の充実ということは利用する人たちが満足することだと思うんです。現状は他町村に先駆けて上士幌町は本当にいろんな種類の福祉政策を行っていますが、とても使いにくい、中途半端になっているんではないかと思います。

例えば例としてホームヘルパー、これは計画をされますけれども、緊急以外には使えない状況、あるいは巡回バスは、足が痛くてもすぐそこにバス停があるのに、停留所しかとまってくれない。または特老のショートステイなんかについては、ケアマネジャーさんが一生懸命努力してくれても、あきがない、その一言で利用ができないと、そういう状況がありました。

町長は、在宅介護や在宅医療を進めるのであれば、介護者の介護をしている人たち、その関係者からも経験や問題点を聞きながら、行政職員だけではなく、社協、登録ボランティア、これは随分前から登録されていますけれども、余り活用されておりません。今私たちは若いからまだいいんですけれども、自分が高齢になったときに、どんなことをしてほしいかということを考えて政策を行っていただきたいと思いますが、町長の考え方をお聞きいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　全くご質問、そのとおりだと、そのように思っております。そのことが実現できるように、これからどうその体制をどうつくっていくかということが、まさに問われているというふうに思っております。

ヘルパーさんの問題あるいは巡回バスの問題、これらについても、例えば巡回バスについても、なかったところから始めたということであります。当初はこれについても、利用そのものが少なくて、いわゆる空気を運んで税金の無駄遣いでないだろうかと、こんな指摘をされたときもございました。しかし、いわゆる口コミ等を含めて評価していただいて、今はかなり利用していただいております。

そういう意味では、政策をつくって施策を行って、それが動き出して、そしてまたいろんな課題がそこに見えてくるというもの。さらにそれをどう改善していくかというのは、これは際限なく続けていかなければならない、より住民のためにより利用者のためにどういうサービスがいいのかというのは、課題が生まれてくるのが、当然それはあると思います。それはもうそれを皆さん方の英知なりあるいは行政的な施策で、さらにいい方向に改善をしていくということであります。

ショートステイの問題でもそうでありますけれども、これらについても、今回法人が小規模多機能ということで、ショートステイの増床が出てくるということでありますから、今までよりも緩和されることだろうというふうに思っております。

今回の地域包括ケアのシステムについては、今までどちらかというと、支援センターを中心にして介護を中心にした住民との相談だとか、あるいはサービス等をやっておりましたけれども、このシステムは住民の側に足場を置いて、そこから住民がどんなことに困っているのか、病状はどういうレベルなのか、あるいは介護度はどういうレベルなのか、それから家庭状況はどういうことになっているのかと、そういった高齢者の視点に立って、それをどこの団体、機関が最も適切な対応ができるのかということを、お互いに連携をとって、よりサービスをするかということが大きな課題やテーマになってくるというふうに思っております。

そのために、今町内でも医療機関があって頑張っていただいておりますし、それから福祉協会が施設を中心にした介護の関係を非常によくやっていただいています。社会福祉協議会については、生活支援だとかあるいはサロンだとか、そういった相談事だとかいろいろやっていただいておりますが、これはもっとお互いに有機的な連携をとって、お互いに補完をしながら、病院で受け持つ部分、それからさらに症状が悪化したときには、多分今度は施設のほうに入っていくだとか、そういう、いわゆる住民を主役にしながら、それらを周りがどんなふうに体制を整えるかというのが、今回のケアシステムの仕組みづくりということであります。

いずれにしましても、このような医療、それから生活支援を含めて、30分圏内でいろんな問題が処置できるというのが目指すところでありますので、これらについては、これから会議を設立しながら住民福祉の向上のために充実を図っていきたい、あるいはシステム化を早々に図っていきたいなと、そのように今考えているところでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　伊東久子議員。

**○１番（伊東久子議員）**　この計画を立てる段階では、ぜひ先ほど言いましたように、介護を経験した方たちの意見も多く取り入れてほしいなと思いますので、私も支援をした

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、４点目のぬかびらの温泉郷の廃屋、これは前々から、あれがなければ糠平もすごく環境的にもいいなということ、これは個人のもので行政がどうしようということには多分ならないかと思うんですけれども、町長も時々上京しておりますので、ただの要望だけではなく、強く強く環境省や国土交通省などに、行くたびに声をかけてくるというか、そういうことをしていただきたいなと思います。

また、町内にある多分阿部病院の跡地、これは私個人の持ち物ではないと思うんですけれども、記憶がはっきりしませんが、これは町が登記して町の持ち物になっているんではないかと思いますけれども、その活用については、よく調べてもらえばわかると思うんですけれども、民間に利用してもらうという方法もあるんではないでしょうか。今生涯学習センターが改築され新しくなりますと、どうもあの辺あたりがだんだん朽ちていくというか、そういうのが見苦しくなっておりますので、そこの辺を民間に貸し出すとか民間に土地を無償で貸すとか、それからいろいろ方法はあると思いますが、そのようにしていただければいいかと思います。

それから、５点目の、もう時間がなくなりますので、町長は小さな声にも耳を傾けると言っておりますが、町長は各種団体の会合だとか、そういう団体にいろいろ説明はしていると思うんですけれども、小さな声というのは、そういうところでは多分聞こえてこないと思います。職員を連れて行政懇談会でなくてもいいです、要望があればそこへ出かけて行って、職員もすごく勉強になると思います。

町長や議員は４年に一度町民の審判を受けなければなりませんけれども、職員は長くずっと退職までいるわけですから、職員の勉強にもなると思いますが、そこのところをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　廃屋の問題については、いろいろと障害といいますか、大きな壁があるということはご理解いただいていることかと思います。おっしゃったように、国や道あるいは、いわゆる政府、政治家のほうも含めて機会あるごとに、そういった要望はさせていただいております。町村会の政策課題についても出させておりますし、知事との懇談会なんかでも、機会あるごとにやっていますが、やっぱり非常に今のところは難しいという状況にございます。

ただ、私どもの切り口といいますか、思いを伝えるのには、国立公園内であるというところです。廃屋はいっぱいあるんです。今温泉街はうちに限らず方々にあるわけでありますけれども、国立公園というところは、これは国民にいわゆるレジャーだとか、あ

るいは自然景観を環境教育をそういったところで学んでほしいというような、そういう意味合いもありますから、そういったところに廃屋があるというのは、決して望ましい話じゃないだろうということから、環境省なんかにも行っていますけれども、ただいずれにしても、竹中町長だけでこれは物事が動くものではないだろうというふうに思っております。

昨日も十勝の全体の課題としての十勝圏活性化期成会というのがありますけれども、その中でも重点課題というふうに取り上げて、道だとかあるいは国にあわせて要望をしていくというふうに、今テーマの一つになってきておるところでもございます。

いずれにしましても、あの状況というのは決して望ましい状況じゃないということは十分認識しておりますから、今までもそうでありますけれども、これからもさらに、ありとあらゆる可能性があれば、その可能性に向けて思いを伝えていきたいなと、そんなふうに思います。

それから、先ほどの包括ケアの話も出ましたけれども、住民の声というのは、そのケアをシステム化するためにも、住民の声を聞くための事業といいますか、それを今年度、これまた道の事業になりますけれども、住民参加型の高齢者生活支援事業ということで、住民の声を聞きながら、本町のケアシステムのあり方についてはどうあったらいいのかと、こういった調査もしていくことになります。そのときには住民とも十分コミュニケーションを図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、行政懇談会でありますけれども、これまでも行政懇談会は大きなテーマごとに開催してきております。合併のときの行政懇談会、それから10カ年のときの総合計画の際の行政懇談会をしました。ともに合併のときには、やっぱり結構関心があったということでありますけれども、それでも区長さんが大変苦労されているということです。

総合計画のときにも、特に郡部なんかについては区長さんに迷惑をかけて、そして私どもとしても職員、管理職を含めて大挙して行くわけでありますけれども、そういったことを考えたときに、こちらから一方的にいつ、あるいは一定の期間があっても、そういう形が望ましいのか、僕らは結構いろんな出前講座なんかもありますし、それからその中で町長に対する懇談を持ちたいというようなことも、かなり今ふえております。きのうもございましたし、それからこの後も来週も高齢者学級だとか、それから行政区長の会議もありますから、そんなときにもお話をしますし、その際にも必要があれば、ぜひ呼んでくださいという話はさせてもらおうと思っております。ただこちらのほうから行政区のほうにやるために、セッティングして人を集めてくれというのは、これは物事によりけりでないだろうかと思います。大きなテーマがあれば、それはまたしますけれ

ども、そういうことであります。

それから、今いろんな形で住民に対する情報公開というのをしております。ホームページもそうでありますし、それから広報もそうであります。さらには、これからいろんな施設をつくる際も、町民に対するいわゆる町民説明会だとか、ある一定の考え方を整理したときには、それらを何らかの形で広報して意見を吸い取るような、そういうキャッチボールの仕方が、以前のように行政と町内会というだけでは、行政区というだけではなくて、非常に多様化してきているということでありますので、そういった中で、私どもとしては、できるだけ町民の意見を聞く、あるいは入っていくような努力をしてまいりたいというふうに思っております。改めて出前講座なんかについても、その地域地域によって関心事も違ってくるところもございますから、ぜひ活用していただければと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　町長、上士幌医院の跡地の問題。

**○竹中　貢町長**　上士幌医院の跡地については、民間の活用についても含めて、結構いろんな意見を聞いたときがございました。そういった中では、やっぱり病院というのが大きな歯どめになるんですね、病院であったということがいろんな意味で障害になるということで、なかなか手を挙げるところがないというのが現実であります。

ただ、あのままで放置しておくということはできませんので、さらに何らかの手だてを講じていかなければなりませんし、もう一つには、あそこの跡地が町がもう一回大きく再編をしていくとなれば、町の中にどう人を寄せることが大事だと、少子高齢化の中でお年寄りが遠くから、先ほどの話じゃないですけれども、歩いてくるという状況が非常に厳しいといったときに、町内にある公共地の空き地等の有効活用という意味では、例えば高齢者のための住宅を確保するエリアとして考えるだとか、そのようなことも考えながら、この後の利活用をしていきたいというふうに思いますが、町の中の中心市街地に近いところでもありますので、有効活用はできる場所であると同時に、廃屋が危険にならない段階ですので、解体なんかについても考えるときが来るのではないだろうかと、そんなふうに思っております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、１番、伊東久子議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。再開は５分前の予鈴をもってお知らせいただいます。

（午前１１時１３分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２４分）

---

◇　山　本　弘　一　議員

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、３番、山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　私は、近年の農地の流動化について、農業委員会長、ナイタイ高原牧場の飼料確保と上士幌農用地等取得基金条例について、町長に質問をいたします。

まず、交換分合も一巡し、町内の農地も流動化が大きく移動してはいないと思うが、過去５年間の移動面積（所有権、賃借権）、農家戸数の減少と今後10年以内にはどのような流動化対策が必要とされるか、答弁をお願いします。

ナイタイ高原牧場の飼料確保と上士幌農用地取得基金条例について、第４期町政を担う町長に伺います。

町長は、執行方針の中で、第１次産業は地域経済を支える基幹産業であり、農業の持続的な発展のため、関係機関・団体と連携しながら今後施策を講じることが肝要であると述べています。

農業の生産基盤は農地であります。24年度の面積は、畑作3,277ヘクタール、酪農、デントコーン、牧草で4,966ヘクタール、合計8,243ヘクタールで、生産額（24年当初見込み）152億以上に達したと聞いています。特に酪農家では規模拡大の傾向にあり、個々によっては飼料不足と聞いています。24年乳牛数は１万7,331頭になり、夏季にはナイタイ高原牧場に預託をしています。

今年度から、ナイタイ高原牧場は指定管理者制度により、ＪＡ上士幌町が運営することになりました。特に冬季の乾草不足は深刻で、町外からの購入で補ってきましたが、できる限り町内の飼料が望ましいとのことです。

不足の飼料を面積換算すると200ヘクタールぐらい必要であるといわれています。畑作、酪農の耕畜連携により、輪作体系の確立、飼料確保を含め考える必要があります。

そこで、上士幌農用地等基金条例の見直しが必要と考えますが、第５条では、ナイタイ高原牧場で利用する農地、林地を取得する費用とありますが、その中に賃貸を加えることにより、牧場を含めた農用地流動化と耕畜連携が将来スムーズに進むと思いますが、答弁を求めます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　兼子農業委員会長。

**○兼子義雄農業委員会会長**　近年の農地流動化について、山本弘一議員の質問にお答えをいたします。

農地流動化を効率的に推進するため、平成８年度から開始しました交換分合事業は、

参加者の理解のもとで町内を一回りし、平成22年度に完了いたしましたが、全体で2,000ヘクタール以上の農地の流動化が進み、農地の自作地化の進行や分散農地の集団化に伴う通作コストの削減が図られるなど、一定の成果があらわれているところであります。

農業委員会が取り扱いました農用地利用集積計画によります過去５年間の農地の移動状況につきましては、あっせんによります所有権の移動は527ヘクタール、小作契約によります賃借権の設定は1,637ヘクタールとなっております。

農林業センサスの結果から本町の動きを見ますと、1980年（昭和55年）の総農家数が333戸であったのに対し、2010年（平成22年）には173戸と、30年の間で約半数の農家戸数に減少しております。これに伴いまして、既存農家の１戸当たりの経営耕地面積の拡大が進んでいます。30年前には１戸当たり24.5ヘクタールの平均経営耕作地面積は、2010年には46.3ヘクタールと約２倍の面積となっております。十勝管内では、更別村に次いで２番目に大きな規模となっております。

現在の家族労働で対応できる経営面積としては限界に近づいている中で、農地の流動化を円滑に推進するためには、労働力の確保対策はもちろんのこと、新規就農対策や農業生産法人の育成等、意欲と能力があって経営感覚にすぐれた担い手の育成、確保に努める必要があるものと認識しております。

平成24年度に町が独自に作成した内部資料から、現在55歳以上で10年後後継者のない農家は28戸で、作付面積が861ヘクタールと予想しております。

また、平成23年度に町が実施しました農用地利用状況意向調査の結果では、今後10年で規模縮小を希望する農家が４戸あったのに対しまして、規模拡大を希望する農家は58戸で、面積にして1,616ヘクタールの拡大意向がありました。その中には、100ヘクタール以上の拡大意向のある酪農家が４戸あるなど、酪農家の拡大志向は、離農跡地の受け皿として期待できるところであります。

しかし、畑作地帯での農地の受け手対策が課題とされており、これまで町内には設立されていない畑作農家複数戸によります法人設立も、離農跡地の受け皿となり得ることから、関係機関と連携をしながら、農業生産法人設立も含めた担い手の育成に努めることが喫緊の課題であると認識しております。

このような中、離農者等からの農地の流動化を進めるには、譲渡所得税にかかわる特別控除額の拡大が求められているところであり、このほどのフード特区の取り組みの中でも、農地保有合理化事業の特別控除額を1,500万から5,000万円に上限を拡大するよう要望されているところです。

今後においても、上部組織等を通じて、全国一律でない北海道方式として特別控除額を拡大するよう要望してまいります。

生産性の維持や向上を図るためには、その経営基盤である農地を有効に利活用し、円滑に引き継いでいくことが必要でありますので、農地流動化を進めるに当たって、他市町村への流出を防ぐことはもちろんのこと、農地保有合理化事業等の制度を最大限活用しながら、流動化における課題解決に向けて、町や農協等の関係機関との一体となった取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　引き続き、ナイタイ高原牧場の飼料確保と上士幌町農用地等取得基金条例について、山本弘一議員の質問にお答えいたします。

ご質問のナイタイ高原牧場の飼料確保と輪作体系の確立のために、上士幌町農用地等取得基金条例第５条を改正し、その中に賃貸を加えることが、将来の農地流動化対策と耕畜連携がスムーズに進むのではないかとのご提案でありますが、まずナイタイ高原牧場の飼料確保状況につきましては、今日までの平均飼養頭数は約2,500頭であり、年間の必要粗飼料（グラスサイレージ）としましては約２万トンほどであります。これを必要な採草地面積に置きかえますと630ヘクタールほどになります。

現在、町所有は395ヘクタールで、そのうち草地整備等で使用できない面積は約45ヘクタールほどとなっており、使用できる面積は350ヘクタールほど、その他借地により90ヘクタールほどを活用しており、合計で430ヘクタールほどとなります。

議員おっしゃるとおり、全量を自賄いするためには200ヘクタールほどが不足している計算であります。量として6,400トンほどに換算されます。この不足分は、町内外農家や飼料会社から購入で対応しているのが現状であります。

ご提案の条例第５条を改正して、賃貸を加えるべきとのことについてですが、賃貸によるコストや安定的な飼料確保等を勘案した上、必要な採草地について、既に賃貸契約を結んでナイタイ高原牧場の粗飼料を確保してきております。

ナイタイ高原牧場については、ことしからＪＡが指定管理者制度のもとで経営をしております。指定管理を受委託するに当たり、牧場は後継牛の育成という公共性を持った施設であり、一定の条件を付して契約を結んでいますが、経営方針・計画等については、極力受託者の主体性を尊重することが望ましいと考えております。したがって、粗飼料の確保についても、完全自給飼料を目指すのか、コストやリスク分散の観点から多様な方法を選択するかなどについては、受託者に委ねることが望ましいと考えております。

議員ご指摘の耕畜連携、輪作体系、粗飼料の確保、賃貸を含め農地の流動化、農地の確保などは、本町農業の振興上も重要な課題と理解をしております。

これらは、本町農業全体（ナイタイ高原牧場を含む）の課題と受けとめ、ＪＡ上士幌町や農業委員会とも連携をとりながら、その対策を講じる必要があると認識しております。

上士幌町農用地等取得基金条例については、民間経営色が強い指定管理者制度に移行したこともあり、基金条例そのもののあり方について検討すべき時期と考えております。一方では、将来を見据えて耕作放棄地に対する対策などについても検討すべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　これは農業委員会会長にお願いしたいことなんですけれども、先ほど答弁の中で、農地保有合理化事業ということで、特別控除額が1,500万から5,000万を特別区として拡大要請をしておるということでありますが、この件につきましても、十勝農業委員会連合会、北海道農業会議、全国にまたがって十勝は土地利用型第１種専業農家でありますから、このことは強く上のほうに早急に求めていただくことのほうがよろしいかと思いますけれども、それだけの答弁をお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　兼子農業委員会会長。

**○兼子義雄農業委員会会長**　今のご質問ですが、昨年十勝農業委員会連合会のほうで、譲渡によります税金の関係、それについていろいろ要望がありまして、とりあえず一般公募によります800万控除、それから農地保有合理化事業です。今1,500万ですが、１戸の農家が丸々事情によりまして農業をやめたときに、今の1,500万では対応できないということで、5,000万円に上げて要望しているところであります。各町村ともそういった中で、一般公募と農地保有合理化事業をあわせた中での農地の流動化に向けて進んでいる状況でございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　それでは、町長のほうに伺いたいと思いますけれども、先ほど答弁の中で、このナイタイ高原牧場の飼料不足は、数字に換算するとおおむね200ヘクタールぐらいになるんだと。このことについても購入ですとか、農家の灌木草の購入、配合飼料の購入を含めて対応しているということでありますが、もう一つこのナイタイだけではなくて、酪農家においてはＴＭＲという餌の供給をしている組織があります。ここに聞いてみても、非常に乾草を含めた中で足りない。要は言ってみれば、牛の数が

かなり急激にふえて、耕作面積よりも、もともと足りなくなってしまったという現況があるわけです。

私が言っているのは、個々で売買、賃貸ということは通常の場合はそれで農業委員会のあっせんで済むわけですけれども、しかし、ところと場所によっては買い手のない農地、もしくは先ほど町長が答弁されたように、耕作放棄地になってしまうような状況のところでは、やはり基盤整備を含めて、ナイタイで一時取得してもらった中で、そのことを今度は畑作と交換耕作により8,200町ぐらいの利活用を図ると。

要はこの土地面積を維持していってほしいという、こういう意味が私はあるわけです。ですから、餌が間に合っているからいいんだという問題ではなくて、ＴＭＲあたり、各ＪＡの部長あたりに聞くと、やっぱり良質なものが欲しいと、上士幌のものはやはり良質な牧草があるんだということは言われていますので、その辺は町長はＪＡを含めた中で関係機関と十分協議して進める気はありますか、どうですか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　議員のナイタイの質問でありますけれども、もっと大きな視点での質問というふうに受けとめさせていただいております。いわゆる8,200ある農地を、それは１ヘクタールとも放棄地にしてはだめだと、生産のための手段であると、これは大事にしなくてはならないと。全く同様の認識でおります。

農業委員会のほうの回答にもありましたけれども、多分そのときそのときによって農地に対する需給関係というのは、随分変わってきているんだろうなというふうに思いますが、この件については山本議員が農業委員会の会長を長くされておりましたから、相当苦労されてきたという経過も聞いておりますし、それから農用地のこの条例についても、多分議員が会長のころに当時の農業事情を背景にして基金条例をつくったものと、そのように思っております。

一方、この調査、農業委員会の回答にありますけれども、いわゆる将来の農家の見通しでありますけれども、後継者がいないというところの戸数と、それから将来的に規模拡大をして生産をやっていきたいという。そういった意味では、今の関係でここだけで見ると需給関係でいうと、かなり需要が大きいと。いわゆる土地を求めているケースのほうが割合としては、かなり大きいということですから、通常のいわゆる、できの状況であればうまく移動だとか、そのことが可能なのかわかりませんけれども、多分もっと厳しいところをどうするのかということも含めての話だろうというふうに思います。

今前段、ＴＭＲセンターも含めて牧草が足りないということでありますから、そういった意味で、受け皿の一つになれるこのいわゆる経営上も場所も含めてちょうど受け地

になるところの可能性としては、そういう法人が一つ可能性としてはあるだろうなと、そんなふうに思います。

それから、ナイタイはナイタイとして将来的に自分の牧草地をどれぐらい確保するのか、それは距離の問題だとかあるいは出来高の問題だとか、いろんな経営上のことを考えて、ナイタイとして判断をしていくことになるだろうというふうに思っています。

今までは、より行政がナイタイに直接関与しておりましたから、公的な意味合いも含めて、厳しいところの土地の購入だとかあるいは賃貸だとか、そんなようなこともやってきておりますけれども、これから牧場そのものがＪＡに指定管理でいくとすれば、そういった経営的なことも含めて委ねることが望ましいんだろうなと、そういうふうに思います。

その上で耕作放棄地、いわゆる離農した後に買い手がいないといったときに、一時保有だとか、それから欲しいんだけれども、すぐにお金の用意ができないだとか、こういったケースも出てくるだろうというふうに思いますけれども、今、国のほうも北海道のほうも多分そういった意味では、規模の拡大だとか、あるいはそれらに向けた放棄地をなくするという方針になってきておりますし、そういう制度を受けながらやるということもあるだろうというふうに思います。

ただ、それで全部それじゃ満たされるのかということがあって、手を挙げて、それに乗りたいけれども、いろんな制約があって乗れないだとか、それから減免措置だとか税金の減免なんかもありますけれども、そういいながらも結構な費用がかかるだとか、そういったケースが多分これから出てくるだろうと思います。

そういった地域特有の課題に対して、町と農協がどうしてもやっぱりこれは連携をとっていかなければならない話だと。町だけで土地を所有するだとか、それは本来やっぱり農業の経営、農業者全体を把握している農協と十分連携をとって、そして放棄地を出さないように、さらには離農する人方、それからそれを求めたい人方が、うまくお互いにウインウインの関係でいくような、そういう関係をつくっていかなければならないと思います。農業委員会の力も必要だろうと思います。

そういう意味では、新たなそういう仕組みづくりがこれから必要になってくると。そのことによって、今議員が懸念されているようなことをなくする、まずは放棄地をつくってはだめだと、それから今多分だんだんと自由化されていく流れというのは、きっと将来的にあるだろうと思いますけれども、よそにその農地が使われて、そして生産物がよそのほうに出荷されていって、本町のいわゆる生産額につながってこないと、これもまた残念なことでありますから、そのようなことを防ぐことも含めて新たな仕組みなり

を、北海道の公社のほうもありますけれども、それらを見ながら足りない部分のところをどう体制を組むかというのは、これから考えていく必要のある時期でないだろうかと、このように思っております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本弘一議員。

**○３番（山本弘一議員）**　まさしく今、町長の答弁で、私はたまたま基金条例の中にこの農用地等取得基金条例というものがあったから、それにこだわったわけでありまして、今年度からＴＰＰ問題を含めてどういう時代の流れになっていくかというのは、ちょっと今の状況では難しいかと。

ですから、農地だけじゃなくてあらゆるものに対応できるような形の中で、農地は基盤でありますけれども、このことが町農林課を含めて、農業委員会、ＪＡを含めた中で、どのような形が望ましい、どのような支援が望ましいかと。やはり8,200町の農地をできる限り守っていくという観点に立ったときに、一方経済団体のＪＡ、それから実際的にあっせんを行っている農業委員会、そして町の行政を含めた中で、この辺の連携プレーがちょっと今まで私から見たら足りなかったんじゃないのかと。

やっぱり連携した中で本当に必要なものは何があるのかと。当然後継者がいなくて、担い手不足で離農せざるを得ない、もしくは縮小、賃貸、売買という形になってくると。それが時と場合によっては一等地、それでなかったら、また奥のほうでなかなか買い手がないというバランス的に崩れたような形も出てくるおそれがありますので、ぜひその辺も先を見据えた中で、町長も第４期目に入ります。そういう意味を含めた中で、今後関係機関とより一層スクラムを組んでやっていただきたい、それが私の本音です。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　全く同様な考え方でございます。多分本町農業の流れとしては、規模拡大というのが、大きな流れとして一つはあるだろうというふうに思います。

それから、後継者が今までも余り全てが跡地に入ってくるということもなかなか難しいとすれば、畑作における今その準備をしているというふうに伺っておりますけれども、その法人化の問題です。

この法人化の問題というのは、法人化というのは、上士幌町が多分他町村に比べて相当進んでいる地域だというふうに思います。そのことによって、今まで農地が放棄地にならなくて済んできたという、そういうこともあったかというふうに思いますが、ただ大型ばかりが全て本町農業ということではなくて、多分もっと手間暇かけた、そういう付加価値をつくる農家もあるだろうと思いますけれども、いずれにしても時代に対応するように、特にもっとも大事な生産の基盤である農地です。今までも多分どの農地も明

渠だとか暗渠だとか、いろんなことで相当の公費も使ってきた貴重な財産でもあるわけでありますから、民間、個人のものであるといいながらも、非常に大きな、町あるいは国レベルの財産でありますので、それを無駄なことのないようにしなければならないというのは、僕らも強い思いでおります。

それを実現するためには、先ほども申し上げましたけれども、あるいは指摘されましたけれども、ＪＡと、それから農業委員会のこの連携というのはどうしても必要なことになりますので、これからまた十分その辺についてはお話し合いをさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。よろしくお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、３番、山本弘一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後１時といたします。

（午前１１時５２分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

---

◇　角　田　久　和　議員

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、一般質問、７番、角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　私は、竹中町政・第４期目のスタートにあたってという件名で質問いたします。

竹中町政・４期目がスタートしました。竹中町長は、選挙を通じて各種の公約を掲げられました。そこで、今後の町政運営に当たって下記の質問をします。

１、選挙後、マスコミの解説欄に、３期・12年の実績や行政手腕に対して一定程度の評価を得られた。一方で、後継が育たない、マンネリ化、閉塞感という表現がありました。これらに対しての竹中町長の見解を質問します。

２、選挙後に、竹中町長は、町内にはさまざまな意見がある。小さな声にも謙虚に耳を傾け、町政に反映したいと発言されています。これはどのような手法で実現していくのか、質問します。

３、私たち上士幌町議会は、昨年11月に岡山県、徳島県の１市３町で道外研修を行いました。その研修で、私たちはまちづくりの手法として、人材の発掘と育成、地域資源の発見と有効活用の必要性、人材誘導は行政主体でなく、町の人が主体になった草の根タイプの活動が大切。町民が取り組んでいること、挑戦したいことを行政が把握して支援することが、本当の地域おこしにつながるなどを学んできました。

以上の項目に対しての竹中町長の見解を質問します。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　竹中町政・第４期目のスタートにあたって、角田議員のご質問にお答えします。

１点目の選挙後の新聞の解説欄で、後継が育たない、マンネリ、閉塞感といった記述がありました。新聞でありますので、記者がどういう取材で、このような内容の記事を掲載したかは承知していません。新聞を私なりに読み解くとすれば、３期連続無投票だとすると、過去の経験や先例に重きを置き、時代の要請に応じた新たな課題に取り組む意欲に欠けるのではないかなどを危惧してこのように思うのですが、私は地位や名誉のために立候補したのではなく、したがって、この職に恋々とするものではありません。まちづくりを進める上で、あるべき将来像や施策があり、それを実現するのが私の責務と認識し、公約を掲げ、町長選挙に立候補をさせてもらったのであります。

選挙戦になるか否かでマンネリを論じるのは、いかがなものかと思っております。また、選挙戦がないから後継者が育たないという文脈、まちづくりに気概のある候補が出ないから閉塞感を露呈したという記述については、コメントのしようがございません。

４期目に立候補を決意するに当たっては、次の４年間ですべき課題と施策、テーマ、ビジョンをしっかり持てるかが問題でありました。町政を担う者としては、将来を見据えて戦略的、挑戦的でなければならないと考えているからであります。

２点目の小さな声にも謙虚に耳を傾け、町政に反映をしていくということであります。マンネリと相通じるものもありますが、初心のころに新鮮に聞こえ、見えていたものも、長くその地位や職にいると、聞き、見てはいるが課題として認識しないという危険性があります。そういう点で、常に新鮮な気持ち、初心を忘れるなという戒めであり、謙虚さを持ち続けることでもあります。

改めて、小さな声にも耳を傾けるとは、３期無投票だったことにおごることなく、初心に帰り、謙虚な気持ちでまちづくりを進めること、新聞の見出しそのものであると理解していただきたいと思います。

３点目の議員道外研修に取り組まれてのまちづくり手法についての見解のご質問でございますが、地域を活性化する手段の一つとして、人材の発掘や育成が不可欠なものと考えております。また、町民の皆さんが、さまざまな地域資源を活用して、意欲的にまちづくりに取り組める環境づくりが大切であるとは、同じ考えであります。

本町においては、農林畜産物等の地域資源を活用し、新たな商品やサービスの開発、販路開拓等新たな事業への進出や起業、新分野進出の取り組みを促進するため、上士幌

町農林商工等連携・ビジネス創出促進事業により、新たな取り組みをする事業者に対して支援を行っているところであります。平成21年度から24年度までの４カ年で、本支援制度のソフト・ハード事業を活用して15件の取り組みが進められ、新たな商品が誕生しております。

さらに今年度においては、パン屋やアイス工房がオープンしてきており、今後におきましても、この制度を有効に活用していただくよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、町民主体のまちづくり活動の大切さについてですが、私は町長就任以来、自助、共助、公助を基本とした協働のまちづくりを理念とし、推進に努めてまいりました。

具体的な取り組みとしては、地域の公園や道路などの環境美化活動を、町民がボランティアにより実施するアダプトプログラム制度を提唱し、行政区や団体、個人などで延べ1,600人もの町民が参加するまでに至っております。

また、町内には５つのＮＰＯ法人が誕生し、これまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは困難な業務を、ＮＰＯ法人・企業が住民参加のもと、共助の精神で公共サービスを行う仕組みである新しい公共によるまちづくりを進めてきておるところでございます。

町民のニーズを的確に把握して支援することの必要性についてですが、町民の自主的な取り組みが喚起されるような側面的、後方支援的な取り組みが行政として必要だという認識も同じであります。

これまで、さきに述べました事業以外にも、まちづくり活動支援事業などの補助制度を創設し、支援してまいりました。制度については、町民が活用できる内容でなくては意味がありませんので、ニーズを的確に把握し、活用しやすい制度への見直しは弾力的に対応していきたいと考えております。

自分たちの住む町に誇りを持ち、10年、20年先に、住んでいてよかったと思える町とするためにも、町民が主役のまちづくりは重要なことであり、その必要性や意義については、行政と町民、企業や団体などが共有して進めることが必要であります。

今後とも、意識啓発や情報共有、多面的な支援などを図りながら、真の協働のまちづくりを町民の皆さんとともに推進してまいりたいと考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　私は、今回町民あるいは議会の声を４期目の竹中町長がどのように酌み上げて、町政に反映していくのかを論点に、一般質問に臨んでおります。

まず１点目です。マスコミの解説欄での３つのフレーズですが、このうち２つは記者

が町民の声を紹介したものです。これらのフレーズへの見解の質問に対しては、竹中町長がコメントのしようがありませんということなので、この項の質問はこれまでとしておきます。

２点目です。小さな声にも謙虚に耳を傾け町政に反映するという点です。私の質問は、どのような手法で小さな声を吸い上げて町政に反映させていくのかという趣旨です。これはどういう方法、手法を質問したんですけれども、この手法については、先ほど伊東議員も同様な質問をされていまして、回答書の中に、私が聞きたいことがほぼ掲載されていますので、ここについての追加質問は省略します。

それで、そういう小さな声が町民あるいは我々も議会として提案をするんですけれども、いろいろな要望が上がってくると思うんです。その要望に上がってきたものの、これはいい、これはちょっと無理だ、採用するものと採用しないものがあると思うんです。きょうも議員からいろいろな話が出ました。だから、そこの区分けをどういう基準でやるのか、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　いろんな人に出合うといろんな話をされます。今おっしゃったように全てがそれを政策として、あるいは財政を投入してその声を実現するというのは、なかなか難しいことだと、そのことについては議員も理解されているとおりだと思いますけれども、判断するに当たっては、それはこれまでの総合計画だとか、あるいは町長公約だとか、もちろんそういったことが、どうそれが反映をされているのかということもあります。

それから、財政を投入するということになりますと、それがやっぱり公的に公共性の意味合いを持たなければならないと。その１人だけの利益のために事業執行する、予算を投入するというのはなかなか難しいことだと、そんなふうに思います。

そういった意味では、できることとできないことがありますけれども、できないことについても町民のほうについては的確に知らしめる必要があるだろうと思います。

意見を聞く方法として公聴会だとかあるいは説明会だとか、議会も意見を聞く、その象徴的な場所だろうというふうに思っております。町民のそれぞれの代表として議会に臨むわけでありますから、非常に町民の総意を、この11人の議員の皆さん方から聞くことは非常に大きなポイントだと思っておりますから、そこでの意見交換をすると、十分に意見交換をして、そして議員総意のもとで事業に結びつけていくということも、これも大事であります。

それから、日ごろみずからの健康も含め、歩くことに心がけておりますけれども、必

ず誰か彼かと会うということがあります。そういったときに、よく質問されます。先ほどちょうど伊東議員の質問にありましたけれども、巡回バスの問題もありました。そういったときに、バスをおりて買い物をしてから、次の時間までにわずかしかないので、買い物も十分できないんだけれどもという、そんな話もありました。これらについて、バスの全体的な見直しにするのか、あるいはほかに少し休んでもらう場所が必要なのかだとか、いろんなことがありますけれども、はい、わかりました、すぐそこでやりますというのは、なかなかそうはいかないことだろうというふうに思っております。

そのようなことも全部担当課のほうともふるいにかけながら、今政策としてあるいは事業として、それが可能かどうか、予算を投入するのに費用対効果も含めて適切かどうかというのは、総合的な判断をしていくということがあります。

それから、そのいろんな話を聞くということの中には、声なき声という意味では、結構、歩いていると、別にそれでなくても道路の傷みぐあいだとか、そういったものは気がつくわけです。１回ではなかなか気がつかないけれども、しかしそれが２度、３度と同じ場所を歩いていると、それがかなりだんだん記憶の中に残ってきて、非常にこの辺は大変だなと、それは直接住民からそのときの声として聞くわけではありませんけれども、声なき声としてそれは受けとめさせていただいて、担当のほうに、こういう状況になっているけれども、果たしてそれはどうなんだというようなことでの、この吸い上げ方といいますか、具体的な要望という形ではありませんけれども、そのようにしながら町民の声として受けとめ、いわゆる声なき声というふうに受けとめながら、必要なものは事業化に進めていくということです。

私自身としては、さまざまな声をということ等をこの中に述べておりますけれども、姿勢の問題として、幾ら要望がされても、それを謙虚な気持ちがなければ、多分そこがいわゆる壁があって、素直に入ってこないということがあります。これがある種、長年にわたるおごりやマンネリ化の弊害という危険性がありますから、その辺については常に謙虚でありたいと、こういう姿勢を持ち続けていくことによって、小さな声を、是非はともかくとして、議論の対象にしていくということは大事なことだろうなと、そんなふうに考えています。

**○議長（杉山幸昭議長）**　角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　いろいろな方法での詮索範囲ということは理解します。ただ、例えばきょうの回答書の中に、まちづくり支援制度をつくっていますよと、そういうようなのがありますね。それに対して我々が担当課のほうに提言すると、それに対して、いや、行政機構としてはこれなんだと。早い話が、こちらの気分的に言えば門前払いみ

たいな、行政としてはもう無理なんだと。じゃ、それがなぜできないのかということじゃなくて、行政としてはもう無理なんですよと。無理なんですよという言い方が悪ければ、できないんですよという、そういうはね返り方で返るんです。

だから、それが各課の担当レベルのものであろうと私は思うんです。きっとそこで、じゃ担当課と町長とのパイプ、情報共有ができているのか。それが担当課では無理だけれども、町長判断であればできる可能性もある。その辺の情報共有を、担当課と町長との情報共有という点については、今どういうふうに考えておられるか、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　町長が選挙民に選ばれて４年間執行するというときの町長の姿勢、それが１つには公約ということになりますけれども、これについては、しっかり職員は理解してもらわなければならないというふうに思っております。そのための手法、いわゆる情報共有ということでは、何回か私からの思いを伝えさせていただいております。

それを、できれば今のように門前払いというのは、多分それはその町長の考えていることを理解しているかどうかというよりも、それは姿勢の問題として一つ職員のほうにもそういうことがあるとすれば、正しておかなければならんというふうに思いますが、まずは町民側の意見をしっかり聞くということが大原則であるというのが、いわゆる職員として、まちづくりを担う専門職員としては基本的なスタンスというふうにならなければならないということであります。

そういった意味では、こういった今答弁をさせていただいておりますけれども、多くの課長がここにおりますので、そういった姿勢をしっかり持ってもらわなければならないと。やっぱり説明責任ということがございますから、門前払いというのは、断る、これはできないということをどう説明するかの手法の問題だろうというふうに思いますけれども、行政が全てできるわけではありませんけれども、しかし住民が不快感を持つような、そのようないわゆる拒否の仕方は、決してそれは職員として望ましいことではないと。丁寧な説明をもって、できないものはできないと、しかしそれはしっかりした説明を前提とするということだろうというふうに思っております。

こういうことについては、姿勢の問題として機会のあるときには説明させていただきたいというふうに思いますが、これからも、去年１年間、10の大きなテーマを掲げて毎月のように職員、いわゆる管理職等々とそのテーマの進捗状況、それは担当課であろうがなかろうが、情報の共有をすると。重要な課題についての情報を共有するということを念頭に置きながら、１年間にやってまいりました。

そういった意味では、私の担当課ではないから全く知らないということではないだろ

うというふうに思いますが、まだそれが定着していなければ、それは定着していかなければならんだろうし、特に大事なのは、執行方針を述べておりますので、その執行方針にしっかりと謙虚に常に受けとめてもらって、その姿勢で仕事をしてもらうというのが大事な一つでもあると。それから公約のこと、そしてまた総合計画もあるし、それから日々の、あるいは日常的な町長の発言、多分発言を繰り返しているうちに、共通しているいろんな、いわゆる注意喚起だとかあるいは姿勢の問題というのがあるはずでありますから、その辺についてはしっかりと理解してもらいたいなと。これはまた十分でないとすれば、この後また職員にそのような機会に理解を求めていきたいなと、そんなふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　私は、職員に対して悪く言うばかり、特にそういう気持ちはないです。今は相当人数も少なくなっていますし、その中で職員の皆さん、日々頑張られている、そういう評価はしております。

１点、今回気なるのが、回答書の中に、真の協働のまちづくりを町民の皆さんと推進してまいりたいと記述があります。竹中町長が今回、３期目の成果の一つとして、糠平のひがし大雪自然館の建設を一つの成果として言われています。私は以前議会で、ひがし大雪博物館の建設に当たっては、地域の皆さんや役場職員の皆さんが、環境省主催のワークショップとかに参加したその頑張りが建設につながったんだと、そういうことを申し上げたことがあって、そのときは町長もそうだそうだと、そういう反応だったというのを今覚えているんです。

それで、先日ある場面で竹中町長が、ひがし大雪の博物館に関していろいろ言われていたんです。その中で、町長がそのときに自分が環境省に行って直談判して、それで中断したプロジェクトを復活させたんだと、そういうお話をされていたんですけれども、もう一つそのときに町長の口から、地域の皆さんが頑張ったんだと、職員も頑張ったんだと、そういうことを紹介されれば、また職員の皆さんとか町民の皆さんが、また張り合いになると思うんです。そのときに、その話がされていなかったので、ちょっと私は残念に思ったわけです。

町内には５つのＮＰＯ法人がありますと、そういう表現もありますし、それはＮＰＯ法人が自然発生的に生まれたわけじゃないし、それまで立ち上げてそれで活動を継続するには、相当のエネルギーとか苦労、それが当然あるわけです。それがあっさりと町内の５つのＮＰＯ法人が誕生しており、行政がそれを支援しますと。やはりその辺にも、それを頑張っている担い手の人々、そういう人たちに、その人たちが頑張ってＮＰＯ法

人が立ち上がって、今もってまちづくりの一翼を担っていると、そういうことがあれば、バランスのいいことになると思うんです。聞くほうも気持ちがいいです。

これは私が好きな言葉なんですが、太平洋戦争のときに連合艦隊の山本五十六長官という方がおられまして、皆様よくご存じだと思うんですけれども、その長官の言葉で、やって見せて、言って聞かせて、やらせてみて、褒めてやらねば人は動かじ。話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば人は育たず。やっている姿勢を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず。

こういう名言を言われて、やっぱり組織の長たる者は、そういう気持ちって大切ではないかと思うわけです。私もそんなに人に講釈を言うほどのあれじゃない、ついついがみがみ言ってしまった後で後悔することも多いんですけれども、やはりそういうのは心の中で思うだけじゃなくて、やはり言葉として態度にあらわす。職員も頑張っている、あるいは町民の皆さんの頑張りのもとでまちづくりが進んでいるんだと、そういうのをいろいろな機会で口に出し、あるいは紙に書く、そういうことが真の協働のまちづくりにつながるんじゃないかと思うんですけれども、ここで竹中町長の見解を質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　すばらしい教訓にしたいなと、そんなふうに思います。山本五十六のお話は、今久しぶりに聞きまして、しばらく前の教育長がよくそんなお話をされておりました。改めて今そんなような実感をしたところであります。

職員のモチベーションを高めるということでは、今お話しされたようにいろんな手法があるだろうと思います。私からのこともありますけれども、今議員からそのようなお話をされて、担当の職員については非常に手ごたえを感じているのではないだろうかと、そんなふうに思います。厳しい糠平の施設をつくるに当たっては、本当によくやってくれたというふうに思います。

今特に住民との対話、あるいは理解を求めるため意見交換、この辺は非常に大事になってきております。非常に手間暇、時間がかかって一つの政策が練り上げてられて実現するということでありますので、その見えないところの苦労というのは、今議員からの評価も含めて、私どもとしてもうれしいことでありますし、職員も改めてそのような機会、ほとんど苦労でありますけれども、その一部を評価する、これらも心がけてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　全て褒めるばかりじゃないです。

今回議会のそういう視察報告に対しての、我々はこういう感じ方をしたんだと。それに対して町長の見解、見解と言えばこれをやってありますが、これをやってありますといろいろ出てきています。

それで、議会で、私は今回ダイジェスト版で相当コンパクトにしたものを紹介しているわけです。せっかくだから我々議会として11名全員の調査報告をホームページ上にアップしているんです。その中にいろいろ提言があるんですけれども、その中で何か我々もそれなりのエネルギーを使って現場に行ってアップしているんです、それを作成して。注釈したものじゃなくて、その中でも町政反映にぜひ使っていきたいというものがあれば、町長にちょっと１回、せっかくだから質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　有意義な研修をし、しかも先進的な事例を学んできたということでありますから、参考になるものについては十分参考にさせていただきたいというふうに思いますし、研修してきたことと、それから今町が課題として取り組んでいるようなことがあったとすれば、そういったときに改めて研修で学んできたことを、その政策を具体化する際に、いろいろと意見なりあるいは指導助言をもらえるというのではないだろうかと、そんなふうに思っております。

そのように、研修をした成果をまちづくりに生かすという議員の皆さん方のその思いは十分受けとめさせていただきたいというふうに思いますし、今般いろいろと議会改革を含めて、まちづくりに議員さんの立場から政策の実現、政策化するに当たっても、同じ情報を共有して政策を具現化していきたいというお話を何度か議員の皆さん方からお聞きしております。大変心強く思っております。

私たちの仕事は、今のことに対して責任を持って政策を実行するということだけではなくて、将来後々にわたっての責任も負っているわけであります。そういう意味では、その責任、あるいは行政のまちづくりの全てを行政ということではなくて、議員の皆さん方も同じ土俵で一緒にまちづくりに参加するという姿勢については、非常にうれしいことでありますし、私どもとしてはそういった意見を十分反映をして、政策に結びつけていきたいと、そんなふうに思います。

そういった意味では、議員の活動もひょっとするとまた今まで以上に会議や、それからいろんな意味で忙しくなることもあると思いますけれども、議員の皆さん方の日ごろの私たちに対するメッセージについては、非常にともに協働という視点でお話しされておりますので、ぜひいい町のために議員の皆さん方のお力もかりたいなと、そう思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　角田久和議員。

**○７番（角田久和議員）**　最後の質問になります。

４期目というのは、やはり世間的に見れば多選のところに入っているんだと、そういうふうに私は思います。糠平に別荘をお持ちになっている上士幌にご縁のあるマツイさんが、組織は頭から腐るとおっしゃられています。これも本当に経済界でナンバーワンの名言になった言葉なんです。

組織は頭から腐るというのは、いろいろな見方があると思うんですけれども、私は組織のトップがいつの間にか独善的になって、どうも自分の耳ざわりのいいことだけを聞くと、ちょっと耳の痛いことは何かはね飛ばしてしまうと、そういうことも頭から腐るというふうに、その中に入っているんじゃないかと思います。

私は別に議会の代表じゃないんですけれども、議会としてこれから４期目、竹中町政と相対するのに向かって、行政への十分なチェック機能を、これをしっかり果たしてまいりたい。もう一つは政策提案、これもやはりこれからの議会の大切な仕事だと思っています。チェック機能については、行政側に十分な資料の提供と情報を公開してもらって、慎重審議をして、結果によってはちょっと待てというようなことも、議会の大切な役目じゃないかと思っています。そういう役目を議会が怠ったばかりに、最後のツケを町民に、あるいは市民に払わせている自治体があります。

我々上士幌町はそういう自治体になってはいけないので、やはりそういうチェック機能に対しての我々のそういう厳しい視線は持っていく必要があると私は思います。

それともう一つ、今後政策提案、やはり政策提案能力のある議会というのが必要になります。議会としては町民を対象に広報広聴会をやっていくということの合意をつくっています。そして、意見を集約して議会として町長に政策化あるいは予算措置を、議会として意見をまとめて、そういった方向も必要じゃないかと。

それを具体的にどういうシステムでやるかは、また行政と議会との話し合いになるかと思いますけれども、４期目の竹中町政におかれては、やはりそういうスタンス、あるいは間合いのとり方が必要かと思っています。

ということで、私からの議会論をこの場で申し上げたことになりますけれども、今申し上げた点について、町長の見解があれば最後にお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　議会の役割としてチェック機能はもとより、政策についても提案すると、そういったことはあるんだろうというふうに思いますが、よりそれらを議会としてやっていきたいということについては、大変結構なことだというふうに思います。住民との

対話についても非常に意欲的に取り組まれるということでありますから、それはまた敬意を表したいというふうに思います。

そこで今お話があったように、出てきた要望をどのようにそれを今度は政策化するかと。先ほどの逆の話になるのかわかりませんけれども、聞いたときにそれは全てじゃ行政のほうにそのままそれで来るのか、あるいは議会のほうである程度もんで、それが来るのか、この辺のやり方何かについては、きっとそれは意見交換が必要になってくるのかと、それをシステムというふうに議員が言ったのかというふうに思いますけれども、そこでの住民の声を、じゃどのようにそれを政策化するか、あるいは取捨選択をしなければならないということが当然出てくるだろうと思いますので、この取捨選択が議会のほうでは全くしないのか、ある程度するのかということなんかも、これは課題になるのかというふうに思いますけれども、これはこれからのまだ取り組んでいないということでありますから、十分意見交換をしながらやりたいというふうに思います。

ただ、前提にあるのは住民の声だということは、非常にこれは大切にしなければならんことだろうなと、そんなふうに思います。

いずれにしても、きょう流れていた議員の意見、質問の中には、３期12年やって、４期が改めておごることなく謙虚な気持ちで、前向きな、マンネリ化しないように、掲げた公約についても挑戦的にしっかりやりなさいという、この戒めだろうというふうに思っております。十分心にしながら、立候補をしたという責任は、全ての町民に対して持っているということでありますので、４年間持てる能力、体力を前向きに使っていきたいなと、そんなふうに思います。

足らざるところはたくさんあると思います。先ほどもいろいろと指摘がございました。そういった足らざるところについては、これからもご指摘をいただければと、そんなふうに思います。

そんなようなことで、今後ともまちづくりの両輪としてお互いにいい関係と、あるいは対峙することがあるかもわかりませんけれども、それは町の将来に向けての意見交換であるという前提で受けとめて、お互いに切磋琢磨をしていければと、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

**○７番（角田久和議員）**　よろしいです。

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、７番、角田久和議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後　１時３９分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３９分）

---

◇　渡　部　信　一　議員

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、５番、渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　私は、ＴＰＰから地域経済を守る戦略について。

ＴＰＰ交渉参加が現実のものになり、断固反対阻止を叫んでいるだけでは防ぎ切れない様相になってきているのではないでしょうか。仕方がない、お願いするしかないではなく、その状況下にあっても、とりわけ本町の基幹産業の農業を、20年先、30年先をどう展望して守り、発展させるか、あるべき姿を考えているのか、行政の役割と町長の考えを示していただきたいと思います。

その中で１つ目、ＴＰＰ参加に伴う本町の経済的試算はどのようになっているのか。

２点目に、新たな流通、消費を考えた場合に、独自ブランド化などを考えた場合、道の駅の設置を急ぐ必要があると思うが、その考えを示していただきたい。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　ＴＰＰから地域経済を守る戦略について、渡部議員の質問にお答えいたします。

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）は、現在12カ国による交渉参加表明により、日本も今後具体的交渉への参加が明らかなところであります。この協定が締結されたならば、世界経済の約４割を占める巨大な自由貿易圏が生まれるといわれております。

政府はこの貿易により、日本全体で3.2兆円の増益、農林水産業では３兆円の減益と試算しております。農業を基幹産業とする北海道、十勝、本町にとっては、地域経済に壊滅的な打撃となり、地域を崩壊させるものと改めて共通認識が必要であり、粘り強く共闘等を強めていかなければなりません。

仮に、交渉参加により、聖域なき関税が撤廃された場合、今年３月に示された北海道の試算によりますと、全国の農産物の生産額の減少は２兆7,000億円に対し、道内はその２割、4,800億円と見込んでおります。平成23年11月に、十勝総合振興局が示した十勝の損失額は、平成18年ベースの農業産出額2,401億円のうち、58％に当たる1,382億円と試算しております。北海道が示した4,800億円の実に３割を十勝が占めることになります。十勝の地域経済を合わせた管内産業産出額１兆9,422億円の影響は、5,037億円、26％の試算となっております。

第１のご質問のＴＰＰに伴う本町の経済的試算についてでありますが、本町の農畜産

物販売額での試算となりますが、影響額は、平成24年度の販売額ベースで、小麦、てん菜が100％のそれぞれ１億3,000万円、それから５億1,000万円の減額、馬鈴しょ15％の１億7,000万円、生乳72％の54億5,000万円、家畜82％の42億4,000万円と、総生産額161億円に対し、105億円の損失額、最低ラインで見積もった試算でも、実に65％を占める額が示されております。これに流通等々の関連産業が関係してまいりますので、影響額、影響度合いは、まさしく地域崩壊を招くものといえます。

このことを踏まえながら、議員ご指摘の今後20年先、30年先をどう展望して発展させるかについてであります。

本町農業は、酪農畜産と畑作４品を中心に規模拡大を図る中で成長してまいりました。寒冷地帯等の地域特性を勘案すると、基本的には形態は変わらないものと考えた上で、行政としては、厳しい気象等の環境下でも生産力の高い農地をつくること、そのために徹底した基盤整備や地力の向上対策、経営の体質を強化するためのコスト削減の対策や法人化等の新たな経営に対する支援、担い手対策等、多様な施策を間断なく展開することが肝要であります。

当面の施策としては、町第５期総合計画において具体的に提案されているところであります。ただ、これまで農業は、政治に翻弄されてきた歴史があります。このたびのＴＰＰ問題も顕著な例であります。食料安全保障の視点からも、農業をしっかりと守り育てる国家戦略が必要であり、そのための運動も極めて重要なことと認識しております。

なお、農業の持続的な発展のためには、ＪＡを初め各関係機関・団体と密接な連携のもと、施策を講じることが大切と考えております。

第２のご質問の道の駅設置についてであります。

道の駅については、これまでも一般質問を受けている案件であります。また、商工会としても道の駅の視察研修を実施した経緯もあり、また町内のＮＰＯ団体が道東自動車道の全線開通を見据えて、道の駅の事業化の可能性を探るために、町の農林商工等連携事業に調査研究を行った経緯もあります。その報告書の結びには、農商工連携と直売所をキーワードに、それを具現化する取り組みが必要と記述してあります。

農商工連携事業では、毎年数件の応募があり、地域物産の開発で成果を上げており、地元の食材を利用した店舗をオープンした例も生まれています。道の駅には、情報の発信も大切な要素の一つであり、市街地区のかみしほろ情報館や、５月１日に、ぬかびら源泉郷にオープンしたひがし大雪自然館は、その機能を備えています。

道の駅のキーワードとなる機能は着実に整いつつありますが、最終的には経営として成り立つか否かが大きな判断材料と考えます。町としても応分の支援は必要と考えてい

ますが、誰がどのように行うかが課題であり、ＪＡや商工会を初めとする関係団体等と情報交換を行う中で、今後の可能性を検討してまいりたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　まず、ＴＰＰから地域経済、とりわけ１次産業を守る町としての地域としての戦略、このように具体的にお示しいただいた数値というのは、全国、北海道あるいは十勝、上士幌は議会等では初めてかと思うんですけれども、広く町民にはこの損失額等を対策委員会名で広報として、その算出額を流した経過があると思うわけですけれども、そういった中で、どういうふうに戦略を立てていくかというようなことで、答弁書の中には、この間政治に翻弄されてきたと、そういう形の中で粘り強くその政治に求め、あるいは参加反対ということを強力に運動していくということなわけですけれども、このＴＰＰ参加については毎日のテレビあるいは新聞等で語られないことはないと思うんです。まさに現実の問題として、あるいは政府等でも先般安倍首相が、農業の成長戦略といったものを発表したわけです。それは政府としては、６次化を推進するだとか、あるいは農地を集積して大規模化して日本の農業を守っていくという、それには当然企業の参入とか、そういったものもこの中にはうたわれているかと思うわけです。

そういった中で、５月13日ですか、勝毎の推進論者と反対論者の、推進論者の東大の本間教授、それから反対論者の鈴木教授、この間、私どももこのＴＰＰの地域における重要性というのは多くの研修等、あるいはあらゆる場面で研修してまいりました。

そういう中で、立つ位置によって、これほどまでにも変わってしまうのかというような、そういう感じを受けるわけですけれども、そういった中で、このＴＰＰというのは、今まで政治に翻弄されてきたという、そういう答弁書にあるわけですけれども、翻弄されてきたということもあるわけですけれども、ＴＰＰというのはまさに、そういう翻弄されてきたということは、いわば畑作４品にしろ、あるいは酪農にしろ、政府というか、国に守られてきたということもあると思うんです、十分か不十分かは別にして。

そういう中で、十勝農業は共存共栄というか、お互いに協力し合いながら発展して今日の生産額だとか、あるいはこの農業を基盤とした経済の枠組みになっていると思うわけですけれども、そういった中で、このＴＰＰというのは、まさに本間教授いわく、農業改革という名のもとで競争社会に放り出すというか、そこの中で強くなっていかなければならないというような論法だと思うんです。

一方、鈴木教授は、農業、食料の持っているものは本来そういうものでないと。もっとやっぱり人間の根幹として、あるいは地域の風土だとか、そういったものを守る根幹

として反対しているというか、やってはまずいというような、そういう論法かと思うわけですけれども、そんな中で、お互いに共通するところは、もう推進論者の現状では残るのはほとんど不可能だと、全く関税が撤廃されてゼロになった場合、それでどういうことをしていくかといったら、規模を拡大してコストダウンするか、それに差別化して付加価値をつけるかというようなことが、この中でうたわれておると思うんです。

そして、反対論者の鈴木教授についても、規模拡大といっても、オーストラリア等は十勝の1,000倍からの規模で、幾ら上士幌が規模拡大で、いわば150億からの粗生産額があっても、日本のトップクラス、１戸当たりの水揚げ量は。そういう中でも、幾ら規模拡大といっても、オーストラリアとかアメリカのそういったものには、一ひねりで太刀打ちできないというような、そういう中で。

しかしながら、そうなった中でも、どういうふうに活路を見出していくかという中では、例えば上士幌でいえば、上士幌産だから食べたいと思われるような品質、そして高くても値があるというような、そういうようなものをつくりながら、売り方を考えていくと。あるいは消費者とのきずなというか、そういったことが生き残りのかすかな考え方として示されているわけです。

そこで、町長にお尋ねしたいのは、上士幌農業の長所というか、そういう利点だとか、あるいは今まで培ってきた努力と、そういった行政の支援等もあって基盤整備等で一定程度生産は抜群に上げられる基盤は整ったわけですけれども、弱点について、町長、どのように考えておられるか。その弱点を町長が考えておられるとしたら、どのように克服していく手だてを考えておられるか、お尋ねします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　非常に難しい質問で、なかなか回答に窮するところでありますけれども、本町の農業の長所としては、大型化であり、そしてまた畑作４品、素材型の提供のいわゆる農畜産物だということであります。それは逆に言うと、農畜産物の多様性、作物の多様性ということになると、それらについては若干欠けるのではないだろうかというふうに思います。

これまでも野菜の普及だとか、これらについては農協等も力を入れて、あるいは町としても支援をしてきたところもありますけれども、なかなか思うようにいかないというところもこれまでありました。人手がかかるだとか、そういったことも含めて大型化をする農業形態であるがゆえに、きめ細かい農業については、どちらかというと苦手な部類ではなかったのかと、そんなふうに思います。そういう意味では、付加価値を高めた、そういった産品の生産について課題は残っているということではないだろうかと思いま

す。

ただ、そういった中でも、いろんな芽生えが出てきているというふうに思います。例えば、全国のＮＨＫの放送でも紹介されましたけれども、ジャガイモ農家が30種類ほどのジャガイモをつくって、それもおいしい時期も、とりたてがおいしいのかあるいは熟成させたほうがおいしいのか、それぞれジャガイモの特性に合わせた適期の販売をするというようなきめ細かい農業をしているところもございます。

それから、こだわりを持って、いわゆる減農だとか、そういうことをしながら、それを付加価値として消費地の皆さん方の理解を得て、農業をやっているという農家もございます。これらについては少数でありますけれども、圧倒的に多いのはやっぱり今酪農、畜産を中心として大型農業をやっているということでありますから、その漏れたところが弱点と言ったらいいのか、まだまだ開発の余地がある、そういったところではないだろうかと、そんなふうに考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　弱点と申しますか、克服するこのＴＰＰから、ＴＰＰといっても猶予期間が10年のうちというようなことで、余り生産者もそんなに正直言って温度差があると思うんです、危機感。まさかというような、そういうものがあるわけですけれども、現実の問題として今までのこの政治に翻弄されてきたというのは、このＴＰＰというのは全く、当時の首相がまさに言いましたように、平成の開国だなんていうような、突如そういった発言も飛び出すなど、こういった農業にとっては大転換のそういった一つの法律と申しますか、国際的な法律の名のもとに農業をそういったものにさらすというか、そういう政策ですから、これが日本の主張が通らない場合、脱退だとか、それは当然そういった要求だとか考え方もあるわけですけれども、少なくとも頼んでおいて、通らなかったから脱退しますなんていうようなことは現実問題としては、私は不可能だと思うんです。

やがて、こういった、いずれにしても、何らかの急激な政府もそれなりの対策は打ってくるでしょうけれども、しかしながら、地域経済、地域農業にとっては厳しくなろうとも、この政策で豊かになるということはまず考えられないと。

そういった中で、町長も言われたように、私は上士幌農業は、いわば原料生産と申しますか、国のやっぱりそういった基幹産業を作付しながら、この厳しい中でも、厳しい寒さの中でも収量だとかあるいは技術だとか工夫しながら、これだけの生産を上げてきたと。

しかしながら、これは町長も認められていますように、従来から流通と申しますか、

そこに弱いと、消費地までの。一番克服していかなければならないのは、たとえ大きくなくてもいい、小さくてもいいから着実に具体的にそれぞれの推進論者あるいは反対論者の学者さんも言われるように、やっぱり生き残りというのは、そういったところに目を向けながら、きちんと国産あるいは安全、そしておいしい、そういったものを着実に何らかの形で販路に結びつけていくような、そういったところに精力を今向けるべきじゃないかと。そういったことなしに、総合計画の10カ年を立てたわけですけれども、10年後あるいは町長が言われるように、20年後、30年後の上士幌はどうあるべきかというのを、町長このごろよく言われるわけですけれども、こういった課題を克服していくような、そういった指針を町民に示しながら、この地域農業あるいは地域経済を守っていく、あるいはそういったリーダーシップが必要じゃないかと思うわけです。

農協あるいは商工会に、農協と相談してとか関係機関と相談してとか、それは当然なことなわけですけれども、少なくともこの地域の一番の首長として、基幹産業の発展なしに地域の発展はあり得ないというのも、絶えず町長の口癖ですし、だから、そういったことを現実のものにするためにも、いま一度そういった視点に立って、庁舎を上げて力を入れていっていただきたいなというふうに私は考えるわけですけれども、どうでしょうか。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　現状でＴＰＰに参加すると、この数字が出ているんです。ほとんど壊滅だということだろうというふうに思います。おっしゃったように、上士幌町の面積が十勝、更別に次いで１戸当たりが大きいといっても40何ヘクタールだと。オーストラリアにおいては3,000ヘクタールのこういう耕地面積、アメリカで180ヘクタールだと、そのように理解しておりますけれども、特にオーストラリアの3,000なんていうのは、上士幌に置きかえると、２戸、３戸でいっぱい、先ほどの8,000ヘクタールになってしまうわけでありますから、そことコスト計算をしたのではとてもかないっこないと。

その畑作４品というのは、大体そういった大型農業を営む海外の主要な作物でありますから、小麦なんかについても、そうそうその素材としては味が変わって、上士幌の小麦だけが特別おいしいだとかという、多分それほど違いはない。特に砂糖なんていうのは、でき上がったら、向こうのものがしょっぱくて上士幌だけ甘いなんて、そんなことはありっこないわけですから、そういうところでの競争力となると、これはもうコストの関係でとても太刀打ちできないというのは、もう承知のとおりであります。

そういった意味では、それはやっぱり政治の力でそこを何とか守るというのが、これはどうしても必要なことになってくるというふうに思います。ただそれだけで果たして

いいのかという質問でありますから、今その小麦にしても十勝の食に合わせた小麦をどうつくるかという意味では、挑戦的な強力粉の小麦をやって、そして地場産品でのパン屋さんが、十勝にこだわったパンづくりをして、それは結構全国的な注目なんかも集めているということもございます。

その素材を生かした商品開発、これはそう容易なことではありませんけれども、そのようなこだわりは、これからはやっぱり必要になってくるだろうというふうに思います。

今なかなか急に大きな成果というか、形が見えてこないわけでありますけれども、地産地消も、これもまたじっくりじっくりでありますけれども進めてきています。そういった地道な取り組みが、やがて一方では大きな力、大きなこの町の商品、売り、特産品になっていくのではないだろうかと思いますけれども、それはそう容易なことではありませんから、まずは今与えられている条件、与えられている土地を最大限活用しながら生産性を上げて、農畜産物を生産していくと。これはまず私ども農村として、あるいは農家の人方には、そのことに精力的にお願いをするということだろうというふうに思っております。

ＴＰＰの課題については、これはもう政府、政治マターになってきますので、そこでどう守るかについては、これはまた関係者一丸となってやっぱり運動をしていかなければならないと。個人的な力が及ぶものではありませんから、こうしていかなければならない。

さらには、中長期にわたった展開としては、今おっしゃられたように、安全・安心あるいはおいしいということの地元からの認識を深めるための取り組みとしての地産地消だとか、そういったものがあれば、それを今度は消費者に対してメッセージをどういうふうに発信していくかということだろうというふうに思っております。ただ、時間はかかるだろうと思いますが、何回も出てきますけれども、結構ふるさと納税の素材が、鹿肉のジンギスカンが結構出ていたり、ジャガイモが出ていたり、それから蜂蜜だとか、それから地元の生乳を使ったチーズだとか、それらは非常に評価を得ております。

昨年大体1,000件ほどだったわけでありますけれども、今５月段階でふるさと納税がもう400件を超えているということであります。400件、このままのペースでいくと、年間にすると4,000件という数になるわけでありますけれども、いずれにしても、地元の製品が非常に高く評価をされてきているということであります。

この見えない、ふるさと納税に参加してきてくれる全国の見えない人というのは、上士幌のここを選んできてくれている人方なんです。これは大きなこれからのお客さんといいますか、リピーターという可能性も含んでいるということでありますので、そのよ

うなところから上士幌町の製品のよさだとか、あるいは素材のよさだとか、こんなことを確認しながら、さらに充実させていくということをあわせて、販路の拡大なんかにもつなげていく必要があるのではないだろうかと、そんなふうに考えます。

いずれにしても、そう一朝一夕にして実現できるものではありませんので、やっぱりこれは戦略的になりますけれども、時間をかけて粘り強く商品開発なり、あるいは地産地消の運動を進めていく必要があるだろうと、そう考えております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　その流通あるいは消費者に向かっての消費拡大、そういった必要性は町長も認識は同じかと思います。

それとあわせて、道の駅の質問をしているわけですけれども、実はこの流通と消費、あるいはそういったものも含めて、まさに今この道の駅の必要性をＴＰＰの戦略というか、そういう戦略のためにも、もちろんこの道の駅を設置しただけで全てが解決するとは私は一つも思っていません。

そういう中で、これは４月22日発行の「日経ビジネス」なんですけれども、道の駅はことし成人式を迎えたそうです、４月13日でしたか、満20年だそうです。その中で、今やこの道の駅というのは、イオンでもセブンでもなく、第三の流通だというような、そういうタイトルで載っていました。その時点で４月22日現在で、全国で1,004カ所以上の店舗を抱え、年間５億人が第三の流通、道の駅、それも大手の流通が敬遠する過疎地、そういったところの出店を基本にしながら、年間3,500億円を売り上げると。それは人を集め、雇用を生み出す地域再生の切り札というか、そういったこの道の駅の評価というのは書いています。

もちろん成功しているところ、あるいは閑古鳥が鳴いているところ、いろいろあろうかと思います。しかしながら、20年たって上士幌の町はことし気球も40年、当初気球を上げたとき、上士幌の農産物の箱とか、そういったものに気球のロゴマーク、そういったものも印刷したこともあろうかと思うんですけれども、まさに上士幌のようなところは、もっともっと早くこういったものを設置しながら、売るものがないだとかブランドがないというよりも、つくりながら、そういったものを育てていくということも必要じゃないかと思うわけなんです。

先ほどの、これは伊東議員あるいは角田議員とも若干、そこら辺の話になってくると重複してくるわけですけれども、先ほど商品開発のために15の補助団体を認定して、与えて開発した。あるいは近々ではアイス工房だとか、あるいはパン工房というのも設置したというようなことも、先ほど言われていたわけですけれども、そういったことを含

めて、この道の駅の必要性、今こそあると思うんです。

そして、北海道でいえば、これは５月18日、ちょうど道新が、20歳の道の駅定着というような形の中で、北海道では114カ所まで拡大してきた。あわせてことしは胆振管内の厚真町だとかあるいは後志の赤井川村などが新設を検討しているというような、そういった記事もあったわけですけれども、まさにこの道の駅というのは、もう何年か前からのテーマでありまして、これをいまだかつて実現できないというのは、昨年の第５期総合計画の10カ年の計画の中でも、総括質疑だったと思うんですけれども、角田議員のほうから、町長に、道の駅というのはどういうふうに考えているんだと言ったら、当然入っているというような答弁だったんですけれども、長期計画の中にはそういった文言はないわけなんです。

そういった必要性というか、今回の答弁書を見ても、積極的にそれを設置していくような考えはないみたいな答弁しかないわけですけれども、それは情報館だとか糠平の新しくできた自然館か、そういったものも兼ね備えているというような、そういったことでここの中に表現しているわけですけれども、しからば、初めて聞いたんですけれども、自然館でどのようなものを扱って、どういった計画のもとにそういった物販だとか、あるいは直売所みたいな、そういった構想もあるのかどうか、そんなことを含めて、再度この道の駅に対しての見解と考え方をお尋ねしておきたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　道の駅については、ドライバーにとってはキーステーションとして立ち寄って休憩をしたり、そこで食事をとったり、あるいはその地場の観光情報だとか、そんなことを収集したり何かするのに、非常に、まさに駅としての役割を果たしているというふうに思っております。この必要性についてということになりますと、これはあったほうが、それはいいだろうというふうには思っております。

今100何カ所があるかということでありますけれども、やるからには、この道の駅を成功させなければならないということであります。幾つか条件が整えば、道の駅には指定できるわけです。今ある、うちにはそれにふさわしいような施設はないかと思うんですが、既存のものでもトイレの条件だとか駐車帯だとか、いろんなことがクリアできれば道の駅としてはできると。

でも、本当にその道の駅が道内の中でも、どれほどいわゆる、１つには収支のバランスと、それからそれでなくても広域的に、いわゆる公共性の意味合いを持って運営されているのかということになると、かなり厳しいものがあるというふうに思っております。できればそれは、ここへ来たら必ず上士幌町に寄っていかなければならない、あるいは

寄っていきたい、そういった道の駅を目指すべきだと、そんなふうに考えます。

ないから設置というのもありますけれども、やるからには、よそとの違いを明確に出して、この町に寄りたいという中身のものにする必要があるだろうというふうに思いますが、そういう意味での基盤となるべき情報の提供の仕方だとか、あるいは直売所の関係だとか、それから特産品、さらにはそこでどんな人の動きだとか、そういうことも含めて仕掛けがちゃんとできて、これでいけるという場は、やっぱり体制をつくらなければならないだろうと、そんなふうに思います。

やるのに、もう基本的には行政が主体で行政だけでこの事業を行うということについては、なかなか難しいのではないだろうかと。民間が入って民間も利益を上げるという性格の道の駅になっていくのが望ましいというふうに考えております。

したがって、行政が主導というよう話もありましたけれども、先ほどまでは住民が主体というような話もありましたが、この辺はうまく折り合いをつけていかなければならんというふうに思いますけれども、やっぱり商工会だとか、あるいは農協だとか、これはもう絶対連携が必要だというふうに思っております。

その中で、町のすべき役割というのは、多分ハードの面での町に対する役割の期待は大きいと思いますけれども、一番問題なのは、そこでどんな営みがなされるのかと、中身がどうなのかというのが、これが一番大切なところであります。そこのところの一つ一つの今売りの素材はありますけれども、それをパッケージとしてメッセージとして、そこまでつくり上げていかなければならないというふうに思いますが、そのためにも、やっぱりお互いに本気になってやるかというところまで行かなければならないだろうというふうに思っております。

ＮＰＯもせっかく調査報告書を出してもらいました。多分課題も相当あるという前提の報告書だというふうに思っております。町がつくればそれでいいというものではなくて、やっぱり全国の成功事例というのは、そんなにないだろうと思いますけれども、そこで多分共通しているものもあるだろうと思いますし、そういった既に勉強したところにも私どもとしても意見を聞きながら、改めてやっぱりそれは関係機関とも関係団体とも連携をとりたいと思います。

ただ、後発だから、これはおくれをとってどうもこうもならないというふうには思っておりません。そういうような条件が整って、いいものができたら、そのときが最前の設置のあるいは事業実施のタイミングだと、そんなふうに思いますので、時限を決めてということではなくて、準備はしていかなければならないし、そういった声も熟成していかなければならないだろうと思いますけれども、流れができてくれば、おのずからそ

の道は開けてくると、そんなふうに思いますが、十分議員の思いも含めて、これからも検討してまいりたいというふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　思いということは理解するわけなんですけれども、この道の駅設置については８割方が行政で建てていると、この「日経ビジネス」、それによれば。

そういう中で、ほとんどが駅長、それを公募であったりあるいは民間に委託していると。あわせてそんなに国土交通省の許可というか、登録すればいいだけのことで、そんなにそこで活動するというのは、一定のトイレだとかあるいはそういった情報だとか、交通情報だとか、そういったものさえ設置すればいいわけです。

そういったものを上士幌の場合、先ほど町長が言われましたように、観光協会をそこへ持っていくなりあるいは、先ほど言った1,000件からのふるさと納税ですか、そういったことを兼ね備えながら、後発だから今までのこの20年間の、そういったものを調査できると思うんです。よその成功したところ、失敗したのはなぜ失敗したのか、そういったことを十分検索して、このないないでは、４つのこの中にもあるわけですけれども、人が来ないだろう、あるいはブランドがない、あるいは情報がない、あるいはリーダーがいないというか、これが一つの設置しないことの理由みたいなことで、どこでもそういうことなんだそうです。それを一つ一つ解消するにはどうしたらいいか。

先ほども言いましたように、あるいは私どもが先ほど角田議員も申されましたように、先般の道外研修へ行ったときも、町長も議員より先にそこを訪れて視察というか、お話を聞いたというけれども、葉っぱ産業の上勝町ですか、あそこにしても、それに応えて年寄りたちが一生懸命でやることはさることながら、やはり注目するべきところはそこのリーダー、人材です。もと農協職員で、もう下田かあそこではあり得ないような、そういう災害のもとに、全く収入がなくなったというようなことで、全くそういうところから葉っぱに目をつけて、自分の足で基盤を築いてやった。

何よりもそういった総合的にそれを引っ張っていくというような、そういうリーダーの育成というか、単なる役場の職員を１年か２年配置して、そしてそこで利益を出せだとか考え方をやれとか、それは無理だと思うんです。やっぱりそのぐらいの生涯をかけてやるぐらいの、そういった人材の育成だとかあるいは発掘だとか、そういったこともあわせて追求していかないと、なかなか一口に道の駅といっても、ただ建てて閑古鳥が鳴いているじゃ、また町長の言うようにどうにもならないと。

だけれども、自分もやっぱり克服していくべき箇所、そして上士幌の場合は特に町長言われていますように、観光とあるいは環境、あるいは移住・定住もそうなんですけれ

ども、そういったことを、それこそ町長のトップダウンで、まず移住・定住なんていうのは、そういうようにスタートしたと思って見ているんです。だから、まさにそういった必要性があるんであれば、逆にトップダウンでこういった考えを持っているんだというようなことで、議会のほうへ示してもらえば、一緒になってやっぱり私たちも建設費のことだとか、あるいはこういった道の駅のあり方、議会等も研修等へ行ったら、道の駅というのは必ず行って、わざわざそこの例えば深川あたりのライスランド、そういったところにわざわざそこまで寄って、そしてやっぱりどういうものが売られているか、どういう入り込みだとか、そういうものも結構研修しているわけなんです。

だから、時にはやっぱり何だかんだトップダウンもたまにいいと。だからそれをきちんと情報を与えてくれれば、一緒になってそれを成功していくためにいろいろな知恵を出し合えると思うんです。

だから、ぜひとも私はなかなかＴＰＰも守る戦略といってもあれだけれども、一番弱いのがその流通だとか消費までの問題ではないかと。そして観光だとか定住・移住だとか、そういったものに力を入れている割に、ここに来てもらうわけですから、そうしたら絶えずトイレだとか情報だとか、その中で私どもの道の駅に寄ったら、議員等の研修でも必ず、大抵の人はやっぱり袋をぶら下げて、何らかのものを買っています、やっぱり。

それと同じように、結果を先に見るんでなく、どうしたら成功するんだということで、それとあわせて先ほど言われましたように、ＮＰＯの２年かけて実証実験をやって、それは厳しいことは厳しい、克服していかなければならないことを克服していかなければならないということは書いてはあろうかと思うんですけれども、やはり必要性というのは大前提にうたっていると思うんです。そしてあわせて、町のほうも何かしら、その調査に当たっては助成も出して、そういった調査もしているわけですし、あるいは町と北海道の外部団体ですか、何か開発協会とか何だか、そういったものの補助を使って、そういった無責任に勝手にやっているわけじゃないんです。その報告に対して全くある程度やらないんならやらない、やれないんであればなぜやれないんだというような、そういったことをやっぱりきちんと示していく必要があろうかと思うんです。

再度そこら辺の克服すべき課題も含めて、５期総合計画の中では、町長は当然それは建設ということは頭に入っていますということを答弁しているわけですから、10年先、20年先と言わずに、近々の課題として国の６次産業化のそういった流れの中で、こういった施設も何とか、その補助金の対象にならないかとか、あらゆるそういった可能性を追求しながら、検討すべきものだというふうに、検討というか実現すべきものだという

ふうに私は考えるわけですけれども、再度考えがあればお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　道の駅の必要性については、それは全く同じようにやる拠点施設といいますか、中継地であったり町の紹介であったり、非常に大事だというふうに思っております。

そのための条件整備というか、背景になるべく情報の出し方だとか、あるいは物産の新たな開発の問題だとか、それらについても着実に裾野が広がってきているというふうには思っております。

今、議員からは、もっとスピード感を上げて対応すべきだという強いメッセージだと、そんなふうに受けとめました。いろいろこの経済性の問題だとかありますけれども、やっぱり最終的には箱物の関係でいうと、多分町がその中心になってやっていかなければならんだろうというふうに思いますが、問題は中身をどんなふうにして運営をして、そしてまたそこが注目されるかというところのストーリー性なり、魅力ある中身の問題が問われると、そんなふうに思います。

即答はなかなか難しいわけでありますけれども、議員の今の町の流通物産の紹介だとかＰＲ活動とかを含めて、重要な施策として考えなさいよということについては、それは受けとめさせていただきますけれども、まだまだいろいろこれからは検討すべき課題というのはたくさんあるなと、そんなふうには思っておりますが、議論をまだまだ尽くさせていただきたいなと、そんなふうに思います。

今、農商工連携のそういった会合だとか、それからまちづくり支援だとか、いろんな住民が地域の素材を生かした取り組みができるような補助制度等々を実施しておりますので、そんな中からも魅力ある物産なんかも立ち上がってくる可能性があります。新たにオープンしましたベーカリー、いわゆるパン屋さんなんかというのも、地域の素材を生かして国道沿いでにぎわっている状況でもございます。いろんな機運も高まってくると一気に加速していくということもあり得るなと、そんなふうに思っておりますから、議員の立場でそれを支える、住民の人方のパワーだとかあるいは特産のあり方だとか、そういう立場でも一つまたご検討いただければと、そんなふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　渡部信一議員。

**○５番（渡部信一議員）**　そういう考えですので、できるだけスピード感というか、そういうものを持ちながら検討していただきたいと。

当然のごとくパン屋さんができたとか、あるいはアイスクリームだとかチーズ工房、あるいはミルクジャムだとか、大きく言えばナイタイのブランド牛だとか、そういった

ブランド品は上士幌はもう至るところにあると思うんです。だから、あわせてこの環境だとか自然だとか、そういったことを見に来たついでに、こういった土地で生産されたもの、あるいは加工されたものをやっぱり買っていってもらうというか、そういったものとあわせて意味があると思います。

だから、この道の駅も今や９割以上がレストランや直売所を併設していると。そういう中で、その場所によっては、その周辺に風呂があったり、病院の周辺だとか、あるいは今回改築、どこに改築を、多分今の場所に改築するんでしょうけれども、生涯学習センターだって新たなそういったものを附属したような、あの場所で道の駅というのも、せっかく設置するのに場所的にどうかと思うんですけれども、あわせてこれからの公共施設なんかも、そんなことも兼ね備えて、そういった施設がますますいろいろな意味で利用されるべく、そんな生涯学習センターであってほしいなというふうにも思うわけなんです。

だから、そんなことも含めて、私もまた事あるごとに、検討しますという答弁ですから、どうなりましたというのは、事あるごとにまた質問していきたいと思います。

そういったことで、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　答弁は要りますか。

**○５番（渡部信一議員）**　あれば。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　事あるごとにと言われますけれども、そうそうきょうあす、すぐ新たに展開というのは、なかなか大変だと思いますけれども、いずれにしましても、大事な提案だと、そんなふうに受けとめさせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、５番、渡部信一議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後　２時３７分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５０分）

---

◇　山　本　和　子　議員

**○議長（杉山幸昭議長）**　次に、８番、山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　私は、大きく２点質問いたします。

１点目、高齢者等の生活を支える支援事業の実施を。

例年になく寒い日が続き、また、灯油等物価の値上がりなど、高齢者の方の生活を脅かす日々が続いています。こういう中で、今後、生活保護費の削減や消費税の引き上げが実施されると、その影響ははかり知れません。所得の少ない方の生活を守るため、２点質問いたします。

１点目、高齢者等への冬の生活支援事業の実施を。

24年度福祉灯油が実施され、すごく助かったと大変喜ばれています。もともと福祉灯油は北海道の事業として1974年に設置され、その後1998年に廃止されたと聞いております。灯油の高騰に限らず通年行っていたもので、今でも実施している自治体があります。雄武町では、灯油だけではなく、暖房器具、防寒具にも適用しています。高齢者等の方々が寒い日を少しでも快適に過ごせるよう、生活支援を行うべきです。

２点目、高齢者等への生活費扶助の実施を。

少ない年金で生活保護を受けずに一生懸命生活している方が多くいます。まして、今後、生活保護の扶助費が削減されると、生活保護から外れる方や非課税から課税になる方も出てきます。収入はふえないのに、どんなに節約しても出ていくお金がふえていきます。

士幌町では、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に年額４万円から６万円助成しています。このような方を少しでも手助けできるように、町として生活扶助の制度を実施すべきです。

大きな２点目は教育長に質問いたします。小中学校の教育費の無償化に向けて。

教育長の執行方針の中で、確かな学力の育成、豊かな心と健やかでたくましい心身を育む教育等、掲げられていますが、その前提となる、どの子も無償で教育を受けることができるという点で質問いたします。

憲法第26条では、義務教育はこれを無償とするとなっていますが、実際、さまざまな経費がかかり、大きな負担となっています。そこで、各自治体では各種助成を行っています。山梨県の早川町では、2012年から給食費、通学費、教材費、修学旅行費などを補助し、保護者負担をなくしました。上士幌町でも思い切った政策を行い、子供を大切にするまちづくりとなるように３点質問いたします。

１点目、補助教材費への助成について。

現在、小中とも１人年間1,350円、学校を通じて補助されています。以前の980円からはわずかふえていますが、毎年の決算の成果報告書では、補助のアップが望まれるとしながら、何年もふえていません。補助金を引き上げるべきです。

２点目、教育費の無償化について。

食は体づくりの面でも学力の面でも基本であり、給食は教育の一環です。道内では三笠市が2006年から無料にしていますし、その後全国にもここ二、三年ふえております。ぜひ無料にするべきです。

３点目、修学旅行への補助を。

修学旅行は最も子供たちの楽しみな行事ですが、親にとっても負担も大変です。せめて半額でも助成するべきと考えています。

以上、質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　高齢者等の生活を支える支援事業の実施をと、山本和子議員の質問にお答えいたします。

１点目の高齢者等への冬の生活支援事業についてですが、本町では平成19年度及び平成20年度に、著しい灯油価格の高騰に伴い、１リットル当たり100円を超える灯油価格となったことから、住民の生活を著しく圧迫する状況となり、緊急措置対策として福祉灯油等支給事業を実施いたしました。平成21年度から平成23年度におきましては、100円を超える価格の高騰にならなかったため、実施には至りませんでした。

平成24年度におきましては、全国的な大寒波の影響で灯油の需要が増加するなどして、灯油価格が１リットル当たり100円を超えるほどに上昇し、在宅で生活する住民に与える影響が大きいことから、本町を初め、十勝管内の全市町村が低所得者の方々に対する緊急措置支援対策として福祉灯油等支給事業を実施したところであります。

高齢者の方々の冬への生活支援の実施ということでございますが、町としましては、今後とも灯油価格の著しい高騰により、低所得の高齢者等が日常生活に支障を及ぼす場合には、必要に応じて生活支援の実施をしてまいりたいと考えております。

２点目の高齢者等への生活扶助の実施についてでありますが、平成24年度の本町における高齢者世帯の方の非課税世帯が410世帯、生活保護世帯にあっては60世帯という状況になっております。これら低所得者の方々に対しては、さまざまな軽減制度や減免制度により対応しているところであります。

今、国では生活保護基準の見直しが検討され、平成25年８月から３年程度で段階的に基準額等の引き下げを行うこととしております。この基準額の引き下げによりまして、他制度への影響が生じるとされており、生活保護基準を参照にしている就学援助費などの生活保障分野や、個人住民税などの非課税限度額など、税分野において低所得者の優遇措置から外れる方も出てくることが懸念されています。

しかしながら、まだ具体的な生活保護基準額が示されていないこと、また住民税にお

ける非課税限度額については、平成26年度以降の税制改正で対応することとしておりますことから、今段階では、影響の出る対象者やどの程度の負担増が生じてくるのか、不確定な状況であります。

生活扶助の実施についてですが、今後の国や北海道からの情報を収集した上で、影響額等の試算を踏まえ検討してまいりたいと考えております。いずれにしましても、低所得者世帯の高齢者等の方々が安心して生活ができるよう、民生委員や社会福祉協議会、行政が連携した相談体制の充実及び関係機関との支援調整を図りながら、生活支援等への適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、山本和子議員の質問にお答えさせていただきます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　小中学校の教育費の無償化に向けて、山本和子議員のご質問にお答えをいたします。

義務教育の無償化につきましては、教科書や授業料などが無償で対応されているところであり、ご指摘のありました教材費等は保護者に負担していただいております。ただし、生活状況が厳しい家庭に関しては、就学援助制度により学用品費や給食費等への支援をしているところであり、昨年度からはＰＴＡ会費や生徒会費等への支援を加えて、制度の拡充を図ってきております。

また、本町では、中学生までの医療費の無料化を実施するなど、保護者の負担軽減施策を行っているところであります。

子供を大切にするまちづくりにつきましては、限られた町財政の中で、どのように効果的な子育て支援や教育の施策を講じていくのかを、ハード、ソフトの両面から総合的に検討しなければなりません。

１点目の補助教材費への助成につきましては、各学校や各学年により補助教材の金額は異なっておりますが、平成12年度より１人当たり1,350円に増額して、補助教材を町で購入し、保護者の負担軽減を図っているところであります。昨年、就学援助制度の拡充を図ってきておりますので、補助教材費への助成の増額については今後の検討課題とさせていただきます。

２点目の給食費の無償化につきましては、平成20年に学校指導要領総則に、学校における食育の推進が盛り込まれ、食育が教育の一環として位置づけられてきたところであります。学校給食費は、学校給食法第11条に基づき、保護者に負担していただいておりますが、近年、子育て支援施策の一環として、学校給食費を無償化している自治体が出てきていることはご指摘のとおりであります。学校給食費は、賄い材料費を根拠に積算

しており、基本的には保護者に負担していただく経費と考えておりますので、現状維持のご負担をお願いするものであります。

３点目の修学旅行への補助につきましては、その経費は１人当たり小学校で約２万円、中学校で約５万円を保護者に負担していただいております。保護者負担が大きいことは理解いたしますが、生活状況が厳しい家庭に関しては、就学援助制度により全額助成しているところであり、さらに一律の補助を行っていくという考えはありません。

今後におきましても、義務教育における保護者の負担軽減につきまして、十勝管内各市町村の状況等を考慮しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　初めに、高齢者の支援事業について質問いたします。

町長答弁を見ますと、やや緩い形で検討するのかとも思いながら、即きょうあす今年度中ではありませんので、ぜひ前に進めるために再度質問いたします。

まず、高齢者のことし、来年、再来年を含めた実態についてなんですが、答弁の中にもありましたように、生活保護費の扶助費が削減されました。その影響は非課税から課税に回る方が、多分来年、再来年と実態がわかるんだろうと思います。それと、年金につきましては、もう従来から下がっておりますので、満額もらったとしても、国民年金で６万何ぼなのが15年までには２万2,500円ほど下がると、それから厚生年金でも満額からすれば約８万円ぐらい下がると。それから追い打ちをかけるのが消費税の問題です。来年から８％、さらにその先は10％、これは実施されている、まだ決定とはいえないと私は思っていますが、その点を含めて、今年度、来年度、再来年度を含めて、本当に高齢者の方々が大変な生活実態になると私は把握しています。

先ほど答弁の中で、非課税世帯が410世帯と、それから生活保護世帯が60世帯という答弁がありました。次の質問にも行ってしまうので、こういう状況を含めまして、今現在もそうなんですが、これからさらに実態はひどくなるんではないかと思いますが、その点についてまず質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　生活保護の扶助費の見直しがされるということで、段階的に３年ほどかけて減額されるということでありますから、それにあわせて今までの非課税世帯も課税世帯になる可能性というのは極めて高いということで、その影響については、全く今のところまだ見えていないんです。ですから、保護費についても都市住民に対しての削減と、それから地方に対しての削減だとか、これらもまだ具体的に明確になっていないと

いうことであります。

ただ、下がるということだけは、これはもう明確にされておりますので、今段階で具体的な話をするというのは非常に困難な状況でございます。はっきりしているのは住民税の問題だとか、あるいは就学援助費の関係だとか、この辺についても、それらに伴ってどのように、今まで対象になっていた人が外れるのかだとか、いろんなことがありますけれども、まだまだ情報が入ってきていないということでありますので、その辺については情報を的確に把握しながら対応していくということになりますけれども、つい最近の情報でありますけれども、実は来週27日に説明会があるということなんです。ですから、今の段階でまず全く私どもの手元には情報は入っておりません。

それを見ますと、生活保護基準に伴う他制度に生じる影響について係る情報提供ということですから、もうこのときにどこにどんな影響が出てくるのかというのは、おおよそ明らかにされるのだろうというふうに思っております。この扶助費を下げるということとあわせて、政府のほうでは全閣僚で生活補助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について申し合わせているということでありますけれども、極力影響が出ないように、その辺は考えていかなければならんなという２月５日の全閣僚会議の中での申し合わせ事項があるということですから、各省庁にまたがって影響が出るところ、それをどんなふうにして最小限にとめるのかというのが、これから議論されていくだろうというふうに思いますし、それにあわせて直接自治体、本町でもどのような影響を受けるのか、注意深く見守っていかなければならないと、そんなふうに考えているところでございます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　今、町長がお話ししました生活扶助費の削減による影響、非課税から課税、それからいろいろ多々あります。それはあのときに扶助費を削減すると決めておきながら、先々の税というか、いろんな形の計画を決めていないと。27日の説明会でも具体的な案は多分ないと思うんです。影響が出ますよ、これぐらいは多大な影響が出るということで、具体的な、じゃそれにかわる制度、救いを救いといいますか、影響が出ないことまで出ないと思います。でもそれは単に扶助費の影響が出るのを抑えるだけの施策ですので、それはそれで大事です。扶助費が削減されることによって非課税から課税になったと、それを救う制度を国がつくれば、それは当然町もやります。それは当たり前の話で、それは27日以降出るのか年度末に出るのかわかりません。それはそれとしてぜひ取り組んでほしいと思っています。

今回、具体的に２つ質問させてもらいました。その点に入りたいと思うんですが、生活支援事業の関係、これは生活保護の削減には全く関係ない事業ですので、これをぜひ

やってほしいということで質問させてもらいました。ここ数年、19、20年とことしも24年度もそうなんですが、灯油が上がったときの灯油が上がった分を補助するみたいな形で100円を超えたら補助するという形で、ここ何年間、もう３回ほどですか実施いたしました。そうではなく、灯油が上がったからではなくて、生活を支援するという立場を変えて、補うんではなくて生活を支援する事業に転換をして事業を行ってほしいなと思っています。

灯油の関係は過去からあったというのはネットを調べてわかったんですが、その後だんだん北海道が廃止してからはどんどん減っているというのは、私も把握しています。ただ雄武町の例で、従来からあったものに対して新たに要綱を見直しをして、支援事業として実施している、23年からやっているということがわかりました。それは灯油が上がったからではなくて、金額１世帯１万5,000円、これは年間通して使えると。ですから、灯油でもいいし暖房器具でもいいし医療でもいいし、全てといいますか、冬にかかわる生活支援にかかわるお金として70歳以上の世帯夫婦に、非課税世帯に配布しているという実例があります。

このように灯油が上がったり下がったりではなくて、生活を支援する事業として年間、１万でも２万でもいいんですが、支援する事業を行うことはできないのかという点について質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　日常生活については、それぞれの責任の範疇で行っていただきたいというのが基本的な考え方でございます。ただ、高齢者あるいは福祉の対象になるべき方々については、さまざまな今までの支援の仕方というのがあるわけであります。本町では三愛計画という介護以外の対象者に対しても、いろいろ減免措置なりあるいは助成事業だとか、このようなことでの支援をしているわけでございます。直接生活扶助という名称ではありませんけれども、重度の障害者あるいは母子家庭だとか、そんなところに対する支援の仕方だとか、それぞれ町々によって福祉の施策のあり方というのはありますので、本町は本町として生活困窮者あるいはお年寄りに対しての支援はさせていただいているということでありますので、今この時点で冬季の生活費の補填と、特に燃料費を含めて、それに係る経費の町の実費負担をということでありますけれども、現状ではそれぞれの生活の中で、家計の中で基本的にやりくりしていただきたいなと、そう思っております。

ただ、回答にあったように、それが高騰して非常に生活を圧迫するというところには、まさに福祉の温かい手は差し伸べておかなければならないということはお話をさせてい

ただきたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　高齢者のサービスは先ほど町長言いました三愛サービス、介護保険を利用する方もいます、いろんなサービスがあるんですが、要するに何かあればサービスしてもらうというシステムは、それなりにあると思うんです。だけど、年金暮らしでわずかなお金の中でやりくりしながら頑張っているという、そういう方についての普通のサービスというのはないと思うんです。

例えば今回灯油の券、１万円が出ました。本当に喜ばれて、私から見ると１万円、私が言うのも変なんですが、１万円だけなんですよねと言ったら、いや、物すごく助かったと多くの方から言われました。それぐらい１万円、１万5,000円という冬代のお金が物すごく貴重だと。それは非課税という限度がありますが、三愛サービスを受けるから受けないからじゃなくて、元気に頑張っている方を元気づける支援になると私は思っています。

その点を含めて、生活扶助費のほうにも入るんですが、非課税世帯が410世帯あって、生活保護が60世帯だというふうに答弁があったんですが、この非課税世帯の中でも多分国民年金だったら満額で６万そこそこで、計算したら生活保護世帯よりも低いというのが一般的な考えで、それこそ条件がありますので、幾らというのは言えませんけれども、そういう方々が保護を受けずに頑張っているといいますか、一生懸命生活していると。そういう方について、先ほど支援事業、灯油券でもいいですし、扶助費としてある程度、1.3倍以下でもいいですから、そこに支援する方法が私は必要だと思っています。

これは先ほど言いました生活補助が下がったから影響が出るからどうのこうの関係なく、町としてぜひ政策として持つべきと考えていますが、その点について質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　基本的に現金支給というのはいかがなものかという感じは持っております。年金でということと、それからやっぱり福祉でありますから、本当に困窮したところには国の施策を含めて制度がありますので、そのような中で人間らしい生活をしてもらうということであるというふうに思います。

それから、年金の多寡の話をされるとなかなか難しいんでありますけれども、もう一つはやっぱり生活保護を受けるにしても、財産だとかを含めていろいろと判断の上で決定をしていくという、多分そういった審査はいろいろあるんだろうと思いますが、年金生活者にとっても、預貯金の問題だとかいろんなことを含めて、なかなか見えづらいと

ころでありますので、年金の生活だから一律に１万円だとか生活支援をするというのは、なかなか場合によってはばらまきみたいな、そのような指摘もあるやに聞いておりますので、本当に必要な人に必要な手だてを講じていきたいということでございますので、特に現金でもって年金生活者のところに配るというのは、今のところは考えておりません。

今回も燃料で喜ばれたというのは、僕も本当にいろいろ伺っております、よかったと伺っておりますけれども、それはやっぱり燃料が相当高騰しているという現実があるからであります。やりくりするにもやりくりできないくらい一時期上がったということがありました。たまたま４月に入ってから少し下がったりしておりますけれども、２月、決まった段階では、かなりまだ高い状況であったので、生活をする上で非常に助かったというお話を聞かされております。

そういう意味で、これからもそのような状況が、燃料費に限らず何が出てくるかわかりませんけれども、正常でない状況が生まれたときには、それなりの支援は必要だろうというふうに思っております。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　灯油の問題は確かに冬の期間は上がったと、でもことし物すごく寒くて、今も私もストーブをたいているんですが、年間を通して見ればその時期上がったからどうのこうのじゃなくて、全体を通してどれぐらい使うかといったら、冬の時期だけじゃなくて年間の寒さからいったら、トータル的に言えば１月、２月、３月だけではないと私は思っています。

そういう意味で、あと生活扶助費も現金のばらまきになると、でもやっぱりお年寄りは現金が大事だと私は思っています。いろんな確かにサービスが利用できるのはもちろんいいんですが、サービスは自分が困ったときに利用するサービスですので、我慢すればしないし、元気だったら一番いいんですが、元気で暮らしている方がサービスを受ける必要性も感じないんだろうと思うんです。それと現金を給付されるというのは、また別問題で、すごく喜ばれる制度だと私は思っています。

その点について、多分町長は財政問題を言うのかと思ったりもしたんですが、基金がこの間どんどんふえていますね。平成24年度につきまして23年度から比べますと、財政調整基金と公共整備基金を含めますと約７億ほどふえています。25年度は当初予算と今回の補正で崩したのは、私の記憶では財政調整基金を3,000万ほどしか崩していないと思っています。そうすると、25年度また基金がふえると、よほどこれから９月、12月、３月の補正はあり得ませんから、そのときに補正を組まないと基金はふえていくんでは

ないかと。その一部を活用といいますか、有効活用してばらまきというのは、ちょっと私は余りふさわしい言葉ではないと、私は慎みたいと思っているんですが、その方々に対する支援事業を行うだけの財政的な余裕といいますか、お金は工面できるんではないかと私は思っておりますが、その点について答弁をお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　財政という問題でなく考え方の問題だろうというふうに思っております。基本的にやっぱり現金支給というのは特別なことがなければすべきでないと。やっぱり現物といいますか、いわゆる福祉を受けるための環境整備だとか、そういった支援策というのは必要だろうと思いますけれども、現金はそれはもらったらうれしくない人はいないだろうと思いますけれども、やっぱりそれは日常的な自分の家計の中でやりくりをするというのが原則で、そしてまたそこでどうしても福祉の対象になるといいますか、困窮しているところについては、それなりのさまざまな支援をもってそれらにお応えをするということが基本でないだろうかと、こう考えております。

そういう意味で、福祉の充実の仕方として、緊急の場合以外は現金をもってその福祉の対策を講じるということについては基本的には余り賛同はできないと、そう考えています。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　その２つの問題については、多分これ以上何分討論してもここではいい答弁はないと思いますので、前に進めたいと思うんですが、そうしますと、27日以降についていろいろな生活保護費の削減による影響、非課税から課税に回る問題、いろんな問題について具体的までいきませんが、ある程度出ると。その後について国のほうは施策を出すと。それについて町も当然やると思うんですが、そのときにいろんな課題も含めて、国から出されたものだけじゃなくて、町としての施策も同時に検討すべきと。

前に私、２月ですか、あのときにもこの問題について質問したんですが、町独自の低所得者軽減等は国や北海道の情報収集を行い対応すると。ですから、町独自の施策もあり得ると私は判断していますが、そのことを前向きな答弁をいただいて、この項については終わりたいと思います。お願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　竹中町長。

**○竹中　貢町長**　いずれにしましても、まだ具体的な国の方針なり具体的な制度内容がわかっておりませんから、それが出てきて、どんなところにどのように影響しているのかということを確かめた上で、今まで町がしている、サービスを受けている方が今回の変

更によって、どのような状況になるのかというのは確かめた上で、新たな政策が必要になるのか、あるいは国の負担を軽減するといいますか、負担させないという、それが具体的にどんな形で出てくるか、出てきてからいずれにしても考えることになるだろうというふうに思います。

まだ、全く不透明な中で、ここで答弁するということはちょっと難しいなということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　前向きな答弁が出たら早目にとは思ったんですが、なかなか時間が60分使いそうなので、申しわけありませんが。

次に、教育長のほうに質問させてもらいます。

教育の無償化についての問題なんですが、世界的にいいますと、もうどんどん無償化が進んでいますので、これは世界と日本を比べるというのは、また一概にとんでしまいますが、日本は物すごくおくれているという点で、いずれにしろ無償化のほうに進むんです、これは。

それで、一昨年ですか、全日本教職員組合が各自治体に無償化に対する質問をいたしました。全自治体が1,742の中でほぼ半分の806自治体が回答したと、上士幌町は回答したかどうかわかりませんが、その中で給食費の補助を行っているのか104の12％、約13％、通学費が403の50％、補助教材が88の10％、うちの町はこれをやっていますので、回答すればこの中に入るんですが、修学旅行費が97の12％、その他ありますが、全体では何らかの補助をしているのが85.7％、ただ無償化までいくと、それほど多くはないんですが、今注目されて全国的にも多分日本で一、二番を争う、争うというと変ですね、政策が出されているのが、先ほど質問をいたしました山梨県の早川町だと私は思っています。

早川町は、それ以前にも2012年から実施したわけですが、それ以前から山梨県下でもトップクラスの教育環境を行ってきたと。そのときに2011年７月に教育長が呼びかけて、無償化検討会議を議会議員さん、それから教育委員さん、ＰＴＡの代表も加わって検討を始めたと。それで、結果的にやろうとなって、町長もいい、一緒になってやろうとなって無償化が実現いたしまして、給食費、通学費、教材費、修学旅行費など無償化になりました。

これは、その後いろんな新聞でも報道されて、インターネットでももちろんありますが、報道されています。その点を含めまして、多分無償化に反対というか、ばらまきではありませんので、教育はやっぱり子供を育てるための大事な問題ですので、無償化に

ついての根本的な考え方について、まず教育長に答弁をお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　この教育費の無償化につきましては、基本的には義務教育ですので、国がしっかりと子供たちの教育のために経費を負担するというのが原則だというふうに私は考えています。

ですから、それぞれの自治体でこういった差が出ると、本当に進んでいるところは、それは財政はちょっとわかりませんけれども、進んでいるところはどんどんやって、やらないところと格差が出るというのは、ちょっと私個人としては心配な状況なのかと。やっぱり教育の基盤というのは全国一律で、極力一律のそういった教育環境を進めるべきだというふうに考えています。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　それでも、なかなか国のほうが前へ前へと進まない、高校の無償化は当面になりました。でも、なかなか進みづらいと、それでも国のほうは少しながらでも、例えばきょうは関係ありませんが、保育所の無料化をちょっといきなり言ってみたりしますので、乳幼児の医療費もそうですが前へ進んでいます。その点を含めまして、町独自の政策として無償化を町からやろうというので、今進んでいます。

ここで馬場教育長が、じゃやります、やらないということは、それは答弁が多分できないと思うんです、お金が絡んできますので。ただ、基本的なことはどうなのかという点で答弁してほしかったんですが、まだちょっと前向きではないなというふうに感じさせてもらいました。

具体的な中身なんですが、補助教材の問題で、これは町が1,350円補助していますので、この点についてまず質問したいと思うんですが、多分教育委員会も把握していると思うんですが、これは必ず学校の先生や学校によって使う教材等いろいろ吟味されておりますので、一律に幾らというのは出てきません。ただ、私がお母さん方に聞いてちょっと調べた中では、１年生は結構をかかります。１年生が補助教材が約5,000円ぐらいなんですが、そのほかにピアニカとか算数ボックスという物すごく高いんです、あれは8,000円するというふうに言っていましたが、約２万円ぐらいはかかると。

それからあと、やっぱり５・６年生がかかります。５・６年生になりますと、いろいろな教材費やら、あと裁縫セットやらいろいろ、最後に６年生は修学旅行費が、答弁にありましたように２万円かかるということを含めますと、かなりお金がかかると。

そういう中で、1,350円が補助されているという中では、この金額を、私が議員になったころは980円だったと記憶しているんですが、そのときに先生方の私が持ってきた

プリントの中は500円と、500円はおかしいということで980円にすべきだと言って、今きちんと1,350円補助されているというのが出ていますので、それはいいんですが、この問題について補助費の引き上げについて、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　この補助教材につきましては、今、山本議員さんがおっしゃられたとおり、各学校、学年でかなり大きな差があります。中身的には補助教材といわれる中身はテストブックですとか学習ノート、ドリル、こういったものでありますけれども、この平成12年に引き上げたとき、前年の平成11年度の補助教材の状況をもとに1,350円というのを算定をしております。というのは、この平成11年度の段階では一番少ない学校、学年の中で大体1,390円というところがありましたので、これを基準に恐らく1,350円という金額を算定して、平成12年度から補助をしているんではないかというふうに推測されます。

その後、議員さん言われたとおり、この補助教材の金額というのは総体的にはふえてきています。各学校、学年ともに増額傾向にありますので、この辺につきましては、十分教育委員会は先ほど言われたとおり、予算編成権がありませんので、町の理事者、財政のほうと十分検討しながら、この補助教材を今後どうしていくのか、検討をさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　ない制度を新しくつくるというのは物すごいエネルギーが要りますし、なかなか難しいんですが、補助教材につきましては、従来やってきたので、わずかずつ上げながら1,350円まで到達したんですが、その後全然もういつもいつも引き上げ、アップがどうのこうの、それはやっぱり教育委員会のほうが予算のときに、査定のときにもし必要であったらきちんと要望すべきだと私は思っています。それによって財政のほうで検討しながら行くんだろうと。これは多分引き上げの可能性が十分あるので、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

それでは、給食の問題なんですが、給食をここ数年無料化にどんどん広がっています。三笠市はかなり前からでした。私はその当時からすごく注目して、新聞の切り抜きをずっととってあったんですが、そのときの記事もあるんですが、時間がないので省略しますが、やっぱり町全体で子供たちに要というので、いろんな変な話、ほかの福祉政策は結構削減されている中でも、子供の教育をちゃんとしようというので、給食費の無償化について踏み切ったという事例がありました。

あと、全国的にも群馬県の南牧村とか、それから兵庫県、まだまだインターネットを調べても10件ぐらいあるんですが、先ほどの数からいったらもうはかり知れなく数があるものですから、多分まだまだ実施しているんだろうと私は思っています。

前段、学力の問題についてもほかの議員からの質問がありましたが、やっぱり食べることが基本であり、それから早寝早起きもそうなんですが、食の問題は物すごく大事であると私は思っています。その点について、安全で、それから地産地消を含めてきちんと保障するには、賄い費が幾らになるかとか、前にパンを国産にしてはどうですかと言ったときに、国産にするとパン１個幾らコストが上がりますよということもありました。そのときにきちんと地産地消で、賄い費は安全なものでいいものをつくろうと思ったら、給食費にはね上がるのは関係なく、町がきちんと負担することをやれば、高かろうがいいものを使うと、もしかしたら地産地消で安いものが入れば安く使って下げることもできると、そういうふうに見ながら給食費について取り組んできたと私は思っていますが、その点について質問いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　学校給食費につきましては、学校給食自体は教育の一環だというふうに考えておりますけれども、ここで賄い材料費、給食の原材料に、ここに町が負担するというのは、これは教育というよりも子育てをどう支援していくかという大きな観点で検討しなければならないというふうに考えています。

現状でこの実際に食事は給食にしても弁当にしても、いずれにしても食べるものですので、この食材に係る、賄い材料費に係る助成というか無償化というのは、現状では考えておりません。

これは、先ほど学校給食法の話もしましたけれども、学校給食センターの施設設備の維持管理、それから人件費も町あるいは道にも負担していただいて学校給食センターを運営していると、こういった状況からも、この賄い材料費まで支援をしていくと、無償化にしていくというのは、現状ではなかなか理解が得られないのかなというふうに思いますし、現状では考えておりませんけれども、将来的にこういったものを他町村ですとか管内の状況もまた見ながら、いろいろと調査研究はしていきたいなというふうに考えています。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　この問題につきましても、ほかの議員と同じように、これからも質問させてもらいたいと思っていますので、また給食の問題についてはこれからも質問させてもらいます。

最後、修学旅行の問題なんですが、答弁で小学校２万円と、中学校４万円程度ということがありました。これは私も、あれもこれもと言って全部が全部というふうに、なかなか私も言いづらいものがあります。せめて半額ということで提案させてもらったんですが、その点について、修学旅行費も結構ここ数年、補助しているところがふえております。これは義務教育でいえば２回ですね、６年と３年ですので限られておりますので、それほどの町の負担にもならないと思うんですが、その点について質問いたします。半額、全額でもいいんですよ、半額程度する気はないのか、お金の問題は町長であれば、これはまた次の機会に質問させてもらいたいと思うんですが、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　この修学旅行費の負担につきましても、現状では助成する考えはありません。ぜひ大体修学旅行の日程というのは早いうちから決まっていますので、お金をやっぱり家計をやりくりして予定をしていただいて負担をしていただきたいというのが現状での考え方ですので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　最後になる、時間をいっぱい使うつもりもありませんので、前向きな答弁をもらうか、ちょっと足踏みであればまた次のときに質問したいと思うんですが、今回教育長に質問したいことの一つには、今度子育て推進室ができました。それは担当者だけじゃなくて、教育委員会、保育所、それからもちろん企画も含めた、町長も含めた形で考えるんだと思うんです。

そのときにいろんな意味で、先ほど無償化の問題についてはちょっと前向きじゃないのかなと、若干思ったんですが、これから子供をどういうふうに育てるかと、どの分野で無償化もあり得ると私は思っているんですが、無償化がいいのか、どうするのかということ含めて、総合的な計画をつくるべきだと思っています。それは推進室がやるわけじゃありませんので、提案するのはあくまで教育委員会だと思うんです。推進室の中でいろんな課があったときに、教育委員会がこういうふうにしたいというふうなイメージなり、提案していくのは教育委員会だろうと私は思っています。その点について、ここでやるやらないじゃなくて、そういう提案を検討するかどうかです、そのことについて検討、提案をするかどうかをまず質問したいと思います。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　この子育て支援の検討委員会、役場の庁舎内に設置されて既に何回か会合を行っております。これにつきましては、子育て、教育ということで町

長の４期目の一つの大きな柱になっておりますので、この辺は認定こども園、それから子育て支援センター、発達支援センター、学童保育所、それから生涯学習センター、青少年会館、いろんなものを総合的に今後検討しようということになっています。

また、認定こども園の実際の教育課程の編成ですとか具体的なカリキュラム、そういったものもしっかりと教育委員会もかかわりながら検討を進めていきたいというふうに考えています。これは教育委員会が中心になってというのは、まだそういう話にはなっておりませんので、教育委員会としてもかかわりを持ちながら、教育委員会としての考え方は意見反映をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　山本和子議員。

**○８番（山本和子議員）**　多分保育所の建てかえにかかわることから始まっていますので、例えば学習センターの建てかえも含めてだと思うんです。その中に、今教育長が教育の町としてこれから進んでいきたいというときには、無償化の問題も避けて通れないと私は思っています。現時点では考えていない、余り提案するところまで行っていないのかと思っているんですが、それもぜひ議員さんも政策提案をしてくださいという町長のこともありましたので、ぜひ提案させてもらって、これからの課題にしてほしいと思って、再度質問して終わります。

**○議長（杉山幸昭議長）**　馬場教育長。

**○馬場久男教育委員会教育長**　いろいろまた議員さんのほうからも提案をいただいて、教育委員会としても管内の状況等も考慮しながら、しっかりと町の理事者、それから財政ですとか子育て支援室、いろいろ含めまして検討していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上で、８番、山本和子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後　３時４０分）

---

**○議長（杉山幸昭議長）**　休憩前に引き続き再開いたします。

（午後　３時４０分）

---

◎議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第３、議案第37号工事請負契約の締結についてを議題とい

たします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　ただいま上程されました議案第37号工事請負契約の締結について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

別紙議案第37号関係資料をご参照願います。

このたび議決を求める工事請負契約の締結は、上士幌小学校校舎改修工事であります。本事業は、建設年数が経過し、老朽化してきている上士幌小学校校舎の内部及び外部設備等の改修を実施するものであり、国の補助事業採択を受け、本年３月26日開催の臨時議会において補正予算の議決をいただき、平成25年度予算へ繰越明許したものでございます。

工事の概要ですが、外壁改修、屋外防水改修、建具改修、特別教室、多目的トイレ及びシャワー室新設、児童用及び職員用トイレ改修、放送設備改修等を実施するものであります。

工事入札につきましては、平成25年５月15日午前９時30分に執行し、町内業者を含む５共同企業体での指名競争入札の結果、１回の入札により落札されました。

また、本工事の入札においては、適正な工事の執行を担保するため、最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設定し執行いたしましたが、最低制限価格を下回った入札はございませんでした。

入札の金額は１億2,883万5,000円、入札予定価格は１億3,294万500円で、落札率は96.91％であります。

契約の相手方は、川田・川村建設経常建設共同企業体、代表者、帯広市東５条南５丁目１番地、川田工業株式会社、代表取締役川田章博氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から平成26年１月31日までとしてございます。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これより議案第37号について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって議案第37号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案の通り可決されました。

---

◎議案第３８号及び議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第４、議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第５、議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上２案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

**○高嶋幸雄総務課長**　ただいま上程されました議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上２件につきまして一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

このたび本町が構成団体となっております一部事務組合に新規に加入する団体があるため、地方自治法第286条第１項の規定により、組合規約の変更が必要になることから、組合規約の変更に関して議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、具体的な改正内容をご説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、町村議会議員の公務災害補償事務を行っている一部事務組合であります。

詳しい改正内容は、議案第38号関係北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

別表第１のうち、広域紋別病院企業団の次に、北空知圏学校給食組合を追加するものでございます。

なお、附則で、この規約は地方自治法第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

次に、議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、具体的な改正内容をご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合につきましては、市町村の非常勤職員の公務災害補償事務等を行っている一部事務組合であります。

詳しい改正内容は、議案第39号関係北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

別表第１につきまして、空知総合振興局（34）となっております。これを、空知総合振興局（35）に改正し、空知中部広域連合の次に、北空知圏学校給食組合を追加します。

同様に、別表第２につきまして、空知中部広域連合の次に、北空知圏学校給食組合を追加するものであります。

なお、附則で、この規約は地方自治法第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これを２案について一括質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって２案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第38号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案の通り可決されました。

次に、議案第39号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案の通り可決されました。

---

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第６、議案第40号平成25年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

**○千葉与四郎副町長**　ただいま上程されました議案第40号平成25年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）の内容を申し上げます。

補正総額は640万2,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は一般会計並びに５特別会計の総額で71億3,975万1,000円となります。

それでは、補正予算書の１ページをごらんください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万2,000円を追加し、総額を54億3,397万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページ、第１表のとおりでございます。

歳出における追加補正の内容につきましては、（仮称）子どもセンター建設事業634万6,000円、私立保育所管理運営経費５万6,000円でございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜りご承認くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）**　提案説明が終わりましたので、これより議案第40号について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　これをもって議案第40号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　討論がありませんので、これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案の通り可決されました。

---

◎監報告第３号の上程、報告

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第７、監報告第３号例月出納検査報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

**○新田勝幸代表監査委員**　監報告第３号例月出納検査報告について、その結果を報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、実施しているものでございます。

今回の報告は、平成25年２月分、３月分、４月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び特別会計の現金の出納状況でございます。

提出された各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

以上、監報告第３号の監査結果報告といたします。

**○議長（杉山幸昭議長）**　代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は、添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で監報告第３号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

---

◎閉会中の継続調査の申出について

**○議長（杉山幸昭議長）**　日程第８、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出書のとおり閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

---

◎開会の宣告

**○議長（杉山幸昭議長）**　以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

平成25年第３回上士幌町議会定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）**　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が５月８日から17日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、平成25年第３回上士幌町議会定例会を閉会いたします。

（午後　３時５５分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員